

令和元年 第5回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和元年12月11日 開会

令和元年12月12日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和元年
第5回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

12月11日(水) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 7
○会議録署名議員の指名 7
○会期の決定 8
○諸般の報告 8
○一般質問 13
 5 番 浅 見 裕 彦 議員 13
 4 番 宮 原 みさ子 議員 25
 8 番 大 野 伸 恵 議員 34
 2 番 黒 澤 克 久 議員 48
 3 番 阿左美 健 司 議員 55
○答弁の補足 69
○延 会 70



12月12日(木) ○開 議 76
○議事日程の報告 76
○一般質問 76
○発言の訂正 76
 1 番 向 井 芳 文 議員 76
 10 番 関 根 修 議員 90
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決 102
 ・議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町農地
 等災害復旧事業分担金徴収条例)
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決 110
 ・議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度

横瀬町一般会計補正予算（第3号）

- 議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 1 2
 - ・議案第56号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 2 0
 - ・議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 2 2
 - ・議案第58号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例
- 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 2 6
 - ・議案第59号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 2 9
 - ・議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 2
 - ・議案第61号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 3
 - ・議案第62号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 6
 - ・議案第63号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 9
 - ・議案第64号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 4 0
 - ・議案第65号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 4 1
 - ・議案第66号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 4 2
 - ・議案第67号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
・議案第68号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正 予算(第2号)	
○陳情第8号の上程、説明、委員会付託	144
・陳情第8号 筆界特定に関する陳情	
○会議時間の延長	145
○日程の追加	145
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
・発議第3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置について	
○日程の追加	147
○横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任	147
○横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選	148
○答弁の補足	148
○閉会中の継続審査の申し出	149
○閉 会	149

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第25号

令和元年第5回横瀬町議会定例会を、令和元年12月11日横瀬町役場に招集する。

令和元年12月4日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	向	井	芳	文	議 員	2 番	黒	澤	克	久	議 員		
3 番	阿	左	美	健	司	議 員	4 番	宮	原	み	さ	子	議 員
5 番	浅	見	裕	彦	議 員	6 番	新	井	鼓	次	郎	議 員	
7 番	内	藤	純	夫	議 員	8 番	大	野	伸	惠	議 員		
9 番	若	林	想	一	郎	議 員	10 番	関	根		修	議 員	
11 番	小	泉	初	男	議 員	12 番	若	林	清	平	議 員		

不応招議員（なし）

令和元年第5回横瀬町議会定例会 第1日

令和元年12月11日(水曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設樂政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和元年第5回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 最初に、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

本日は、議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

早いもので令和元年度も師走に入り、めっきり寒さが厳しくなり、また何かと慌ただしさが感じられるようになってまいりました。本年度事業もおおむね順調に進んでいるところではありますが、各事業の進捗状況の一部等について報告をさせていただきます。

まず、台風の関連です。9月9日に上陸した台風15号、10月12日に上陸した台風19号は、各地で大変な被害をもたらしました。被災されました全ての方々に、改めてお見舞いを申し上げたいと思います。とりわけ台風19号については、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、当町においても初めて特別警報が発令されるなど大きな被害をもたらしました。当町では幸い命にかかわる災害は発生しませんでした。道路、農地等に大きな被害が発生しております。今後、これらの復旧に全力を尽くすとともに、今回確認された課題や反省点を踏まえて、引き続き安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、まちなか再生支援事業についてですが、住民同士、来街者と住民の集う場所、コミュニティーの創出、多世代、多様性を育む場づくりの試験的運用として始まったオープン&フレンドリースペースエリア898がことし3月末にオープン後、約8カ月が経過しました。その間、はたらクラスやプログラミング教室などのイベント、よこらば関係や地元住民のミーティングなどのほか、住民と来街者との共創スペースの成功事例として視察などもあり、現在236回、利用者数としては延べにして2,600人を超える方々に利用をいただいております。利用方法も多岐にわたることから、町民の皆様にとって一番よいやり方を

現在検討しております。また、まちなか再生支援事業で遊休資産として候補に挙げた旧給食センターは、よこらぼでの提案とともに、センターの一部を事務室、作業場としてそれぞれ貸し出すとともに、2件の町内における創業支援にもつながっております。

次に、この秋に開催された町民イベント等についてご報告いたします。まず、10月6日に開催した町民体育祭ですが、当日は天候にも恵まれ、延べ約2,600名の町民の皆様にご参加をいただき、盛大に開催することができました。昭和20年代から開催し、村の時代から通算で69回目を迎え、歴史のある町の一大イベントであります。各地区を基礎とした町のコミュニティーの維持、強化にもつながるものではないかと考えており、今後も引き続き開催してまいりたいと考えております。

次に、10月27日に開催したよこぜまつりですが、好天にも恵まれ、スポーツ交流館で開催した健康まつりと合わせ延べ約7,000名の皆様にご来場いただきました。当日は、参議院議員補欠選挙と重なりましたが、大勢の来街者に詰めかけていただき、楽しいひとときを過ごしていただきました。町民の方が集まる場づくりの一つとして、今後とも工夫しながら継続していきたいと考えています。

11月に入り、1日から3日まで町民文化祭が開催されました。3日間で延べ総人数3,861人の方に来場いただきました。この数字は過去最高であり、観光関係各位の努力のたまものにより、このイベントが魅力あるイベントになっていることを改めて実感するところです。

続きまして、ちちぶ車両基地酒場2019 in 横瀬が11月9日に西武鉄道横瀬車両基地で開催され、延べ約5,100名の方々にご来場いただきました。ことしで2回目ですが、ことしは新たに横瀬産のどぶろく花咲山なども販売されました。同会場ではあわせて西武秩父線開通50周年記念車両基地まつり in 横瀬も行われ、初代レッドアロー号、2代目ニューレッドアロー号、そして3代目ラビュウの実車両が展示されたこと等から、昨年を上回る大勢の来場者でにぎわいました。このイベントは、多くのメディアで取り上げられましたが、企業イベントと地方自治体の活性化の取り組みの新しい形であるとの視点で取り上げていただいたものもあり、横瀬らしさが出せているイベントになったのではないかと思います。

次に、昨年11月に太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード2018で横瀬町が優秀賞を受賞したことに伴い、太陽生命から専門ガイドの育成などのサポートをいただき、ウォーキングコースとして花咲山公園コース、根古屋城址コースが完成するとともに、クアの道として認定されました。完成に当たり、11月9日に花咲山公園内でテープカットと式典が行われ、式典終了後、約70名の方々が記念ウォーキングを体験しました。今後も町民の皆さんは、健康で日本一歩きたくなるまちを目指して事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊ですが、10月1日付で新たに1名が着任しております。新たな隊員となられましたのは、伊奈徹さん、愛知県小牧市出身の37歳です。これまでフリーランスで約9年間企業の集客代行や広告づくりに携わってきた経歴をお持ちです。当町のチャレンジをするところ及び人が集まり価値をつくり出すところに共感し応募されたとのことで、みずからの経験を生かし、まちの発展と自身の成長を目指したいとの思いをお持ちで、ふるさと納税のPR等を中心に活動を始めています。横瀬町のふるさと納税の額は年々増加していますが、本年は昨年度の最終金額を既に大きく超え、現時点で1,300万円を超える水準となっています。今後も工夫を重ね、より多くのご寄附をいただけるよう努めてまいりたいと思っておりますが、伊奈さんにも大いに活躍してもらえるものと期待しております。

次に、よこらばについてですが、11月審査分までで提案119件に対し67件を採択しています。毎回ご好評をいただいている月1開催のはたらクラスやよこぜプレゼン部などのイベントや、株式会社LUUPによる高齢者を対象とした電動キックボードの実証実験の実施、または鳥獣害対策に対応する新たな事業が始動するなど、この秋も活発に展開がされています。住民への周知など課題はまだまだあるものの、よこらばは町の看板事業として広がり、進化を見せてきており、順調に成長を続けていると実感しています。

次に、来年度スタートする第6次横瀬町総合振興計画の策定進捗についてでございますが、職員の手づくりにより骨格となる基本構想、前期基本計画ができつつあり、パブリックコメントを実施するための準備に入っております。その後、行政経営審議会でもご意見をいただき、3月議会に上程する予定でございます。

最後に、秩父広域での動きについて1点ご報告いたします。11月20日に1市4町で秩父地域し尿処理事業広域化準備室の設置に関する覚書を締結しました。現在、し尿処理に関しては、施設を持たない当町は有料で処理を秩父市に委託する形をとっていますが、各施設の老朽化等が進む中、将来の安定した処理を維持するため、今後1市4町で協議して議論を深めてまいります。

以上、事業等の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業等の執行には細心の注意を払い、効果的な行政運営に努めていく所存でありますので、議員各位にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

また、健康には十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。専決処分の承認を求めることについて2件、条例の制定2件、条例の一部改正5件、補正予算6件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

4番 宮原みさ子 議員

5番 浅見裕彦 議員

6番 新井鼓次郎 議員

以上、3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月4日、午後2時より301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございます。会議録署名委員に宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の掲示を受け、日程及び会期について審議をいたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は12月11日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11日から12日までの2日間と決定することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、第4回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましてはお手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和元年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに令和元年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定例監査等の結果についてご説明を申し上げます。

お手元に各監査の結果報告の写しが配付されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明をさせていただきます。内容につきましては、令和元年9月19日、10月29日及び11月21日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象としましては、令和元年度一般会計及び各特別会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者に現金の出納状況を知るに必要な調査と、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和元年10月31日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は4億748万8,770円であることを確認いたしました。

次に、定例監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、令和元年11月27日に地方自治法第199条第4項同条第2項及び同条第7項の規定により報告したものでございます。

令和元年度の定例監査等は、本庁舎内の各課及び芦ヶ久保出張所、横瀬児童館、横瀬小学校を対象に10月24日及び30日の2日間で実施いたしました。監査対象は、一部の事務を除き、平成31年4月から令和元年9月末までの各箇所財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに財政援助団体の事務の執行等でございます。これらが適正かつ効率的、また計画的かつ合理的に行われているかを主眼に実施をいたしました。

監査の概要でございますが、各箇所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については共通事項及び個別事項として事項別に指定し監査を実施しました。共通事項につきましては、指定様式により総括表の提出及び関係書類の提示を、個別事項につきましては関係書類の提示を求め、各課長の説明を受け、これらについての質疑応答を行いました。

また、財政援助団体の監査につきましては、横瀬町シルバー人材センターを対象に実施いたしました。

監査の結果について申し上げます。令和元年度定例監査等を実施したところ、各箇所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてはおおむね適正に執行されており、特に問題はないと認められました。

また、財政援助団体である横瀬町シルバー人材センターに係る監査では、関係諸帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、今回の定例監査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、去る11月27日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表しましたので申し添えます。

以上で私からの報告を終わります。

○内藤純夫議長 大沢代表監査委員の説明を終わります。

次に、各常任委員会の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告をお願いいたします。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 皆様、おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会報告を行いたいと思います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和元年11月26日午後2時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は、委員6名、執行部11名、事務局2名です。会議録署名委員といたしまして、黒澤克久委員、内藤純夫委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、所管事務調査、台風19号に対する対応について、2、教育委員会報告、3、その他でございます。

審査経過のまとめ、1、所管事務調査として、総務課長より台風19号に対する対応について、自主避難所の開設から閉鎖までの町の体制と避難所の状況、気象情報についての説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

2、教育委員会報告、教育長より資料に基づき、1、校長会、教頭会の主な指示、伝達事項、2、小中学校の児童生徒の現状等、3、教育委員会の主な行事、4、その他についての説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。終了後、委員、総務課長と旧給食センター跡の備蓄倉庫の視察を行いました。

以上、報告といたします。

○内藤純夫議長 総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告をお願いいたします。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時ですが、令和元年11月26日午前10時より。開催場所は、横瀬町役場301会議室でございました。出席者は、委員4名、執行部5名、事務局2名で、会議録署名委員を阿左美健司委員、関根修委員に願

いたしました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査、台風被害に係る現状と対応及び今後の対策について、(2)、その他でございます。

審査経過といたしまして、またまとめといたしまして、(1)、所管事務調査に関しまして、町田建設課長並びに赤岩振興課長より台風19号における被害に係る現状と対応及び今後の対策について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、より詳しい被害状況に関する事、被害箇所の復旧のめどに関する事、今後の対策に関する事等でした。

まとめといたしまして、当委員会としては台風被害に係る現状と対応及び今後の対策について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

(2)、その他でございますが、執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これらを報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 おはようございます。議長からご指名いただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。

皆さん、お手元に資料があると思いますので、一緒にごらんになってください。全員協議会、開催日時、令和元年11月13日午前10時、開催場所、秩父クリーンセンター3階大会議室、出席者、議員16名、関係職員。

議事、諸報告、①、組合議員選挙の結果について、②、令和元年第3回11月定例会管理者提出議案の概要について、③、台風19号による被害及び復旧状況、④、一般廃棄物処理手数料の改定について、⑤、水道事業経営審議会の経過報告について、⑥、その他、出初め式について。

(2)、議会運営について話し合いました。令和元年第3回11月定例会、開催日時、令和元年11月20日水曜日午前10時開会、開催場所、秩父クリーンセンター3階大会議室、出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員。

議事、第1、議席の指定、15番、高橋耕也議員、16番、出浦正夫議員が、今回新たに任命されました。会議録署名議員の指名、5番の大久保議員、6番の松澤議員、7番の小櫃議員が署名議員に指名されております。第3、会期の決定、1日となりました。第4、諸報告。第5、管理者提出議案の報告。第6、一般質問、3番黒澤秀之議員、10番、浅見裕彦議員、9番、黒澤克久議員、16番、出浦正夫議員、8番、浅海忠議員。第7、議案第16号 専決処分について、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2回)、承認、総員起立でした。第8、議案第17号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定、総員起立。第9、議案第18号 秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例、原案可決、総員起立でした。会議時間の変更、午後6時までに変更されました。第10、議案第19号 秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例、原案可決、総員起立でした。第11、議案第20号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案可決、総員起立でした。第12、議案第21号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、原案可決、総員起立でした。第13、議案第22号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）、原案可決、総員起立でした。第14、議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について、同意、総員起立でした。なお、控室のほうに議案のほうを置きますので、質問等ございましたらよろしくお願いたします。

以上になります。

○内藤純夫議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 済みません。広域のほうのことでちょっと質問させていただきたいのですが、諸報告の中で19号による被害及び復旧状況ということで、断水がかなり続いたようなのですが、その事実というのはどんなものであったのか、説明があったら教えていただきたいと思います。

それから、5番の水道事業経営審議会の経過報告なのですが、これも合併してから5年たって、水道料金が上がるという、5年たったから見直しということが決まっておりますので、その辺について審議がされているのだと思うのですけれども、そのことについての説明はどうであったか教えていただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 それでは、まず別所の断水の関係ですが、今回大規模に大分土砂崩れが発生してしまっただけで、配水管自体が外れてしまったというところがありました。それは早急に何とか復旧をさせたのですが、今度は河川から水を吸い上げているところの吸水口というのですか、そこが通常よりも少し木の破片だとか、葉っぱだとか、そういうものが周りに大分たまってしまっていたので、なかなか給水の吸い上げがうまくいかなくなっていたという部分もありまして、断水ということになったと。そこもなるべく危険のないように排除して作業を復旧させたというふうに全員協議会での報告は、私たちは受けました。

それと、水道事業経営審議会の報告で我々が報告を受けたところでは、料金の統一する際に改定率が今回示されたのですが、まだ最終的な答申は12月中旬ということなので、あくまでも仮になっている数字なのですが、改定率は17.91%ということでお話を聞いております。

以上になります。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

◇

◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。傍聴者もいっぱい来ていただき、大変ありがとうございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をします。

質問に入る前に、この秋猛威を振るった台風19号によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、復興に向けて奮闘している多くの被災者に対してお見舞いを申し上げます。今回の台風は、98名に及ぶ死者、堤防決壊が140カ所と甚大な被害があり、復興に向けて長期の時間を要するものであります。でき得る限りの支援をしていきたいと思っております。また、町にあっては町長を初めとした職員の皆さんや消防団、かかわった多くの町民の昼夜を問わずの取り組みに敬意を表します。大変お疲れさまでした。

それでは、質問に入ります。初めに、1、安全安心なまちづくりの充実についてであります。9月議会でも取り上げましたが、町は災害対応訓練を富田町長のもとで4回行ってきました。6月に災害時初動マニュアルに基づく災害初動訓練等を行い、今回は本格的な実践の場となりました。より安全安心なまちづくりを目指して、その充実を求めるものであります。既に常任委員会の所管調査で台風19号に対する町の取り組みについての質疑応答がなされていますので、先ほど総務委員長のほうからありました実績、避難所の開設、閉鎖までの町の体制と避難所の状況、気象状況についての説明を受けたということでありましたが、私は産業建設常任委員会のほうなので、建設課、振興課の所掌に関する点を除いて、町の取り組みについて伺うものであります。

(1)、初めに体制の点についてであります。警報発令の時期、どのような時点で、どんな体制で決定したか。そして、避難勧告、避難指示を出したのか。そして、避難所開設の状況、避難者への対応状況はどんなであったか。また、災害対策本部の機能と体制はどうであったかについての説明をしていただきたいというふうに考えます。

(2)として、今回の災害状況を踏まえて、住民の安全確保に対しどんな問題点があったか等の集約状況と今後にかさすべき措置の検討をどのように進めているかを示してください。

次に、2といたしまして、旧芦ヶ久保小学校の管理全般について伺うものです。横瀬町は、横小の木造校舎を町のシンボルとして残し、現在も使用され、今後も使い続けていくとなっています。一方、旧芦ヶ久保小学校はどうかというと、かつては芦ヶ久保の中心的存在で、運動会などは子供の数よりも保護者、老人クラブや婦人会、消防団等も加わり、一大イベントとなっていました。ここは、私の学びやでもありました。現状を見るとどうかといいますと、廃校舎に見えます。みすばらしく手入れのされていないように見えますので、何とかしてほしいと思い、自分たちにもできることは協力しながら、整備が図ればの

思いでいます。そこで現況について伺います。旧芦ヶ久保小学校の管理の実態がどのようになっているかについて説明をしてください。

(2) としまして、利用状況及び利用者数の推移と利用者の声をどのように反映させているかについての説明をよろしくをお願いします。

現状は、議会だより編集委員会で9月21日にしました。委員の皆さんも、これでいいのかと感じたとのことであります。そこで、施設全体の樹木管理や校庭等の草の除去、室内清掃をどのように行っているのかを説明してください。

4番目としまして、映画やドラマの撮影など、学校シーンのロケに最適ですとホームページにこれは載っています。期待に応えられるように整備すべきと考えますが、どのように進めようとしているかを説明してください。

3番目として、成年後見人の取り組みについて伺うものであります。成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する機能が十分でない方に対して、権利を守る援護者を家庭裁判所が選び、その方法を法律的に支援する制度となっております。9月議会の決算審査において、介護保険の特別のときの支援事業、任意事業でありましたが、成年後見制度利用支援事業について、現状を質疑したところ、町の回答は、認知症高齢者等、そういった方々がますますふえて、後見人の需要というものが高くなると見込まれていて、法人後見であったり、市民後見人の活用等も含めて支援を進めていくという必要があるということで検討しているものでありますとの回答をいただいたところであります。改めて、町の現状、取り組み状況について伺うものであります。

1としまして、現状を見て、私も成年後見人を必要とする人はふえているというふうに考えます。身寄りが無い、あるいはあってもつき合いが無いなどにより、申し立てをする人がいない場合の認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方々の法支援を図るため、市町村長には法定後見、これは後見、保佐、補助の開始の審判の申し立て権が与えられています。町は、この町長申し立てをすべき事項をどのように考えているかを示していただきたいというふうに思います。

2つ目ですが、町の社会福祉協議会を初めとして、法人としての受け皿が必要と感じます。どう取り組もうとしているかを示してください。また、申し立てや報酬の支払い等の費用が発生する場合があります。予算措置を必要と考えますが、町の考え方を示していただきたいというふうに思います。

以上で壇上からの質問とします。より住みよい町となるような回答を期待しますので、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、安全安心なまちづくりの充実についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

大雨警報発表時等の町の体制についてでございますが、10月12日午前4時6分、熊谷気象台から洪水、大雨警報が発令されたことから、私と防災担当が午前4時30分、役場で待機態勢をとりました。午前7時20分、町長の指示により第1配備体制とし、その後午前7時30分、熊谷気象台から土砂災害警戒情報が発

表されたことに伴い、午前8時10分に課長会議を開催し、午前8時20分、全職員による非常態勢といたしました。午前8時30分、災害対策本部を設置し、午前9時、警戒レベル3避難準備、高齢者等避難開始を発令し、防災行政無線、安全安心メール、及び町ホームページ等で周知をいたしました。今後の雨雲の動き、風雨の予測等を踏まえ、午前11時30分、町長の指示により町内全域を対象に警戒レベル4避難勧告を発令いたしました。引き続き、振興課、建設課及び消防団による巡回、二二九沢の雨量及び気象庁のホームページ等を随時確認しておりましたところ、熊谷気象台から午後3時30分に大雨特別警報が発表されたことに伴い、午後3時56分に警戒レベル5災害発生情報、いわゆる命を守る最善の行動を発令をいたしました。

次に、避難所の開設状況についてでございますが、前日の11日の午前8時30分に課長会議を開催し、12日の午前9時に自主避難所として町民会館、活性化センターの開設を決定いたしました。その後、熊谷気象台11時発表の資料では、12日夕方から未明まで1時間最大降水量80ミリ加えて暴風が予想されることから、新たに総合福祉センター、12区公会堂の2カ所ふやすことを決め、午後3時30分、防災行政無線、町ホームページ、安全安心メール等で周知をいたしました。避難所には、各箇所ともに2名ずつの職員を配置し、災害時初動マニュアルに基づき、避難所運営に係る準備等を行いました。各避難所の避難状況についてでございますが、町民会館は59世帯122名、福祉センターは49世帯90名、活性化センターは20世帯38名、スポーツ交流館は20世帯58名、12区公会堂は31世帯65名、合計179世帯373名の方が避難されました。このほかにも自主避難所等以外で13区公会堂等に避難された方もおりました。職員の対応につきましては、自主避難所の開設箇所をふやしたこと、今回初めて373名の方が避難されたことなどから、課題や改善すべき点もありますが、一定の対応ができたものと考えております。

次に、災害対策本部の機能と体制についてでございますが、警戒レベル3避難準備、高齢者等避難開始の発令により、全職員による非常態勢となり本部体制に移行します。本部長を町長、副本部長を副町長とし、そのもとに総務部、政策財政部、調査経理部、援護部、救護部、支援部、振興部、建設部、教育部、議会部及び消防部の11部編成となります。今回は、先ほど述べましたとおり、12日の午前8時30分に災害対策本部を設置し、全職員が初動マニュアルに基づく各部の所掌事務に沿い、備蓄品の確認、運び込み、避難所の管理、運営、被害調査等を行いました。

続きまして、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。問題点等の集約状況についてでございますが、まず命を守るための最善の行動をとることが非常に大切なことと認識をしておりますので、情報収集、情報の伝達、早目の自主避難所の開設を大前提とし、そして今回の台風19号の経験を踏まえ、避難所の開設場所、バットの問題、避難所における情報収集手段、深夜における帰宅者の対応、食料品の提供及び飲食以外の日常備品等の整備等、避難所の運営、避難行動要支援者対策及び職員の対応体制等の課題について、今後関係機関とも協議するなど検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございました。

今回の台風等については、今課長のほうの答弁がありましたが、全員体制ということで、早くから団員、

3次配備ですか、という形に、第1配備が7時20分に始まって、その前に課長は4時30分、総務課長等が対応してきたということで、役場、本当昼夜問わず、朝早くから夜、もう次の日までも含めながら対応したというふうに考えられるところでもあります。それで、今の1番の中で、今回避難所として町民会館あるいは活性化センター、それから福祉センター、スポーツ交流館、12区の公会堂ということで、179世帯373名というふうな報告があったところでもあります。私も芦ヶ久保の活性化センターのほうに行って、8時半、避難所開設した。今回も前回のときは来なかったのだからと思ったら、既にもう人も来ていたりして、町職員、それから民生委員、区長、そういうのが集まりながら対応をしてきたところでもあります。特に台風、大型台風ということで、みんなそれぞれの準備をしながら、町の情報等をつかみながらというふうな考えるところでもあります。

1つとして、先ほど問題点とかも出されましたので、最初の対応等、長くかかるであろうという、あるいは短時間であるというふうな点も考えながらだと思うのですが、職員は限りある職員の中で、どう全体に対応していくか。全員が来てしまうと、やっぱりそのまま全員くたびれてしまうという形での待機等も考えながら進める点が必要ではないかなと思います。それから、体制の考え方なのですが、ちょうど私も12日、それぞれの避難所を回ってみて、役場にも行って見ました。どういう対応とっているかという、総務課がほとんど中心になっているというところで、私が見たときに、課長に聞いたところ、非常のときはみんな集めますよ。町長、副町長、それぞれの課長が集まって、担当部課にやるって。本部体制というのが實際上、こうなったときに、先ほど11部体制で組みました。1つは情報収集するところ、それから各避難所の状況とあって、そういうことを固めながら全体にはこうなっています。そうすると、一覧表とか、それから今こうなっているというのがわかるところが一番いいのではないかなというふうな点で、全員の町としての避難所、現況と避難状況を把握するところが必要ではないかなというふうに考えました。

それと、もう1点は、職員に全体にどういう状況になっているかって、それぞれの対応をしなくてはならないのですけれども、たまたま来たところの職員は、消防団のほうはラインを使って、今こういう被災状況ですよというのが回ったりもしたのです。だから、今どうなのだいという、今それぞれのセクションにおけるまた位置づけと、全体を把握しながらそれぞれのところというのの共有が必要ではないかなって思いますので、そこら辺を検討課題としていただければと考えます。

それから、避難所についてであります。命を守るということも含めながら今回行ったところですけども、避難者にどうやるか。多くは食料品を持って集まりましょうと、自主避難なんていうことなのですが、来た人にもその徹底もされているところ、ないところがあったりして、町の対応もそれぞれあったというふうに思います。活性化センターは、非常に地域的な、狭いところで人数も少なかったということで、プライバシーの保護というか、それぞれの畳のあるところ、あるいは2階には畳を敷いて、テーブルで区切ってということでのプライバシー等が確保というか、それぞれ家庭単位でできたというところもあります。全体的にそれをやれただって無理なのだけれども、こういうふうなところできたというところもあって、参考にいただければというふうに思います。それと、あとはほかの自治体では、自治体の職員は地域の住民を守るのだよが専属的になっています。だけれども、来たから、あなた排除しますというふうなところもあったのですが、横瀬町において、芦ヶ久保の活性化センターには2名の方が来たというか、たまたま正丸食堂の前と後がここに寸断されてしまったって、車が真ん中へ入ってしまったというので動

けない。どうするか。消防団に来てもらって、活性化センターに来て、一晩いて、車が動くようになって帰ったのですが、お礼状等もいただいて、町長のところにも行ったのだというふうに思います。そういう点、それから朝、道の駅に行ったときに、道の駅も閉まってない、何も食べていないのだよという人がいたので、声をかけて、では1回活性化センターに来れば、一応避難用のだけれども、あるよというので、そういう対応ができてよかったなというふうに思います。たまたまこの横瀬町を訪れる人が多いって、その中で避難に遭遇する人もいたりするので、そう人の対応もできればというところですよ。今後、命を守る情報、これから検討を進めていきます。いいと言っはうまくないのですが、次に生かせる機会があったのです。幸いにして和田河原も越えなかった。あと60センチというところだけれども、横瀬町も下横瀬橋に水位計をつけていただいたので、あの水位が参考になると町も把握していますので、ここを越えたらやっぱりもう避難をやろうというのが必要になるのではないかなというふうに思います。

全体的な再質問かというのは、町の非常態勢のあり方が1つ、それから配置されている職員に対する情報共有をどう図っていくのか。それから、避難所例の今後に生かすべき事項、こういう点が出されてきたので、この点についてはこういうふうに進めていきますという、3点についての再質問ですが、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、非常態勢の関係ということで、職員の最初に体制の問題等の話もございましたので、その辺については今後ローテーションとか、日にちが今回は1日半ぐらいの期間だったので、それなりに対応できたわけですが、今後長期化することも考えられますので、避難所の運営についてはローテーションするとか、その辺をもう少し初動マニュアルも含めて改正をしまいたいというふうに考えております。

それから、あと情報共有の関係でございます。こちら先ほど答弁させていただきましたけれども、避難所における情報共有のあり方とかについても、やはりなかなか情報共有が図れていなかったというところもございますので、その辺をどのような形で避難所とのやりとりをしていくのか。当然人数とか、どういう状況かというのは電話等でやりとりをさせていただきましたが、災害の状況についてのお話等についてはちょっとなかなか共有が図れない部分もあったのかなと感じておりますので、その辺を今後課題として考えていきたいと。それと、あと総務のほうで情報をというお話がございましたが、基本的にはホワイトボードを総務課のほうに用意をさせていただきますして、今避難している状況だとか、災害の発生している状況だとかというものはボードのほうに記入させていただいております。その辺で各課のほうで必要に応じてボード等を見ていただいて情報共有は図っているのかなというふうには感じております。さらにもう少し徹底することは必要かなと思いますので、徹底を図っていきたくております。

それから、避難所の対応の関係でございますけれども、先ほど議員おっしゃられたように芦ヶ久保ではみそ汁をつくって皆さんで飲んだとか、現地のほうを見ていただいたとか、いろんな対応をしていただいたとか、ほかの地区、苅米等々でも行動を起こしていただいたということは聞いております。避難所においても、先ほど言ったように情報がなかなか入って、町内の災害の情報が入っていないとかというような

ことで、避難者、避難をされた方から聞かれてもなかなか話ができないというようなことがあったようでございますので、その辺の情報を先ほどラインでのという話もございましたけれども、その辺についてもどのような形がいいのか、実際避難所を運営した職員、それから担当する部署の職員、それから我々総務のほうの防災担当の職員等で協議をするなり、あと消防団の関係もでございます。避難行動要支援者の関係になりますと、民生委員さん等の関係もありますので、その辺関係機関が集まってというか、いろんな情報を収集をして、一步一步前に進めるような状況をつくってまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 最後になります。職員の方には本当にずっと1日半ぐらいって今課長の答弁、ローテーションを考えながらやりたいところですが、なかなか休みなく、昼夜寝ないでいて、それに今は消防団等も、あるいは地域の民生委員あるいは区長等もあるというふうに考えます。これを一つの財産というか、そういつて次に生かしていければ、より安全なまちづくりができると思います。町長のほうから、最後にもう一度取り組み、こういうふうにして、今回のどういうところを思いながら、今後にこういう点があれば伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今回の台風19号は、大変いい経験になったというふうに思います。それでも、幸いでしたのは、今気象情報が非常に正確です。ですので、ある程度事前に、少なくとも雨量に関してはある程度想定はできたわけです。今回、何とか乗り切れた大きな要因は、12日から体制をとるわけなのですけれども、前日の11日の朝の時点で課長会議を開催して、前日は台風準備最優先にすべしということと、あと情報収集をすべしと、準備もすべしという話が共有できたのはスムーズにいった大きな要因だったかなというふうに思います。一方で、前日に準備して、ある程度わかっていたにもかかわらず、やってみるといろんな問題が出てきました。やっぱりまずは人の配置の問題です。ですので、先ほど総務課長が答弁をしましたけれども、特に避難所に誰が張りついて、それがどういうローテーションでとかという部分であったりとかというのが1つと、それとあとは住民の皆さんとの協働する部分、そこを区長さんに何をお願いして、あるいは民生委員さんにどう動いていただいて、要支援者のところをどうフォローしてという部分は、きっとまだまだ改善余地があるだろうと。それから、避難所運営も実際初めて300人規模で避難をしていただいた中でやはりいろんな問題が出たのだろうというふうに思います。それらを踏まえて、これからに生かしていきたいなというふうに思います。具体的には次の防災訓練、また来年度やるのですけれども、そこにはある程度実際を想定しながら、バージョンアップをさせていければなということと、やっぱり最後は自助、共助、公助だと、やっぱり自助だと思ふのです。最後は自助ですので、そこの意識を高めていくということをこれからもまた力を割いてやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、旧芦ヶ久保小学校の管理全般についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項2について答弁します。

まず、要旨明細(1)ですけれども、貸し館事業がある場合には、地域おこし協力隊員または担当のほうで貸し館時間中は在席しております。貸し館がない場合でも、地域おこし協力隊員が自身の活動で詰めていることがあります。土曜日、日曜日、祝日において貸し館がある場合につきましては、ブコーさん観光案内所に管理を委託しております。予約受け付けは、利用日の4カ月前から可能で、まち経営課で行っておりますが、インターネットからでも仮予約できます。なお、現在は木造校舎の耐震補強工事を行っているため、完成する来年の2月末ごろまでは外部への貸し館業務は行っておりません。

続きまして、要旨明細(2)ですが、利用状況について昨年度と今年度の数字を申し上げます。昨年度は141件の利用で、398万5,000円の収入がございました。主な利用としましては、コスプレ49件、イベント24件、ミュージックビデオ、プロモーションビデオ撮影などが13件となっております。今年度につきましては、耐震補強工事の都合上、現在貸し出しは行っておりませんが、工事前の実績としまして46件ございました。コスプレが10件、映画、写真撮影が8件、イベント6件となっております。利用者の声につきましては、利用してよかったという好評の声はありますが、特に不満や苦情といったものはございません。利用者は、事前に旧芦ヶ久保小学校をインターネットで調べたり、同じ趣味の仲間から情報を知り得たり、あるいは下見したりしているため、現状に満足あるいは納得した状態での利用が多いと認識しております。あそこをこうしてほしいとか、こんなものがあつたらいいなとかいった要望は、現在特にはございませんが、貸し館業務として今後の運営面あるいは改善面などに利用していただいた方の声を生かすことは重要であると考えますので、要望等は真摯に受けとめていきたいと考えております。さらには、単なる場所貸しということで終わることなく、町内あるいは町外の皆さんに旧芦ヶ久保小学校へ愛着を持っていただけるよう、町からの仕掛け、活用、発信なども必要であると認識しております。

続きまして、要旨明細(3)ですけれども、建物の清掃につきましては、地域おこし協力隊が行っております。また、敷地内の草刈りや枝の伐採につきましては、シルバー人材センターに委託しております。清掃を含む使用後の原状復帰につきましては、利用者をお願いしているところでございます。さらには貸し館がある前にも協力隊が清掃に心がけておりますが、広い施設であるため、まだまだ行き届かない部分もあるかと思えます。今後も清潔に心がけ、利用者に気持ちよく使っていただけるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、要旨明細(4)ですけれども、先ほども申し上げましたが、撮影のロケなどで旧芦ヶ久保小学校を利用する場合、多くは事前に下見を行っているようでございます。シーンに使える場所を見つけ、現状に手を加えることなく、建物の古さから昔の幼少時代のシーンなどに使うケースが多いようです。まさにそこに旧芦ヶ久保小学校が適している、ぴったりはまるのではということで、議員ご質問のフレーズが生まれたのかと思えます。現状にあえて手を加えることなく、昔ながらの古きよき時代といったイメージ

ジをできるだけ維持していくことが、撮影する側、利用してくださる方のニーズにもマッチしていると理解しております。その一方で、施設の整備としましては、来年度町が負担金を支出して、埼玉県が行う予定となっております校舎裏の急傾斜地崩壊対策事業あるいは昨年度町で実施いたしました木造校舎の床下基礎工事、改修工事、それと合併浄化槽設置工事、さらに今年度実施している木造校舎の耐震補強工事など、安全面、衛生面での整備は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の課長答弁を聞いていると、昔ながらのいい側面で、十分に満足されているという回答であったというふうに思いますが、現状を見てどうかって。きのう写真撮ってきました。こういう感じで、センダンの実は庭にいっぱい落ちています。草はどうか。玄関のところは、松はどうか。伸び放題。これ何年手入れしているのだろうって。体育館の横のところはどうかったら、もうぼうぼうの木になってしまっているのです。こういう皆さん、これを見て、ではこれでどうなのか。ちなみに、横にある忠魂碑、これは遺族会の方々がやって、これだけこういうふうにきれいになっているのです。今言った事前に見ながら来ていますという説明でありましたが、ではこれが古きよき時代のといたら、私はもっと手入れしてやっぱり、ああ、いいな、面影。横瀬小学校は、現在も使って、ああいうきれいでいて、芦ヶ久保小学校は廃校かいて、本当に幽霊が出るような感じで見方するならば、庭の草は生え放題だし、今だってあれはたまたま枯れたから今ないのだけれども、夏に行ってみればいっぱい草がある。樹木はどうかと思ったら、伸び放題というところだと、校舎内はどうかって。先ほど私は、なぜ管理がどうかというのを聞いたところでありますが、この管理実態、契約はないから、契約やっていけば町の委託契約の中で、これとこれとこれをやってくださいよってなっているけれども、協力隊員にお任せして、借室、借館やっているときは協力隊員がやりますって、掃除もやっていますって。あれだけ広いところをどれだけやって、本当これでいいのかという思いで、今回一般質問に取り上げたところなのです。こういう管理で、協力隊員も、いや、ここだけ、自分の執務室をこういうふうには掃除すればって、掃除したら一日ずっとかかるだろうって。やっぱり磨いて、ほこりがたまっていないとか、そういうのがいわゆる利用しやすい状況ではないかなって考えるところでもあります。今の実態、町の職員は本当に忙しいのはわかります、それぞれが。でも、行って見てほしいのです。こういう状況だよって。私は、地域の人、私も含め、私は今作業をほとんどできないのだけれども、地域からだって、おい、あれでいいのかいって。みんなも協力するから。だけれども、勝手にやるわけにいかないではないですか。町の行政財産であるし、そこに入って草を刈ります、木を切りますというのはできないわけだから、では一緒にやろうではないかって、そういうところはぜひできるのではないかなって考えます。個々の質問に対しての答弁ではなくて、全体的な今の現状に対してどういう認識を持っているか。改めて、それからどういう管理という、今の状況がということについて、いいのだからしか私は聞こえなかったもので、問題点は出ていませんけれども、こういう現状に対してどう考えるかについて、管理のあり方、それから今の現状の捉え方、もう一度答弁をお願いします。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私の方から答弁させていただきます。

先ほど答弁の中で、昔ながらのいい雰囲気ってあったのですが、それはちゃんと管理された庭とか含めて昔ながらのいいというふうに理解をしています。そういう観点からすると、議員の皆さんにも見ていただいて、草が生えていることが気になったりとか、あるいは管理が不十分に見えるということはその時点で多分十分ではないのだろうなというふうに認識をします。なので、少し今までやってきたことでは多分足りないので、芦ヶ久保小学校をきれいにするという観点で少し考えたいというふうに思います。掃除を徹底する、それから地元の方のご協力をいただいて何かをする、あるいはもっとまめに草刈りをするだったり、それから場合によっては一定の、お金をどのぐらいかけるかというのはあるのですけれども、見てきれいではないと感じるのだとすると、そこはかける価値はあるのだろうなというふうに思います。今以上に芦ヶ久保小学校はきれいにしたいというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今町長から昔ながらということは、本当に使っている現状があってというところがあります。本当に見ていただきたいです。一回り回って、玄関から入って、表から入ったのではなくて、裏も入って、体育館の周り、正面玄関ではなくて田端という田端屋の橋のところから入っていくと、入って行ってすぐ見たら本当に昔はきれいな樹木になっていたのです。でも、それが今ぼうぼうであって、そこをやっぱり切っていいのかって。それは切っていいと言えば、切っても皆さんにお任せしますよではないけれども、でも町も見ながら、ここはこういうふうにやってくれ、それから体育館の上り口もそう。それから、体育館の手すりの木も枯れてしまっている。外はどうかというと、ブルーシートが草をやったり、ホースは巻きがそのままになっていたりとかって、こういう現状があるので、ぜひ……どういふ手だてをとるかということで、どこに呼びかけるかも含めながら早くやって、今の整備している状況で、これが整備が終わったらきれいなところになったなというふうに進めていただければというふうに思います。

再々質問ということで、何をどうかというと、ではある程度ここまでにはこういうふうな人に話しかけて、こういうふうに進めていこうではないかというところがもしあれば、回答していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今耐震をやっています、2月ぐらいまでには一段落します。それと来期、ずっと要望していました急傾斜地の部分、予算づけがされまして、来期少しまとまった規模の事業になる予定です。そういうタイミングでもありますので、可及的速やかに、できれば来期ですか、にはアクションを起こして、芦ヶ久保小学校の美化というのですか、きれいにするというところは組み立てていきたいというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、成年後見人の取り組みについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから、要旨明細（1）について答弁をいたします。

ご質問のように成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の財産管理や身上監護を権限が与えられた成年後見人等が行うことによって、本人の保護、権利が守られるようにする制度であります。成年後見制度を利用するためには、まず後見、保佐、補助の開始の審判を家庭裁判所に申し立てる必要があります。これらの申し立てをできるのは、4親等以内の親族ですが、ご質問のように成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や家族にも申し立てを行うことが難しい場合などには、特に必要があるときに本人の保護を図るために町長による申し立てをする制度があります。横瀬町成年後見制度利用支援事業実施要綱というものも定めております。市町村長申し立てが必要なケースにつきましては、さまざまな関係機関から相談や依頼を受けまして、情報を把握すること、なぜ成年後見が必要とされているのか、本人の意思能力や家庭の有無、生活の状況、資産等から判断をいたしまして、必要があると判断された場合には制度に基づきまして支援をすることとなっております。昨年、成年後見制度利用促進秩父地区協議会という組織ができました。この協議会には、埼玉弁護士会を初め、埼玉司法書士会、社会福祉士会等の関係の方にも入っていただき構成をされております。高齢者が増加している中、認知症の方も多くなっていることから、この成年後見制度を必要とする方は多くなるものと思っております。そして、親族がいても音信不通の状況にあるといったケースも出てくるものと思っております。今後、成年後見制度についての啓発をしていく必要があると思っております。なお、今年度中に成年後見制度の研修会を開催する予定でおります。

次に、要旨明細の（2）についてであります。成年後見制度には本人のためにどのような保護、支援が必要かなどの事情によりまして、家庭裁判所が成年後見人等を選任するわけですが、本人の親族以外に、法律、福祉の専門家が選ばれることや、それ以外にも福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合もあります。そのような中に、町の社会福祉協議会も対象となるかと思えます。ですが、現在の町社会福祉協議会の体制、職員数でありますと、被後見人の預貯金の入出金の管理、税金の申告、医療、介護サービスの契約などを日常的に行うことは難しいと考えております。秩父市におきましては、社会福祉協議会が公益法人として成年後見をしていると聞いておりますが、秩父市以外の他の町社会福祉協議会ではまだそのような例はないようであります。なお、県内で社会福祉協議会が法人後見を受任しているのは27自治体となっております。先ほど申し上げましたが、成年後見制度利用促進秩父地区協議会という組織ができました。この協議会には埼玉県社会福祉協議会、権利擁護センターの職員の方にも加わっていただいております。こういった協議会の場におきまして法人後見の取り組みについて情報をいただき、検討していけたらと思っております。

予算についてであります。今年度の予算には町長申し立てに必要とされる費用を一般会計におきましては障がい者福祉費に、介護保険特別会計におきましては任意事業においてそれぞれ計上しております。

また、成年後見人の報酬につきましては、要綱において助成の上限額が定められております。その上限額をそれぞれ1カ月分計上しております。今後、どの程度確保しておくことが適当か検討したいと思っております。

以上であります。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございました。

横瀬町で、ちょっと私のほうの不勉強だったので、成年後見の実施要綱が定められていると、ちょっとそこは調査不足でありました。備えてはありますよということなので、対応はそれによってですが、その中で具体的にはどうかって、特に本人の意思だとか、あるいは必要性、相談があったとかというところがその実施要綱の中でやっていきますということになっていると今説明だったと思いますが、現状で親族はいるけれども、かかわりたくないって、そういう人がいます。それから、近所でもここにおいて、けれども一般的に話をすると、話はつじつま合うのです。だけれども、日本語になると、また言葉が変わってってしまうという、そういう認知症のそれは症状なのだと言われるのがあるところでもあります。こういう人がいるときに、どうしたらいいのだからって。今、私も1人、何とか後見していただきたいというふうに思いながらいる人がいます。そういう人に対してどうかという、今誰が一番やっているかという、今まだ要支援2なのです。要支援2というのは限られた支援なので、一応ケアマネがついているのです。ケアマネのところに行って、デイケア等行くのですが、では成年後見をどうやって進めていこうかという、医師の診断書が必要です。では、医師の診断書どうする。誰が連れていくということになると、本当になれた人が、これこれこうで、先生のところに行って、こうだというのが必要な中身ではないかなって思うのです。私が一緒について行きます。この人はどうですか。いや、現状というのはなかなか話をできないので、そういうところのケアをどうしていくかということも必要なのではないかなって。申し立てがあれば、それは町として、こういう相談があったのでそれに対して検討しますよという回答になるかと考えますが、實際上、こういう人たちがどうしようかって、後見制度あること自体を知らないでいる人も多いという、そういうところに対してどうケアしていくかなのです。今、町は地域包括ケアのほうで個別支援計画等を立てながら、ケアマネだとか、あるいは施設とかという、こういう相談していますが、そういうところで相談に乗れて、この人がという共通認識を持っていければ一番いいなというふう々に考えます。待たずに一定程度町もつかみながらする方法がないかどうかというふうな点が1つであります。

それから、研修であります。今年度研修を1つしますということで先ほどありました。研修については、秩父市社会福祉協議会は昨年、今手元にあるのだけだったので、秩父市民後見人養成研修というのがあって、こういうのを進めてきましたというのはあるのですが、横瀬町の研修については独自に行うかどうか、そういうところについて再度伺います。

それからもう一個、先ほど話をしました埼玉県で成年後見制度利用促進秩父地域協議会というのが発足して、そこ情報共有しながらということになります。ぜひ予算も一応とってありますということなので、そこら辺は安心しているところなのですが、町としてのかかわりという、実際上それぞれ困ってい

る人に対して隣の人だとか、あるいは民生委員だとか、個人とかという点ではありますが、やっぱり町としてもかかわっていくことが必要ではないかなと考えますので、町とのかかわり方、それから今言った研修のあり方、研修をどう進めるのか。

それからもう一点は、秩父地域との連携で、今どのように連絡協議会と連携をとりながら進めているかについて、再度よろしくをお願いします。

3点です。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

かかわり方といいますか、そういった点が1つあったかと思います。成年後見の申し立てをする方の症状、認知症の進行の仕方によりますが、そういった方で要支援を必要な方につきましては、ケアマネジャーがつくのかと思います。ケアマネジャーというのは、自立した日常生活を営むのに必要なサービス、こういったサービスを利用できるように利用調整を図るためのものです。そういった方ができる部分とできない部分はあるかと思いますが、介護保険の中で支援できることは支援をしていただきたいと、どんなサービスがその方にできるのか検討しながら支援をしていきたいと考えております。それから、町では介護保険につながっている方につきましてはケアマネさんがついておりますが、介護保険を利用されていない方につきましては、75歳以上の方につきましてはアンケート調査等行っております。このアンケート調査が返ってこない方につきましては、包括の職員が訪問をしております。家庭の状況を伺ったり、健康状態等を伺ったりしてありまして、家庭の中の相談を受けるような体制にはなっております。そういった中で、成年後見につきましてはのご相談等もあれば、相談に乗っていただけたらと思っております。

次に、研修の方法であります。町の中でそのような方に携わる関係の方も含めまして研修を開催したいと、町単独でということ考えております。

それから、成年後見利用促進の秩父地域協議会というものの、そこでの連携ですが、まだ2回しか開催はされていないのですけれども、その中で専門な方もいらっしゃるのですが、福祉に携わる職員と社会福祉協議会の職員が出席をしております。それぞれの町村の、過日の会議では成年後見制度の内容、対応について、それぞれの状況を発表をしていただきました。そういった情報交換ができる中で、よりよい対応ができるように、今後とも連携を深めていけたらと考えております。

以上であります。

○内藤純夫議長 再々質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、先ほどあった社協の中でなのですが、社協は安心サポートというので、今お金の管理と要請があれば、こうだということの対応は社協でやっていただいているのです。今社協の人数だとか予算だとかって、私も見てなかなか厳しい状況にあるのは重々承知ではありますが、今後まず申し立ての関係が1点、それから社協の制度充実、体制充実等について、まだ町というか、町長申し立てって一回もやったことないのです。だから、そういう点でぜひやって覚えていくというか、そういうのと、それか

ら社協の充実について町長の見解を伺いますので、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

町長申し立てに関しましては、要綱はできています。そして予算もありますので、できる体制にはなっています。なので、必要とあらばということかなと。必要とあれば逃げませんというか、やれますという体制ではあります。一方で、やっぱり割と難しいケースが多いのかなというふうにも思います。権利関係だったり、あるいは親戚関係を全てわかっていないということもあるでしょうし、ということでなかなかまだそこまで行くという話が今のところはないのですけれども、必要とあらばという心構えではあります。これが1点。

それと、社協のところはやはり成年後見の話はこれからますます悩ましい機会がふえてくると思うのです。やっぱり我が町社協だけで完結で考えるというのは少し無理がありまして、この分野はフォローする、ケアする、あるいは学習するという事等に関して、やっぱり広域で考えていく部分があるのではないかな。秩父市の社協さんはある程度実績があってやっていたり、そういうところと連携したら教えていただいたり、これも1市4町共通の課題といえれば共通の課題にもなり得るので、少し広域的な連携もして考えていくということかなというふうには考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時39分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○内藤純夫議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。今回は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目は、横瀬町においての空き家対策事業についてお聞きします。全国で放置空き家が問題視される

中、平成26年11月に空き家対策特別措置法が成立しました。この法律で定められていることは、空き家の実態調査、空き家の所有者へ適切な管理指導、空き家の跡地についての活用促進、適切に管理されていない空き家を特定空き家に指定することができる。特定空き家に対して助言、指導、勧告、命令ができる。特定空き家に対して罰金や行政代執行を行うことができると定められています。空き家の定義がありまして、空き家とは、居住、その他の使用がなされていないことが常態である建築物のことを指しますと空き家対策特別措置法第2条にあり、具体的には1年間を通して人の出入りの有無や水道、電気、ガスの使用状況などから、総合的に見て空き家かどうか判断するとされています。たとえ空き家であっても、所有者の許可なしに敷地内に立ち入ることは不法侵入に当たるのでできません。しかし、空き家等対策特別措置法では、管理不全な空き家の場合、自治体による敷地内への立ち入り調査を行うことができたり、所有者の確認をするために住民票や戸籍、固定資産台帳の個人情報を利用できるほか、水道や電気の使用状況のインフラ情報を請求できるとされ、所有者の情報を取得しやすくなりました。空き家等対策特別措置法では、所有者の義務である空き家の適正管理をしない所有者に対して市町村が助言、指導、勧告といった行政指導、そして勧告しても状況が改善されなかった場合、命令を出すことができるようになりました。私は、平成28年6月議会において、空き家対策についての質問をさせていただきましたが、答弁の中に空き家は今後もふえると予測されるため、早い時期に実態調査作業を実施していく必要があると考えているとの答弁でした。今回の質問は、町の空き家の実態調査をどのように取り組んでいるのか。そして、現在の空き家の戸数はどのくらいあるのか。その中で特定空き家は何戸あるのかお伺いします。

また、ことしの4月1日から施行された横瀬町老朽空き家等除去補助事業とはどのような要綱になっているのかお伺いします。

そして、ちちぶ定住自立圏構想である空き家バンクの現在の状況、町としてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

さらに、空き家対策事業に対しての問題点と、修繕工事すれば使用できる空き家の活用は考えているのかお伺いします。

2点目の質問は、子供のインフルエンザ予防ワクチン接種の公費助成についてお伺いします。毎年気温が低くなってくると、インフルエンザ流行のニュースが流れてきます。流行の前にインフルエンザの予防接種を受けるよう言われています。横瀬町では現在、中学3年生と高齢者の方を対象にインフルエンザ予防ワクチン接種費用の一部を助成しています。多くの保護者の方からもうつつたら大変なので予防接種をさせたいが、保険がきかないので家計に負担が大きくて、できるなら子供全員対象に予防接種の助成をできないか相談されました。予防接種をすれば、罹患したときに重症化を防ぐことが可能です。受験生を持つ家庭に限ることなく、予防接種を受けるための助成をできないかお伺いします。

3点目の質問は、町指定天然記念物のザゼンソウの保護についてお伺いします。ザゼンソウは、昭和48年に町指定の天然記念物に指定され、個人所有者の方が守ってこられました。現在は手入れができていなく減少しております。そして、今回の台風19号の被害を受け、ほぼ壊滅状態になっております。ほかの場所の自生地も年々減少しており、所有者の方は数少ないザゼンソウの自生地を守っていきたいが、手入れができていないと話しています。町として今後どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、空き家対策についてに対する答弁を求めます。
建設課担当課長。

〔大畑忠雄建設課担当課長登壇〕

○大畑忠雄建設課担当課長 私からは、質問事項1、要旨明細(1)と(2)について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)の中の実態調査についてでございますが、以前から調査方法等につきましては検討してまいりましたが、本年8月から段階的に実態調査を開始いたしました。調査方法といたしましては、埼玉県、県内全市町村などで作成いたしました。空き家対策マニュアルというものを参考に進めております。具体的には、まずは横瀬町内に空き家らしき物件がどのくらいあるのかを把握するところから始めるため、地域の状況をよく把握されている区長さん、そして民生委員さんに対し建設課の職員が直接お話をお聞きし、区長さんや民生委員さんが目視によって外観から判断していただいた物件を聞き取りにより調査させていただいております。その結果、空き家らしき物件は町内に218軒存在することがわかりました。今後は、この空き家らしき物件218軒につきまして、町で使用実態等の調査、所有者の調査など、空き家としての要件の確認作業を進め、宮原議員にもお話しいただきました空き家対策特別措置法による空き家の判定をしていきたいというふうを考えております。したがって、ご質問の空き家と特定空き家の件数につきましては、現段階では確認できておりません。なお、空き家と特定空き家の確認作業に当たっては、その物件が個人の財産であり、プライバシーにかかわる部分が多分にあると思いますので、ある程度時間をかけて慎重に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、要旨明細(2)についてでございますが、ご質問の老朽空き家等除却補助事業につきましては、周辺の防災、衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある老朽空き家等の除却を行う方に対して、除却に要する経費の一部を補助する事業でございます。この事業での老朽空き家等の定義につきましては、一戸建ての住宅または同一敷地内の他の建築物であって、現に居住または使用していないものとしております。具体的な使用実態につきましては、1年以上居住等をしていないなどの要件がございます。補助対象者は、老朽空き家等の所有者または所有者の相続人でございます。補助金の額は、床面積1平方メートル当たり1万円を限度として、除却費用の2分の1の額で、上限額が30万円となっております。

続いて、この事業は宮原議員にもお話をいただきましたが、本年4月1日から施行した事業でございます。施行後8カ月が経過しておりますが、現在までの補助金の交付件数は1件で、上限額の30万円を交付しております。今後は、実態調査の結果に基づきまして、空き家や特定空き家に判定された物件の中で、除却を希望する物件に活用される可能性がありますので、積極的に周知しながら運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから要旨明細(3)について答弁します。

空き家バンクは、ちちぶ定住自立圏構想の一つとして、秩父地域で土地や建物を所有している売り主、あるいは貸し主がこれから秩父に住みたい方、空き家を買いたい方、借りたい方へ橋渡しのお手伝いを目

的としております。平成30年度の実績を申し上げます。秩父地域全体の登録件数が61件、うち横瀬町の登録が14件、地域全体の成約件数が23件、うち横瀬町の成約が7件となっております。今年度の実績ですが、全体の登録が34件、うち横瀬町が6件、成約件数が全体で18件、うち横瀬町4件となっております。

続きまして、要旨明細（4）について答弁します。問題点といたしましては、先ほど大畑担当課長が申したとおり、実態調査をする中で、空き家かどうか、所有者、これにつきましては相続人、管理者がいるかどうかの判断の難しさがございます。空き家として判定するまでに相当な時間を要する可能性があります。また、個人の所有物である以上、どこまで行政が立ち入れるかといった面も存在しております。町では、今年度から振興課で住宅環境改善促進補助事業、建設課で空き家除却補助事業などを実施しており、適正に管理されていないような空き家をできるだけつくり出さないような施策にも取り組んでおります。まち経営課におきましても、まず遊休資産、空き店舗等の遊休資産の有効活用を図っていくような施策を展開しております。また、今後も空き家バンクの登録数を充実させたり、情報発信を行ったりするなど、今後より一層進めていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 要旨明細（4）、今後の空き家の活用につきましては、振興課所管の横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助金に関係しておりますので、答弁をさせていただきます。

この補助金は、当町の補助金再編によって、今年度から交付を始めたものでございます。担当課では、リフォーム補助金とも呼んでおります。住宅のリフォームと省エネルギー改修を対象としておりまして、リフォーム後、活用を予定している空き家につきましても、補助対象建築物として補助金交付を行うことができるところでございます。この場合の活用というのは、リフォーム後1年以内という条件はありますが、所有者本人がその空き家に居住する場合、また所有者本人が事業用として空き家を利用する場合、また第三者の居住用住宅として貸し出す場合を想定し、これらに該当することを要件としております。これまでのところ、空き家に対して補助金を活用していただいた実績はまだございませんが、町の課題であります空き家の活用と移住、定住ということに直接対応できる補助金でありますので、このリフォーム補助金の活用促進に力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、空き家の実態調査を行っていただいているということですが、この218世帯ほどの空き家の中に、特定空き家の数がまだわからない、これから調査ということですが、特定空き家というのは本当にこのまま放置しておく危険な状態、または本当に倒壊のおそれがある、そういうものを指しますけれども、私というか、子供たちが通学路にしているところに本当に特定空き家に当てはまるのではないかと建物があります。やっぱりそういうところは、調査をしているのかどうか。

あと、この特定空き家にされると、先ほども質問のほうでさせていただきましたけれども、勧告もでき、

行政でいろいろ処分も行えるというふうになっております。それなので、本当早急に進めていただきたいと思っておりますけれども、通学路にあるあのような空き家に対して町はまたどのような策をとっているのかお聞きしたいと思います。

それと、除去補助事業ということで、本当にありがたいなと思っております。これをさらに皆さんに伝えていくにはやっぱりある意味PRが必要になるとも思っておりますけれども、そのようなPRの仕方はどのように行っているのか、また教えていただきたいと思っております。

この空き家バンクの状況ということですが、ホームページでこの空き家バンクについてさまざま横瀬町も空き家バンクの登録の状況を見ていますと、本当に別荘地とか、もうそのようなところでほぼ人が、やっぱりそういうところを欲しがるとも思っておりますけれども、ほぼずっと空き家バンク登録してから全くそのままになっている空き家の空き家バンクであります。本当にこの空き家バンクが売られたというか、なったところというのは、本当に町内の、あっ、ここならばというようなところがちゃんと買われていました。それなので、本当にもう少し空き家バンクの状況についても、秩父の定住自立圏の中ですが、さらにやっぱりPRの必要があると思っております。そのことも1点お聞きします。

あと、この空き家の有効活用ということで、私もある町民の方から、やっぱり近所で空き家になりましたということで、ただその空き家もまだきれいだし、町で先ほど言われたようにいろんな補助金も出ております。所有者の意見等も大事だと思います。ただ、でもそこで本当に所有者の方の、所有者がいなかったり、所有者がもうここは手放してもいいというそういうものでしたら、その空き家の活用をしていただければ、その町民の方もたとえ幾らかでも払ったとしても、そこをいろんな地域の友好の場にしたいねという話をさせてもらいました。この空き家の本当に実態調査をしてもらった上で、他の市町村の中でこの空き家を本当にランクづけではないけれども、空き家台帳ということで、さまざま項目をつけて、218戸あるということは大変な数になりますけれども、そこを一つずつやっぱり先ほど言われたように整理をしていただけて、本当にこの空き家は使える、使えないという、そのような状況を把握した上で、やっぱり活用できる空き家というのは本当に今後またやっぱり横瀬町を来てもらいたい町にするためには、そのような空き家を活用する方法はまださまざまあると思っておりますので、そこを考えていけるかどうか、再度お聞きいたしたいと思っております。

○内藤純夫議長 ただいま、4番、宮原みさ子議員の一般質問中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 会議を再開いたします。

それでは、4番、宮原みさ子議員の一般質問を再開いたします。

質問1の再質問に対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

〔大畑忠雄建設課担当課長登壇〕

○大畑忠雄建設課担当課長 それでは、再質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、実態調査の中で通学路にある危険な空き家があるのかというご質問でございますけれども、現段階では区長さんや民生委員さんから聞き取りのみで調査をしておりますので、個別の物件については確認はできておりません。また、危険な空き家の対応についてでございますけれども、まずは特定空き家の判定が必要になりますので、その作業、判定の作業が先決していかなければならないというふうに考えております。

それと、空き家台帳を作成し活用等につなげられないかというご質問でございますけれども、今後空き家の判定をした後に、空き家の情報をデータベース化する予定になっておりますので、ご質問の活用等につなげることは可能であると考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから空き家バンクにつきまして答弁させていただきます。

空き家バンクは、秩父圏域におきましても秩父圏域に関心を持っている人たちの要望に十分応えていられない現状の認識でございます。ですので、今後空き家バンクの利用手続の簡素化あるいは民間事業者の活用なども検討しまして、物件情報の充実とともに移住交流のための情報提供なども行っていけたらと考えております。

また、空き家につきましては、先ほど大畑担当課長のほうから申し上げましたけれども、町としても有効活用を積極的に図っていかねばと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

さまざま調査なりやっていたに感謝申し上げます。ただ、本当に居住実態がなく、適切に管理されていない空き家を放置しておくときまざまな不都合が生じます。例えば秩父市でもありました、放火や不法投棄、犯罪などの温床になりやすいということが第1に掲げられると思います。また、管理を怠ると、建物や庭が荒れて、景観の悪化や異臭問題を引き起こし、近隣とのトラブルに発展しかねません。前回の私の質問のときも野生動物が侵入してきたということで、所有者の方に言っていただいて、その穴を塞いだという経緯もあります。それなので、本当に所有者と連携をとっていただいて、このようなことを早急にやっていただければと思います。

それと、先ほど言われた通学路の空き家ですけれども、やはりまずそこから区長さんなりがまだそこを指定していないのかわかりませんが、まずはそこを本当に、どう見ても特定空き家になっていると思います。窓ガラスは割れていますし、雑草も生えていますし、木もぼうぼうであります。危険なので、本当にそこからまず空き家をどうするかということを考えていただき、そこから始めていただければ、まず始められるのではないかと思います。そのところ、ぜひもう一度、再度。

あとは、またこの空き家に対して町長はどのようなお考えをしているのかも、ぜひお聞かせいただければ

ばと思います。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今の人口動態でいくと、これから空き家はふえていくことが想定されます。これをどうしていくかというのは、町として大変重要な課題だと認識していきまして、次の第6次の計画、カラフルタウンというテーマをつけていますけれども、中でも空き家対策とは非常に重要度の高いテーマだと思っています。まずはそのデータベースをしっかりとつくる。全体を把握するということなのですが、先ほど議員もおっしゃったランクづけみたいなことは必ず必要。その中で大事なものは、まずランクづけしたときの一番下、安全性や衛生面で懸念があるところをしっかりと把握して対処していくというのが大事だろうというふうに思います。そのときにやる優先順位としては、やはり地元の住民の皆さんからの要望の有無とか、その声の大きさというのがやはり大事でして、それに従って順番づけはされるだろうと思います。ここはしっかりと対応していきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、空き家対策の中で重要なものは、ランクづけしたときの一番上の部分で、言ってみれば磨けば光るような空き家をしっかりといい形にし、これは誰がするかというところはあるのですが、いい形にして移住者に来ていただくなり、あるいは新しい利用、利活用を促進するなりということも町のほうとしても力を入れたいというふうに思います。そういうことで、安全性あるいは衛生面とか危険性というところに懸念がある物件への対処、それから磨けば光るような物件の利活用促進、あわせて一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、インフルエンザ予防ワクチン接種の公費助成についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項2について答弁をさせていただきます。

インフルエンザ予防接種の公費助成につきましては、令和元年6月定例会でもご質問をいただきました。予防接種につきましては、秩父郡市医師会のご理解とご協力により、秩父郡市ほぼ統一して実施しております。秩父管内の担当者会議や医師会とのちちぶ保健・医療・福祉総合対策会議で検討していきたいと答弁させていただきました。秩父郡市では、任意のインフルエンザ予防接種の公費助成につきましては、中学校3年生を対象に行っております。インフルエンザ予防接種の対象者の拡大については、秩父管内の担当者会議や医師会との対策会議で情報共有し、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。

本当に前回質問させていただいたときと全く同じでありますけれども、やはり本当にこのインフルエンザ、ここ何年かすごく流行しております。なぜかと思って調べましたら、やはり私たちの子供のころは集団接種ということで、学校でインフルエンザの予防接種を受けさせてもらっていました。それで、やっぱりインフルエンザの流行が抑えられていたという経緯があります。平成6年に集団予防接種中止になりました、任意の接種ということになりました。それからやはり罹患率が多くなってきたという、それは何か数字の上でもあらわれております。それなので、本当に1市4町の動向を見ながら、また国とか県の動向もしっかりありますけれども、横瀬町としてはやっぱり人口もそんなに大きい町ではないし、独自でやるということは大変難しいことかもしれませんけれども、それでもそういうふうには流行を抑えるための一つの案として町独自でやっていただけるよう、本当に要望をしたいなと思います。それで、もしインフルエンザの予防接種が本当に町で助成できるとしましたら、横瀬町のゼロ歳から13歳、4歳、中学3年生を除く子供たちがどれぐらいいて、どれぐらいの予算が必要になるか、先々のことになってきますけれども、どれぐらいの予算が必要なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 では、答弁をさせていただきます。

まず、ゼロ歳から14歳までの今の横瀬町の児童につきましては890人おります。今現在、中学3年生のインフルエンザにつきましては、公費助成が3,070円、自己負担が1,200円となっております。約900の方に3,000円の補助を出したとすると、270万円になると思います。接種率につきましては、中学インフルエンザでも60%から70%前後ぐらいの接種率となっております。それだけの費用負担が生じると思われまます。定期から子供さんのインフルエンザが外れたということなのですけれども、今インフルエンザのワクチンにつきましては、卵白からワクチンをつくっているのです、アレルギーの子供さんが接種を控えるようになつたりですとか、あとは腫れるなどの副反応が懸念されるということから、何か定期接種から外れたというようなお話も伺っております。また、重症化予防、感染防止拡大等もありますので、また秩父管内の担当者会議や医師会の対策会議等で情報発信していければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、町指定の天然記念物ザゼンソウの保護についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 質問事項3について答弁をさせていただきます。

町指定の天然記念物ザゼンソウ自生地は、芦ヶ久保地区に2カ所ございます。どちらもこれまで主に所有者の方により管理をしていただいているところでございます。近年のザゼンソウの状況を見ますと、株数が減少傾向にあるというふうな印象を持っているところでございます。これは、手入れ、また管理の点もあるかと思いますが、そればかりでなく、近年の気象変動による環境の変化も大きく影響しているのです。

はないかと考えているところでございます。また、今回の台風19号の被害につきましては、名栗方面に向かう県道沿いの自生地におきまして、県道の一部崩落により、土砂が以前に応急処置として積まれていた土のうとともに自生地内に流入してしまったというものでございます。現在、流入した土のうは、県土整備事務所によりまして撤去をされております。また、崩落した県道ののり面工事につきましては、今年度中に工事を行う予定となっております。工事に際しましては、自生地への影響を最小限にするよう要請しており、重機等の使用は道路側から実施するようお願いをし、実施すると伺っているところでございます。台風19号にかかわる自生地の復旧につきましては、流入した土砂を完全に撤去することはなかなか難しいかと思っております。また、土砂の撤去作業等により、ザゼンソウに悪影響を与えることも懸念されますので、当面はしばらく経過を観察していきたいと考えているところでございます。

今後についてですが、指定文化財の管理、また保存等は、基本的には所有者が行うことを原則として考えているところでございますが、近年の状況や台風による被害等もあり、今後専門家からの意見、また指導等をいただきながら自生地の復旧及び管理について、今後検討をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

ザゼンソウも本当に秩父市内でもかなり希少なものになっておりますので、ぜひそのような形で進めていただければと思います。

それと、このザゼンソウにかかわる山の花の件なのですけれども、9月に議会委員のほうであしがくぼ山の花道のほうへ視察に行かせてもらいました。そのときに、山の花道、きれいに草が刈られていまして、すごくいい山道になっておりましたけれども、カタクリの花の花道の先が通行どめになっておまして、その先に行けない状況になっておりました。やはりそこはすごい自生地でありますし、10年ぐらい前にはかなりすばらしいカタクリの花も咲いていた記憶があります。それなので、本当に新しいところの開発も大事ですけれども、やっぱり横瀬町独特のザゼンソウとかカタクリ、山の花を大事にしていけるような取り組みをしていただければと思います。ザゼンソウの件でありますけれども、やはり手入れが入っていないとともに野生動物がやはりかなり出ていて、その自生地の所有者の方にも、本当に鹿やイノシシが来て、根っこから掘ってしまうのだよという話を聞きます。町ではやっぱりかなり野生動物の駆除に対しては、かなり厳しいところもありますけれども、やはりこの山の花を守っていく、横瀬のそういう大事なところを守っていく、そのためには今後どのような取り組みをしていけるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、振興課のほうで再質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように、山の花道、北側斜面の遊歩道につきましては、現在閉鎖という対応をとらせていただいております。この理由につきましては、遊歩道と曾沢川にかかる橋の老朽化もあるのですけ

れども、やはり大きなところはカタクリを初めとした山野草が、かつては大変株の数も多く自生をしておりましたが、ここ10年までにはならないかもしれませんが、悲しいことに大分その数を減らしております。その原因としまして考えられるのは、今のご質問にもありましたが、どうも鹿の食害が最も大きいのではないかと考えております。それから、あの山の花道、開園して20年になるのですけれども、その間に多くの方がカタクリの自生地を歩かれた。そういった人が立ち入ることによる影響も少なからずあるのではないかと考えております。その対応としまして、しばらくの間、どのくらいの期間になるか、長くなるかもしれませんが、人の立ち入りを禁じてみて、それで来年の開花時期、また再来年の開花時期というふうに通観を観察をしながら、その間に対策を探りながら、あの地がまた多くの山野草の自生地に戻っていただくようにこちらも対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ぜひそのような形で進めていただければと思います。

今回このようにやっぱり横瀬町として本当に素晴らしいものを持っている、この横瀬全体で考えていかなくはないことだと思いますので、ぜひ町長のほうからもこの自然を守っていくためにどのような今後取り組みをしていきたいか、お聞かせいただければと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今、町にあっては、今の状況ですと第6次の振興計画を策定中ですということで、この前少しお話をさせていただきましたけれども、景観づくり、環境づくりというのは大きな1項目として挙げさせていただいています。帰ってきたくなる町をつくる、あるいは持続可能な町をつくるということにおきまして、自然と共存するとか、自然環境豊かな町をつくるというのは非常に重要なことというふうに認識しています。そういう目線で、ザゼンソウにしても、カタクリにしても、その自生地を守っていくことはとても大事だというふうに思います。まずは、この前の台風の影響もあり、それからカタクリに関しては鹿の害がかなりあると思います。その辺の状況把握をまずはしながら、今後の復旧、そして管理に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了します。

○内藤純夫議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問1として、来年度予算策定についてお聞きいたします。地方自治は住民自治が原点です。住民の幸せな暮らしのために、行政は公権力があり、税金を持っています。税金が自分たちのために使われていると実感できる政策を期待しています。令和2年度の予算は、第6次総合振興計画によるまちづくりの初年度となります。実現すべく予算に計上したいと考えている主たる事業はどのようなものであるか、お聞きいたします。

また、一般質問等で提案した事業について予算化を考えていただいているのかお聞きいたします。この件については、毎年聞いておりますが、一般質問に対しての誠意ある行動をとっていただくことが、議会の存在意義でもあると思いますので、お聞きいたします。

平成30年度に振興計画のための基礎調査委託料約800万円の予算により、まちなか再生支援事業のアクションプランができています。プランの中で、まちなか将来像のアドバイスとして、兔沢町有地と横瀬駅前のあり方を検討として、兔沢町有地は横瀬の象徴的な施設、公園とすることを目指し、1階が賃貸住宅兼活動拠点、2階が宿泊兼教育交流施設を秩父産木材でつくるのが提案されています。横瀬駅前については大分前ですが、電柱の地中化、無電柱化の願いもしてあります。その後、無電柱化の推進に関する法律も、平成28年にでき、第4条は地方公共団体の責務として、地域に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し及び実施する責務を有するとあります。駅前の周辺整備についてお聞きいたします。兔沢町有地利用は、長年にわたる横瀬町の大きな課題であると考えています。民間の知恵をかりたいと以前答弁もいただいておりますが、実現に向けて一歩進む予算となるのでしょうか、お聞きいたします。

次に、子育て支援事業として、またひとり親世帯の貧困問題への一助ともなり得る民間アパートの家賃補助事業の創設並びに観光施策も兼ねた芦ヶ久保の道の駅、または旧芦ヶ久保小学校に子供用遊具の設置をお願いしていますが、考えていただけるでしょうか。また、さきの9月議会決算審議では、横瀬町駅伝競走大会の魅力アップについてもお願いしましたが、それぞれ予算化されるでしょうか、お聞きいたします。

今回初めての提案となりますが、大学生を受け入れる国内交流事業は他の自治体で取り組みのない横瀬町のアイデンティティー事業になり得ると感じました。学校での触れ合いの時間をふやし、宿泊を児童生徒の家庭にお願いするなど、見直しすれば十数名のみの投資である海外派遣事業より、歳出がより効果的に町民全体に還元されると考えます。国内交流事業の充実にシフトとした事業を提案いたしますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

最後に、平成30年6月に質問していますが、ゼロベースで持続可能な町に向け、効率的な予算編成が必要と感じています。変化の激しい時代に合わせ、何十年と変わらない構築化した事業の予算見直しや削減にも踏み込まなくてはならないと感じています。取り組みをお聞きいたします。

次に、質問2として、新学習指導要領、主権者教育と学力向上への取り組みについてお聞きいたします。来年度から新しい学習指導要領による学校での学びが始まります。文科省による新しい学習指導要領の考え方を見ましたが、よりよい学校教育を通じ、よりよい社会をつくり、どのように社会、世界とかわかり、よりよい人生を送るかが目標であるのかなと私なりに解釈しました。ひきこもりやいじめといった現在の問題の解消になり得るよう期待するものです。文科省の資料、新しい学習指導要領の考え方では、新たに

取り組むこと、これから重視することとして、9項目の中に主権者教育があります。主権者として、社会の中で自立し社会を生き抜く力や社会の構成員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進する。また、現代的諸課題への対応として、租税の役割、政治へのかかわり方への自分の考え方、国民の政治参加との関連についての考察などが書かれています。私は、男女共同参画について何度か質問してきましたが、県の統計等を見ますと、横瀬町はまだだと感じています。この主権者教育の中で、主権は誰でもひとしくあるので、男女共同参画の意識がより育まれるのではないかと期待しています。今回新しく始まる主権者教育について、男女共同参画の視点も踏まえ、横瀬町の取り組みをお聞きいたします。

あわせて、県庁では県民の日に県庁開放をしています。以前、町長に提案しましたが、横瀬町でも役場等の開放を実施することは納税や議会や防災についてと主権者教育の一環にもなりますので、実現していただきたいのですが、お聞きいたします。

また、さきの資料の中に教育効果の高い学校での取り組みが記載されていました。同じく文科省の学習指導要領の中に保護者の皆様へとあり、保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向がありますとして、7例挙げられていました。教育効果の高い学校の取り組みに対し、横瀬町ではどう取り組みをされているのか、お聞きいたします。

次に、質問3として、森林譲与税の用途等についてお聞きいたします。森林譲与税制度が始まりました。平成19年6月10日、全国初、秩父地域近隣市町が連携した私有地の整備始まると関東森林管理局の資料がありました。横瀬町の森林譲与税の全ての用途がこの事業になるのでしょうか。管理できない私有林は、官で連携して整備になるようですが、町有林や町造林についての整備、管理はどうなるのでしょうか。譲与税を生かした町独自の政策は、また郡内各市町での独自政策はあるのでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員の質問1、来年度予算策定についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから質問事項1番、要旨明細(1)について答弁します。

次期基本構想で町の将来ビジョンと基本目標としての7つの柱を想定しております。この基本目標実現に向けた施策を来年度から4年間で達成すべき目標、指標を立てまして、達成度などを検証しつつ実施していきます。これら計画につきましては、現在策定中でありまして、今後パブリックコメント、さらには行政経営審議会などご意見をいただきまして、最終形となる第6次総合振興計画におきまして、今後4年間で取り組む各課の主な施策、姿勢などにつきましてお示しできると考えております。また、来年度の予算編成も今月からスタートしました。各課所において基本計画、実施計画に基づいた事業の積算が始まったところがございます。来年度の大きな事業としましては、まず横瀬小学校校舎改築があり、実施設計と建築工事が予定されております。町の一大事業となる事業費を他の投資的経費とのバランスを見ながら捻出したいと考えております。

次に、事業費の大きなものとして、防災行政無線デジタル化事業が挙げられます。災害時等に各種情報を迅速かつ確実に町民の皆様へ伝えるための整備で、約3億円となる事業費の財源につきましては、全額起債を充当し、後年度に元利償還金の70%が普通交付税措置されることになっております。さらに、

今回補正予算に台風19号に係る災害復旧関連経費約1億8,000万円を計上しておりますけれども、来年度におきましても埼玉県が事業費約1億500万円で旧芦ヶ久保小学校裏の急傾斜地崩壊対策事業を実施する予定で、その10%を町で負担することになっております。以上、経費の大きな事業について申し上げましたが、このほか令和2年度に町として力を入れていきたい事業につきましては、今後の予算編成過程で明らかになってくると思います。なお、来年度から始まる第6次総合振興計画ですが、同時進行で第5次総合振興計画と地方創生総合戦略の検証、見直しを全庁的に実施し、前期計画の施策につきまして、その達成度、町民ニーズの変化などあらゆる角度から点検し、今後の行政運営に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、要旨明細の(2)の中の横瀬駅前の無電柱化についてお答えをいたします。

このことにつきましては、平成27年度の12月定例議会におきまして大野議員より横瀬駅前の電柱地中化等景観整備についてご質問をいただいております。その後、無電柱化の推進に関する法律が平成28年12月に施行され、より一層の無電柱化が推進されているところでございます。この無電柱化法を受けて、埼玉県では平成31年3月に埼玉県無電柱化推進計画が策定されております。計画の中では、無電柱化事業に取り組む箇所の考え方というのが示されておまして、まず第1に防災性の向上の観点における整備箇所として、災害発生時に救命活動やそれに必要な物資の輸送、復旧活動を実施するための重要な緊急輸送道路を対象とし、特に東京湾北部地震における震度6弱以上が予測される地域や災害拠点病院、防災基地、防災拠点施設などへのアクセス道路などが優先されます。第2に、地域の活性化の観点における整備箇所として、安全で円滑な交通確保に向けたバリアフリー実現のため、駅周辺や人口集中地区など高齢者や障がい者等の歩行者の多い道路や景観形成、観光振興の面から、主要な観光地における、道路が優先されるとあります。無電柱化は、都市の防災、安全な通行空間の確保、良好な景観形成といった大きなメリットを生む反面、その整備費用は莫大となりまして、自治体や、また電気通信事業者の負担が大きいというハードルの高さもあります。県道横瀬停車場線につきましては、これらの点を総合しますと、事業採択における優先度や、また財政負担の面から、現時点での実現は厳しいと思われまます。したがって、現状では関連の予算化というのは考えておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、兎沢町有地と旧芦ヶ久保小学校の子供の遊具につきまして答弁させていただきます。

まず、兎沢町有地でございますけれども、遊休資産の有効活用ということで、町の課題の一つであるということは認識しておりますけれども、現時点におきまして、来年度、当初からの具体的な事業ということでの予算化の予定はございません。しかしながら、役場内部におきまして課を横断しましての議論、協議は現在も行っておりますけれども、今後も続けていきたいと考えております。続きまして、旧芦ヶ久保

小学校の子供遊具につきましては、整備費につきまして今期予算化する予定はございませんけれども、引き続き利用者等の声には耳を傾けていきたいと考えております。なお、今年度は木造校舎の耐震化補強工事を実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 ひとり親世帯への民間アパートの家賃補助について答弁させていただきます。

ひとり親世帯への民間アパートの家賃補助につきましては、来年度の予算計上は予定しておりません。対象世帯の状況把握等に努め、補助事業の公平性も加味し、ひとり親世帯の方々が自立し、安定した生活が送れる支援は何なのか、民間アパート家賃補助も含め検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 私からは、道の駅の子供用遊具の設置につきまして、お答えをさせていただきます。

昨年12月議会でご質問いただきました道の駅の子供用遊具設置につきまして、施設の敷地面積が安全を確保するための十分な面積を有していないのではないかと。設置が困難であります。また、子供たちの遊び場としては、道の駅の下の方原が適していることもありまして、遊具設置の考えがない旨の答弁をさせていただきました。また、周辺には観光農園やハイキングコース等もありまして、歩きながら景観を楽しみながら旬の果物を味わっていただくことで、地域活性化にもつながると考えられます。そのような町周辺に足を延ばしていただくことで、そのメリットをいただければ、そのような考えもございませぬ。ですので、現時点で来年度予算に道の駅の遊具関連予算を計上する予定はございません。

以上、答弁いたします。

○内藤純夫議長 教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 私のほうからは、駅伝競走大会の魅力アップについて答弁をさせていただきます。

9月議会決算審査におきまして、観光施策として、魅力的な事業にして参加者に喜ばれるようにしてほしいというご質問でございました。これに対しまして、私のほうから、観光担当課と協議をしていきたいという答弁をさせていただいたところでございます。担当課とは、適宜協議をしておりますが、来年度につきまして、教育委員会としましては具体的に予算を伴う事業を予定してはおりませぬ。今後におきましても、関係団体等と協議をし、よりよい大会づくりに努めてまいりたいと思っております。

続きまして、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。国内交流事業は、平成28年度より実施し、ことしで4年目を迎えたところでございます。少しずつ内容を検討しながら実施してきたところですが、平成29年度よりミドルベリー大学の留学生との交流を開始し、昨年度からは宿泊研修や町内フィールドワーク等を中心に、一つの形ができ上がりつつある状況だと思っております。まだまだ検討、改善する点は多くあると思っておりますが、交流事業として子供たちへの効果も非常に高いものと感じておりますので、今後もさらなる充実を図ってまいりたいと思っております。海外派遣事業より国内交流事業の充実にはシフ

トした事業をとのご提案でございますが、海外派遣事業も実際に現地を見聞し、現地の人と交流するということは大変大切なことであると思っております。その効果もあると考えております。どちらも人材育成、青少年育成事業として意義のある事業と考えております。ですので、どちらにシフトするということではなく、今後もそれぞれの事業を実施してまいりたいと考えております。なお、来年度の国際交流事業につきましては、既に先方とも協議等をしまして、基本的には本年度と同様の事業内容とすることとして進めているところでございます。予算につきましても今年度と同程度と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 要旨明細4につきまして答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、横瀬町も財政の硬直化は進んでおり、経常収支比率が平成30年度決算で88.9%となっており、これは100に近いほど硬直化が進んでいるということでございます。高い数値となっております。人件費、扶助費、公債費は極めて硬直性が強い経費です。決算額の約3割以上を占めておられるこれらの義務的経費につきましても、議員ご指摘のとおり一歩踏み込んだ不断の見直しが必要であるということで、削減できるところは削減するよう、毎年の予算編成方針で職員にお願いしているところでございます。まち経営課では、予算編成に当たり財源を各箇所に一括で配分し、それを担当課で事業ごとに予算に割り振るといった方式を新年度お願いしております。これは、今まで以上に職員一人一人がやる気とアイデアを発揮し、予算を最大限有効に活用してもらうことが目的の一つであります。議員ご指摘のように、職員がゼロベースで担当する事業を一つ一つ見直し、今年度もこの事業は本当に必要なのかどうか、あるいはこれにかわるもっと有効な事業はないのかななどを検討した上で、予算編成してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから要旨明細の(2)のところについて、少し補足のほうをさせていただきます。

先ほどご質問の中で昨年度やりました基礎調査資料等々引用していただきました。その中で確かに兎沢町有地等のことも絡めたご提案というのをいただいております。今各答弁がありましたように、現時点で具体的に予算化ということで具体的に動いているに至っているものはなかなかないわけでございますけれども、まち経営課長のほうからありましたように、特に兎沢町有地、これは今までの懸案事項でもございますし、さまざまな観点から横断的な議論は続けていくということでございます。それは、その中には、午前中の話にもありました空き家であったり、空き家の活用であったり、それからいろんなコミュニティスペース、場づくりであったり、それから交流関係定住人口をどうつくるのかというところであったり、いろいろなものが混ざってくる。統合されていく中で検討されていくものだというふうに考えておりますので、そういうことで発展的に議論をしながら、しかるべきタイミングで予算化に向けて具体的なお願いをしていくという形になるかなというふうに考えておりますので、そのような形でご理解いただきますと

幸いでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 それでは、再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。提案したものがほとんど予算化されないということで、私の議員活動は何だったのだろうかというふうに思っておりますが、再質問させていただきます。

まず、横手小学校の関係で、パブリックコメントを今後するということがあったのですが、役場のほうはよく住民と協働していろんなことをしたいというふうなことをおっしゃっていますけれども、パブリックコメントをする前に、横瀬町の広報等で、今横瀬小学校はこうなっていますよというふうなことを住民にまず投げかけておいたほうが良いと思います。突然パブリックコメントと言っても、見ることも余りないと思いますので、パブリックコメントをしたから、それでオーケーではなくて、住民はまだ横瀬小学校をつくるとかということも、建築しているのよということすらも知らない人がいます。ですから、パブリックコメントの前に広報等で今の現状はこうですよみたいなことをお知らせしていただくと、住民の方も一緒に考えられて、一緒にまちづくりができるのではないかと思うので、その点を1点お聞きします。

それから、先ほど副町長の関係で、コンサルタントに頼んだということでしたけれども、結局頼んでも余り有効的ではない回答があったと思うのですけれども、私も町は民間に倣うけれども、模倣する、まねする、倣うことはないという言葉がこの間知りまして、一過的に来る方が表面的に見て、とてもすばらしい考え方を言っただけということもあると思うのですけれども、住んでいて生活している生活者の意見というのも大切にしてほしいと私は強く思っています。兔沢町有地は、横中の第2グラウンドの埋め立てが終了した今、残土処分の埋立地として一步進んでみたらいいのではないかなと思っていますので、その点をお聞きします。

それから、民間アパートの補助なのですけれども、ことしの12月23日に養育費が増額ですが、補助になります。母子家庭等の本給に対して増額するということが、国のほうもそれを変えております。この貧困問題ではとても大変だと思うので、これは要望ですけれども、一律的に平均的な発想ではなくて、横瀬町はこうしますということをおっしゃっていただくことも必要だと思いますので、これは要望ですけれども、国のほうでもそういうふう動いていますよということをお聞きします。

それから、3番目の質問なのですけれども、国内交流事業の拡大ということで、国際交流の関係で、私、これは教育長さんにも、町長にもお聞きしたいと思うのですけれども、確かに意義はあると思います。でも、この次の質問の新指導要領を見ると、みずからの学びが大切って書いてあるわけです。自分でやるのが大切なのです。ですから、例えばパスポートをとりに行きますとか、空港まで行きますということ、ではみんなが考えて自分たちでみずからやってくださいねというふうなことで進むのであれば、それはそれぞれ意味があると思うのですけれども、パック旅行みたいな感じで、ぼっと連れていくのが本当に見聞を広めて、効果があるものなのか。時代とともに変わってきておりますので、その点を3点お聞きしたいのですけれども、よろしくお聞きします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 議員おっしゃるように、いきなりパブリックコメントというお話でしたけれども、広報のほうにも、あらゆる広報、ホームページ、あと出先の機関と、あらゆるところに基本構想を掲示できるようにしてパブリックコメントを実施したいと考えております。

それと、兎沢町有地につきましては、以前議会におきましても残土の利用につきましてはご提案をいただいたりしております。町としましても、担当としましても、今後の利用等も見据え、十分検討していきたいと考えております。

以上でございます

○内藤純夫議長 教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 国際交流の関係について答弁させていただきます。

今バック旅行のような形でというふうなことでございましたが、今現在の実施としては、やはり交流体験事業を安全、確実に実施するということが第一の目的だと思っております。そういう点では、海外に行って、そこで体験活動、交流活動はできているということで、段階的なことはあるかと思いますが、今現在はそういうことで実施をさせていただいております。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから全般的に、補足をさせていただきます。

まず、予算化ということに関しましては……

〔何事か言う人あり〕

○富田能成町長 はい、わかりました。来期の予算化ということに関しましては、かなり限定的にならざるを得ません。来期は少し特殊な期だと思っております。それは、目に見えてわかっている大きな支出が幾つかあるからです。1つは、今回の台風19号の復興の残り、それから懸案の小学校のところ、それから防災無線デジタル化、それとこれ今週になってはっきりしたのですけれども、芦ヶ久保のずっと要望していた小学校の裏の急傾斜地の動きが来期から具体化します。これ4つ大きいのがありますので、当然大きなお金を使ってというのは少しバランス的には抑制ぎみにはならざるを得ません。そういう中で幾つか項目出させていただいたのですが、とりわけその横瀬駅の周辺整備、それから兎沢の町有地のところというのは非常に町にとって私、大きな問題だと思っております、少なくとも予算化はしないですけれども、議論を継続して布石を打っていくというのですか、というところは来期しっかりやっていきたいというふうに思っています。ということと、それから交流事業に関しましては、国内交流事業はおかげさまでいい形に育ってきたと思います。まだまだ改善点があったりということで、これはこれで町のアイデンティティーになり得る事業だと私も思いますので、鋭意やっていきますと。一方、海外派遣事業についても、有効性は今のところ認められていると思っております。費用対効果というところが少し重たくは、費用対効果というか、費用のところが少し重たいというところではあるのですが、という課題はあるのですけれども、今のところ事業としては有効に有効な事業だと思っておりますので、一応この2本立てスタイルは今のところ続けたいと思っております。ただ、そのウエートをどうするかとか、中身をどうするかというのは鋭意いい形に変

えていきたいというふうに思います。パブリックコメントのところは、おっしゃるとおりで、できるだけ住民の皆さんに広報、周知をしながら、いろんなことを進めてまいりたいというふうに思います。大体そんなところでございます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

以上で質問1を終了します。

次に、質問2、新指導要領、主権者教育と学力向上への取り組みについてに対する答弁を求めます。
教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項2について答弁させていただきます。

初めに、要旨明細(1)についてです。大きく言いますと、新学習指導要領の中に現代的な課題というものを取り上げておりますので、その中に取り上げられております。また、中核となる社会科については、その解説書の中で、小学校については将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しの一つとして、主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢18歳への引き下げに伴い、財政や税、社会保障といった課題への対応にも留意した政治参加と、中学校社会科ではさらに大きな項目として、社会科改定の基本的な考え方の一つとして、主権者として持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成というふうに取り上げられております。議員のおっしゃる資料の中でも、9項目の中に消費者教育と並びまして主権者教育が取り上げられているところでございます。これらのことから、主権者教育は次代の社会を形成する子供たちが社会に参画する力を育む上で大変重要な役割を果たしているということと言うまでもないことだと思っております。

次に、現在行われている、また来年度以降の新学習指導要領上での具体的な学習内容の取り組みについてお話しさせていただきます。まず、社会科についてです。現在の小学校の社会科、歴史的な分野では、1890年初めて選挙が行われたこと、民主主義への意識が高まり、選挙権の拡大や女性の地位向上を目指す運動が進められたこと、20歳以上の男女に平等な選挙権が保障され、女性に選挙権が保障されて初めて行われました1946年4月の選挙において39名の女性の国会議員が選ばれたことなどを教科書を通して、男女共同参画の視点からも学んでおり、これらは来年度からも変更がありません。政治的な面では、私たちの生活と政治として、現在の教科書では、願いをかなえるための政治、国の政治の仕組み、私たちの暮らしの憲法というふうになっておりますが、この一部に来年度から本町で使用する教科書には変更がございませぬ。それは、2つ目の「国の政治のしくみ」というものが、「国の政治のしくみと選挙」と変わります。そして、消費者増税について、例えばA党、B党を取り上げまして、あなたならどちらの政党を選ぶか、考えて話し合ってみましょうと選挙について体験的に学ぶことを意図した学習となっております。続いて、中学校における取り組みですが、2年生の社会科の歴史分野、また3年生の公民分野等において、それぞれ主権者教育に係る内容を学習しております。当然ですけれども、小学校の段階よりも深く学習することになっております。ただ、新学習指導要領上での中学校の学習は、再来年度、令和3年度からの実施ということでございますので、まだその教科書も示されておられません。ということで、具体的な教科書上での学びということは、まだ未定となっております。

続いて、横瀬町の特徴的な取り組みとしまして、6年生での修学旅行時に国会議事堂を見学した際に、参議院特別体験プログラムの体験を本年度取り入れております。例えば本年度は、疑似法案、身体障がい者補助犬法案につきまして、模擬の議場で委員会の法案審議や押しボタンを使った本議会の採決を疑似体験するものということで、国会の仕組みについて理解を深めることができしております。また、夏季休業中には、6年生の代表者ですけれども、子ども懇談会に参加しまして、自分たちの意見を町政に反映するというふうなことについても体験をさせていただいております。来年度から使用する教科書の中では、ある市の例として子ども市会というのを取り上げていますけれども、横瀬町の子ども懇談会は本年度で20回目を迎えるということで、横瀬町ならではの身近な主権者教育が実施されているということで、これは大変素晴らしいことだというふうに思っております。加えまして、2年生の生活科におきまして、身近な地域に出かけて調べる学習というところで、横瀬町の役場や議場の見学もしております。これらにつきましては、11月の21日に本年度は実施しまして、内藤議長様にもご対応いただいているところでございます。中学校における取り組みですけれども、3年生になります。秩父税務署等の指導者によります出前講座、租税教室を実施しまして、体験的に学んでいるところでございます。

次に要旨明細（2）について答弁させていただきます。11月14日は県庁オープンデーがあることを彩の国だよりで拝見しております。それらによれば、オリンピック、パラリンピックの競技を体験できたり、埼玉グルメを味わったり家族や仲間と一日楽しめますとあります。幾つかのコーナーを設けて主権者としての意識の向上を図るよう県や県庁のことを知ってもらう。あるいは、身近な存在に知ってもらうような取り組みかと思っております。

こうした身近に感じてもらうということとはとても大事なことだというふうに思います。教育委員会としましては、先ほども申し上げましたけれども、2年生の生活科で町の施設や役場の見学を毎年実施していること、また中学校2年生の職場体験でも、役場、図書館、社会福祉協議会などでの職場体験をしており、身近に感じてもらうような取り組みは既に行っております。また、本年度に限れば、11月14日に公民館主催事業で、子供工場博物館見学ツアーとして、小学生40名が参加した行事を行っております。来年度も日程が重なる可能性もありますので、11月の14日に新たな取り組みをするということは予定しておりません。

次に、要旨明細（3）について答弁させていただきます。議員のおっしゃる保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向ということでの7事例について確認をいたしました。これらについて、既に横瀬町の小中学校でも取り組んでいる内容が多く含まれております。具体的には家族での会話が多いという点については、入学説明会を初め、懇談会を通して、継続的に啓発をしております。また、小学校で実践している音読カード、詩の暗唱の取り組みは、家庭での会話の機会にもつながっていると言えますし、同時に本や新聞を読む子という別の項目の達成にもつながる取り組みであります。また、メディアに触れる時間の制限等について2項目が例示されておりますけれども、横瀬町では小中学校が連携して、中学校の定期テスト期間を家庭学習アウトメディア集中期間、集中取り組み期間としており、この点についても継続的に取り組んでおります。さらに、人の役に立つ人間になるという項目については、町を挙げての人権教育の推進、家のお手伝い、職場体験など実践力を育ててまいっております。一方で、自分の考えをしっかりと伝えるという項目については、各学校での授業を通して重点的に取り組んではいるものの、依然として横瀬町の子供たちの課題であります。今後さらに家庭と連携を図りながら、学校での出来事を保護者に

伝える、授業を通して家庭にインタビューをする、そういった活動も意図的に実践するなどを通して、表現力の育成を含めた学習活動の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、文科省の新しい学習指導要領の考え方の中には、教育効果の高い学校での取り組みについて7事例があります。いずれも横瀬町として既に多くは取り組んでいる内容であります。幾つか例を挙げますと、授業スタイルとしては横瀬町教育委員会として、1時間の授業の流れのポイントを例示したわかるできる授業のスタンダードを作成し、それに基づいた学校訪問、指導を行っております。同時に、小中学校ともに板書スタイルの統一化を図るなどの取り組みも行っております。また、家庭学習の充実についても、家庭学習のすすめといった取り組みのガイドラインを児童生徒、保護者に示して、家庭学習に対する評価、指導も丁寧に行っております。さらに本年度より、小学校4年生から6年生の児童に対して、家庭学習ノート3冊ということで配付する事業もスタートしております。そのほか、小人数TT補充学習の取り組みとしては小中学校ともに、算数、数学科において、複数の教員における指導の実践を行っており、県学調、学習状況調査において顕著な伸びが見られているというところでございます。さらに、学校外リソースの活用という取り組みもありましたが、横瀬町の学校応援団組織は県内でも有数の協力体制であるというふうに自負しております。新学習指導要領の改訂のポイントに、社会に開かれた教育課程とありますけれども、今後一層連携が求められますが、来年度から始まりますコミュニティースクールの中でも、こんな子供に育てたいという共通の目標を持ち、そしてそれに向けた課題、具体的な取り組みを通して、学校教育委員会のみならず、家庭、地域の力も得ながら、横瀬町の未来を担う子供たちの育成に一層努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。いろいろやっていただいているようで安心いたしました。

2点聞きます。1点は、私は男女共同参画のことでこの質問を入れましたので、町長なのですけれども、よこらば委員も、学校プロポーザルも、女性が決定の場になかったという事実を何とも思わなかったのかなということを考えていますので、それを1点、町長にお聞きします。

それから、学校のほうなのですけれども、私はコミュニティースクールも保護者もその一環、全部まわって当事者として考えるということで、授業参観の保護者の態度というふうなものも学校としては当事者として考えたほうがいいのではないのかなみたいなことをこの「学校の「当たり前」をやめた。」という本で読みましたので、これは質問というよりも、一番大切なのは子供たちがよりよい人生を送るための学校教育ですので、そのためには学校がそれぞれの学校が楽しくなければ、先生方が楽しくなければ、子供たちにとっても大変よくないと思いますので、その楽しい教育の場というものをとにかくつくっていただきたいと願っておりますので、それはよろしく願います。

1点、町長のほうに決定の場に女性がいないということについてお聞きします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 よこらば審査委員と、それから学校の検討委員会のところ、最後のところってことですね。これ役職で選ばせていただいている、結果的によこらばの外部委員のほうは女性がいなかった。それから、検討委員のほうでもいなかったという、これは気になるかならないかといったら気になります。今でも気になっています。なので、選ぶときに男性か女性かという観点を入れず、役職で選んだ結果、こうなっていて、その結果に関して、結果いなかったということはとても気になっています。男女共同参画は意識をされていて、必ず役職を頼むときに女性がいなかどうかというのは、今は考えるようにしていますので、今後もそういう意識を持っていきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 いつも意識していただいているのですけれども、結果としてないというのは、役職でないというのは、それは県の資料なんかでも、女性の例えば自治会の役員とかゼロとかって資料でも出ているのです。持ち上げようとする努力が必要だと思うので、そこの努力をもう一度教えてください。確認させてください。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。

○内藤純夫議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、森林譲与税の使途等には対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項3についてご答弁申し上げます。

森林環境譲与税の自治体への譲与が今年度から始まっています。その使途については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づくものでございまして、1つとしては森林の整備に関する施策を行うこと、また森林整備を担うべき人材を育てること、森林の持つ公益的機能に関して普及、啓発を図ること、木材利用の促進を図ること、そしてその他の森林整備促進に関する施策を行うこととされています。この範囲の中から、各自治体ではその使途と予算配分を考え、効果的な森林管理施策を推進しなければなりません。この規定に従い、まず秩父地域独自の森林整備施策としまして、秩父地域1市4町が一つになり、私有林、人工林の管理を進める取り組みといたしまして、既存の秩父地域森林林業活性化協議会という組織の中に、本年4月1日付で集約化推進室を新設いたしました。この集約化推進室では、構成市町の森林環境譲与税配分額に応じた拠出金を徴収しまして、それを活動資金としています。活動内容は、森林施策プランナー2名が中心となり、1市4町の森林所有者約1,200名を対象に、将来に向けた森林管理意向調査を実施し、現在今後の整備作業を効率的に行うための森林集約化に向け、検討を行っていただいております。なお、1市4町が森林の整備をするその対象となる森林につきましても、この意向調査により市町村に整備を委託するという考えを持つ森林所有者の山でございまして、この取り組みは、当町のような少な

い職員体制の小さな町にとっては行政サービスの質を低下させないための合理的な対応であると考えています。

次に、1市4町では森林環境譲与税から集約化推進室への拠出金を差し引いた残りの予算は、各市町が独自の施策に活用しています。当町の独自施策としましては、まず町の補助金再編により、先ほども答弁の中にありましたが、横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助金を今年度から交付しておりますが、その中の補助メニューとして秩父産木材利用を条件に、加算補助金を盛り込んでみました。これにより木材利用の促進ということで、森林環境譲与税の使途に適合するものと考えておりましたが、このほど埼玉県から個人財産への補助金交付が使途の条件に適合しないのではとの指摘がございました。今後の情報を確認しながら、この使途につきまして適合できるような対応に努めてまいりたいと考えます。なお、現時点で秩父産木材を利用したその条件に適合する補助金につきましては、まだ相談も受けておりませんし、交付実績もございません。また、それ以外の使途としまして、今後の森林管理制度が実際に動き出した際に、町に委託を受けた森林整備について、その再委託に備えた予算と森林管理に必要な林道整備のための予算、本年度はその予算の使途として用意をしています。これらの予算のうち、森林整備の再委託については森林集約化後に本格的な動きが始まりますが、今年度は現実的にまだ執行の見込みがございません。ですので、年度末に予算の執行残を発生させてしまう、そのようなことが想定されます。そのため、3月の定例会におきまして、森林環境譲与税基金を新設させていただく考えでございます。当該基金に積み立てておくことで、翌年度以降の例えば小学校の校舎建設事業等にこの譲与税が活用できれば、そのような考えを持っているところでございます。また、ご質問の中にありました町有林、町造林の管理についてですが、制度開始前の説明会では森林環境譲与税の使途を自発的整備が見込めない森林の整備に充当することが適切である。ですので、公有林の整備に充てるのは好ましくないという説明でございましたが、ここに来まして公有林の整備も対象とするという考えに変わってきているようでございます。ですので、来年度以降は町有林、町造林の管理費の予算につきましても譲与税で賄うという考えで対応するのが順当と考えます。当町における森林環境譲与税の使途は以上です。

次に、秩父都市での独自の取り組みについて申し上げます。まず、秩父市では林業就業者の育成事業としまして、今年度自伐型林業、コンパクト林業者を育成するために必要なバックホーなどの機械類の購入を行っています。また、皆野町では公共建築物への木材利用促進としまして、町営バスの発着所の改修工事に伴いまして、待合室の外装を木質化する取り組みが行われています。小鹿野町でも公共建築物への木材利用促進としまして、間伐材を利用してベンチをつくり、バス停に設置するという取り組み、それから新生児に木製おもちゃをプレゼントするウッドスタート事業を行っている関係から、その事業費に森林環境譲与税を充てる考えであると聞いております。

以上、答弁といたします。

○内藤純夫議長 再質問。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

ほかの皆野とか小鹿野のほうでは実際に木材を使ってやっているということですので、横瀬町でもぜひ独自に考えていただいてやっていただきたいと思います。職員の少ない中で大変だと思うのですが、

この森林譲与税はもともとは、そもそもこの税制は地球温暖化防止に対する、あと自然災害の防止に対することで始まったことですので、横瀬町はどうしてもちょっと林業に対する視点が少ないのですけれども、町長にお聞きしますけれども、このSDGsということでも、埼玉県は統計から見た埼玉各市町村の姿2019で、ごみ1人当たりの排出量というのは県で48位なのですが、温室効果ガス排出量というのは県で9位なのです。この2019年の統計から見た市町村の姿、合計特殊出生率は横瀬町で1位というこの資料の中の同じところで、温室効果排出量というのですか、が県9位というふうな状況もござい……

〔何事か言う人あり〕

○8番 大野伸恵議員 1人当たりです。1人当たりだと思います。ちょっと後で確認します。あるので、本当に待たなして、少なくとも町有林、町造林には目をかけていただいて、SDGsで持続可能なまちづくりをするという、もう本当に崇高な目的がありますので、ぜひこれについては本当にやっていただきたいと思っておりますので、職員の少ない中でも何かできる方法、知恵を絞っていただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。そこのところ、ちょっと確認でお聞きします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 温暖化防止に関しましては、これ世界規模の重要な問題と認識しています。これ日本の対応自体が国際的には大分やや一歩がおくれたかなというふうにも思っていて、早晩もっとやりましょうという話になってくると思っています。それを先取りしていきたいというふうに思っています。森林環境譲与税は、2本立てで考えていて、1市4町で一緒にやる部分、そうではない横瀬独自の部分というのがあります。先ほど課長の答弁でもありましたように、まだその制度運用を開始してから日数は浅くて、該当するケース、しないケースというのが多分まだそろい切っていないような状況だろうというふうにも思っています。なので、しっかり情報を集めて、横瀬町でできることを、これは独自で考えてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほどのCO₂の排出量は、これ恐らく想像なのですが、人口1人当たりになると大きな工場があるので、そこが大きいのかなと。横瀬町は、いろんなエコ指標は、例えばごみを出す量だったりというのは余り上に来ることがないので、それは意識というよりも、町の人口当たり、大きな工場があるというところが大きいのだろうなというふうに思っています。いずれにせよ、町にとっても大事、そして地球にとっても大事なことですので、これはもう本当に鋭意取り組んでまいりたいと思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

○8番 大野伸恵議員 はい。

○内藤純夫議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時33分

○内藤純夫議長 再開いたします。

○内藤純夫議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長に発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

この秋には台風15号、そして19号と秩父地域も記憶にない台風被害がありました。秋が短く、あっという間に秩父夜祭が終わり、ことしも残り20日ほどになりました。それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項1、ウォーキングコース、(1)、クアオルト健康ウォーキングコースについて。町民の健康を維持、促進すると考えたときに、ウォーキングは非常に有効な運動であります。しかしながら、以前から健康づくり課が管理する既存コースとの違いなど、どのように考えているのかお伺いします。

質問事項2、伝統文化、(1)、根古屋城址について。伝統文化は、地域の宝と思われるものが多く、横瀬町においても重要なものが多くあります。過去にも一般質問で根古屋城址についてお伺いしておりますが、改めて聞かせていただきます。間伐、遊歩道などの整備を進める予定はあるのか。また、解説説明を用いた看板表記の設置を進めるとの過去の答弁がありますが、進捗状況を教えてください。

(2)、城谷沢の井について。現在、秩父地域で秩父銘仙への取り組みを行っております。深く学んでいくと横瀬町が重要な役割を果たしていることがわかりました。横瀬村史1952年発刊のものからの引用です。この付近から産出した絹は、根古屋絹と言われるようになり、無地織物の代表的なものでした。現在でも絹の無地の裏地を根古屋と言いますが、当時の根古屋絹が品質優秀で広く知られたため、地名が裏地の代名詞になったものようです。根古屋絹は、秩父銘仙への発展としていきました。このように城谷沢の井が全ての始まりであります。城谷沢の井の現状と認識についてお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 2番、黒澤克久議員の質問1、ウォーキングコースに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、質問事項1につきまして答弁をさせていただきます。

町では、本年11月9日、花咲山公園前の町民グラウンド駐車場において、太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード「クアの道」認定記念式典をとり行いました。この式典につきましては、昨年、我が町が太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード2018という募集事業に応募し、岐阜県岐阜市、三重県志摩市と並び、全国で3自治体のみの優秀賞を受賞することができたことによるものでございます。このアワードの選定基準のうち、特に重要視される点が地域住民の健康寿命延伸に取り組む自治体ということにあります。クアオルトという言葉につきましては、ドイツ語で、クアという単語が治療とか療養という意味を持っています。また、オルトという単語は場所とか地域を意味する単語でございます。あわせて療養

地という意味で使われています。そして、クアオルト健康ウォーキングは、自然の野山を歩いて治療する運動療法のことをいうということでございます。この受賞により、町では、太陽生命保険株式会社から資金を受けた株式会社日本クアオルト研究所の力をおかりしまして、まずクアオルト健康ウォーキングの指導を行うことのできる実践指導者の養成を行っていただきました。これにより町民4名が実践指導者として認定を受けました。それと並行してクアオルト健康ウォーキングを行うためのウォーキングコース、このコースのことをクアの道と言いますが、町内に2つのコースの整備をすることができ、認定を受けました。そのうちの1つは、花咲山公園内や札所5番、語歌堂周辺を歩く花咲山公園コースでありまして、歩く距離は2,600メートル余り、高低差が約50メートルあります。もう一つは、根古屋城址内の遊歩道や札所8番の周辺を歩く根古屋城址コースでございまして、こちらは歩く距離が約2,300メートル、高低差は約60メートルでございまして、このうち花咲山公園コースを認定記念式典終了後、実際に歩き、実践指導者から健康ウォーキングの指導を受ける体験をしていただきました。クアオルト健康ウォーキングの特徴としては、コースマップというのを用意してありまして、そこに記載をしてあるのですが、歩き方のポイントが2つ。1つが冷たくさらさら、それから頑張らないという言葉で表現されています。冷たくさらさらは、体表面、皮膚の温度を少し冷たく保ちながら歩行することを推奨しています。また、頑張らないは、心拍数を一定以上に上げない、負荷の少ない歩き方を身につけていただくもので、心拍数についてはスタート前とコースの途中途中で計測しながら、その人に合った歩く速度を身につけていただく、そのような指導を行っていただきます。実践指導者からこれらの指導を受けることで、参加者はコース周辺の景観を楽しみながら、より健康になるための歩き方を身につけられるものでございます。町では、既に町民の健康寿命を延ばすための施策としまして、健康づくり課によるよこぜ歩楽一里ウォーキングの事業を実施しています。この事業は、町内各地区にウォーキングコースを7つ配置してありますので、住んでいる家の近くで気軽に手軽に歩く運動ができることから、町民の運動習慣を身につけるきっかけづくりなどに役立っています。一方、クアオルト健康ウォーキング事業につきましては、埼玉県から自治体に向けて、健康関連サービス産業についての情報提供をいただいたことがありまして、それがきっかけとなって始まったものでございます。その際、世の中の健康意識の高まりを受け、従業員の健康管理に力を入れる企業がふえている状況や、観光地を歩いて健康増進に役立てるヘルスツーリズム産業などの情報の一つとしてクアオルト健康ウォーキングがありました。町では、この町にある景観にすぐれた資源を生かして、町民のみならず大勢の方が訪れ、楽しく歩きながら、健康増進に役立てていただければと考えたところでございます。また、自然景観、環境等の条件によっては、企業の福利厚生事業に組み込まれるなど、この地で健康事業が根づく可能性も期待できないわけではありません。宿泊客など交流人口の増加や地域経済の活性化といった恩恵が受けられ、あわせて町民の健康寿命延伸にも役立つことから、町にとって有益な事業と考えて、先ほど申し上げましたアワードに応募し、受賞したことから、この取り組みが本格的に始められたものでございます。今後は、クアの道の整備、見直し等を行いながら、実践指導者の指導のもと、クアオルト健康ウォーキング事業が参加者にとっても、町にとっても実り多いものとなるよう、事業展開を図りたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。

非常に太陽生命さんから資金が出ているということで、町の持ち出しがないということで、有意義なコースが設定できたのだなというのは思っているのですが、先ほど答弁の中にもありましたけれども、健康づくり課が今までやっていたコースはあくまでも運動に親しむためというご回答でしたけれども、今後は、例えばではこのクアオルト健康ウォーキングコースというのは事業を定期的に開催をしていくわけですよ。そのときに、今は振興課がクアオルトはたしかやっていますけれども、明らかに治療の一環としたウォーキングとなると健康づくり課のほうがいいのか。その辺、2つの課にまたがる形になるのか。その辺がもう一点、どういうふうにしていくのか。

それと、これはやっぱりいろんな事業において言えることなのですからけれども、住民に対してこのPRがしっかりできているかどうかというところが一つポイントになってきて、なるべく多くの方が健康に興味を持っていただいて歩いていただきたいので、その辺のPR活動はそれぞれの課が独自に行うのか、それともまち経がしっかりとPRをするのか、そのPRの管轄についてお伺いします。

3点目で、現状、健康マイレージウォーキングとか、今健康マイレージってスマホの端末か機器を持っていくと、町民会館だとかヤオヨシさんだとかいろんな場所で歩いたポイントがためられるのを県の事業でやっていますけれども、そういうものにうまく連携をさせることが可能なかどうかをちょっと教えていただければ。

以上、4点になるかな。4点で……3点。

○内藤純夫議長 3点。

○2番 黒澤克久議員 3点の中に細かく入っていますけれども、ご回答よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、このクアオルト健康ウォーキングの事業でございますが、先ほど申し上げましたが、産業づくりというところから始まっております、この事業を町が行うというよりは、振興課のほうで考えていますのは、一般社団法人になりました横瀬町観光協会、そちらに委託できないものかということで今考えているところでございます。それなので、健康づくり課の事業がうまく合わさってできるかどうか、その辺はまだちょっとわかりかねないところでございます。

また、2番目といたしまして、住民への周知ということでございます。この健康ウォーキングにつきましては、やはり町民の健康増進についてもこちらとしてはその使い方として活用していただければと思っておりますので、委託先の観光協会のほうとこれから十分に協議をしまして、できるだけPRに努めたいと考えます。

最後の健康マイレージとの関係でございますが、現時点でこの辺の確認ができておりませんので、今後研究を重ねまして、そういった付加価値というか、よりよいものにしていければと考えますので、これからまた研究に努めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えいたします。

健康づくり課では、振興課長の答弁にもありましたように、よこぜ歩楽一里ウォーキングコース、町内7カ所に設置をしております。町民の方には健康づくりのためにこのコースを活用していただいているものと思っております。町でも毎年このコースを使いまして、健康ウォーキング教室、この実施をしております。今回、クアオルト健康ウォーキングコースが設定をされましたけれども、歩きやすい環境がふえたということだけではなくて、実践指導者から健康になるための歩き方、こういった指導をしていただけると聞いております。町民の健康増進にプラスになることと思います。連携をした形で事業展開ができればというふうには考えております。

それから、健康づくり課としても健康ウォーキングのほかに健康増進事業をいろいろやっております。そして、埼玉県が行っております健康マイレージ事業にも参加をしております。およそ400名の方が、今この事業に参加しておりますが、歩数計を持っていただく方、スマホを使う方ありますが、ポイントがたまる形でありますので、いろんなところを歩いていただきたいなと考えております。この事業につきましても、クアオルト健康事業につきましても、こういった方々に周知をし、健康寿命の延伸につなげるための事業、こういったものを進めていきたいなと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから少しつけ足しをさせていただきます。

クアオルト健康ウォーキングは、まさに最初に説明をさせていただきましたように、クアオルト研究所のほうで見ている専門的な知見も入れたコースということで、そういう個性を持ったものであります。一方、今まで町としてやっているいろいろなコース、これはもう皆様に親しんでいただいております、いろんな方が歩いていただくコースということで、一つにはコースがふえるという、そういう選択肢がふえるといえますか、バリエーションがふえるという効果がまずあるのかなと思います。クアオルト健康ウォーキングについては、やはり住民の方の健康づくりということがまずあり、かつ観光のコースにもなるというところ、こういった形になるわけなのですが、それを例えば観光協会と町とでそれぞれのコースの運営といえますか、管理をしていく中で、お互いがそれぞれの個性を持って協力し合うということは全く問題ないことだと思っておりますので、それぞれの個性や企画を出し合いながら協働していく、その中には健康マイレージをどういうふうに使っていくのかということもお互い提案しながら進めていくという方法があるかと思っております。そういったことで、両者については今後研究を深めながら連携の方向で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

事業展開が、これが連携で観光協会とということなのですけれども、なかなか観光協会も年間通している事業が入っているということで、果たしてうまくいくのかなというのが率直に思った疑問です。そうはいつても、地域を歩いていただいて健康につながるという面で考えれば、いかにこれが皆さんに周知されるかというところが本当のポイントで、今まで点でしかなかったものが面でつながるような工夫をしていくことが、町内を歩いていただくきっかけづくりというか、そこに例えばクアの道があるから一緒に歩きたいと思ってもらえるような工夫を、ぜひとも町も観光協会に丸投げではなくて、少しアイデアを出していただければと思います。これ実際何年ぐらい続けていく気持ちがあるのかどうか、教えていただければ。よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、質問に答えます。何年ぐらいというのは、期限は区切っていません。続けられるものだったらずっと続けて、まだまだ広がり可能性がある企画だというふうに思っています。これは、大きく2つあって、1つは健康増進です。町の人たちの健康増進にも使えるし、それから観光協会に丸投げということは全くなくて、観光協会にも協力していただきながらというイメージです。外の人を呼び込むための一つのきっかけにはこれなり得るなという可能性を感じていまして、例えば最近、ワーケーションという言葉があって、バケーションしながら仕事をするとする人たちがいたりとか、それから健康意識が高まってきて、企業研修を健康増進を含めてやるということも出てきていたり、それからテレワークの動きもあったり、そういったものと組み合わせたら結構おもしろいかなというふうに思っています。なので、クアの道だけでというよりも、ほかの横瀬の観光資源だったり、いろんな施設だったり、機会だったり、イベントだったり組み合わせる力を発揮していく可能性があるなというふうにも思っています。いろんな使い方をして認知度は向上させていきたいなというふうに思っています。誤解なきようになのですが、観光協会に何かぽっと丸投げするというようなイメージでは私は持っておりません。あとは、私もこれ体験やってみたのですけれども、冷たくさらさらというのと脈拍数を上げないというところは、ちょっと今までやっていたウォーキングと全く違うイメージになります。なので、ウォーキングの中のバリエーションの一つ、こんな歩き方とか、こんな健康増進法もありますという使い方なのかなというふうに思います。なので、横瀬町は今健康ウォーキングかなりやっています。町も歩きたくなる町というのを標榜していますので、歩きたくなる町の一つの特徴的な取り組みとして、これからも育てていきたいなというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、伝統文化に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 それでは、質問事項2、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

根古屋城址に関する議会での質問に対しまして、間伐、遊歩道の整備につきましては、関係各所と連携を図りながら検討し、また解説板等につきましては縄文期の資料の整理、報告書がまとめられた後に設置したい旨の答弁をさせていただいているところでございます。解説板につきましては、縄文期の資料整理を進めているところでございますが、資料整理等をする作業員の確保が大変難しく、現在作業が停滞をしているところでございます。したがって、解説板の設置にはまだ至っていないという状況でございます。根古屋城址につきましては、根古屋城址という一つのフィールドの中に文化財を初め、ただいまありました健康ウオーキングや、また観光的な側面のもの等、幾つかの事業がそれぞれ展開をされていると。文化財的な立場だけでの保存、活用ということでは難しい部分があるかと思っております。今後、それぞれの所管する課の事業目的等を整理し、協議、検討を行い、連携を図りながら効率的な整備をしていきたいと考えております。看板につきましても、そういった中で設置を検討していきたいと考えております。

続きまして、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。現在、秩父絹発祥の地、城谷沢の井は県指定旧跡となっております。昭和25年に文化財保護法が制定されたことに伴い、従前の県指定史跡について再検討がされ、昭和36年9月1日付で県指定史跡から県指定旧跡に指定がえがされております。井戸の由来としては、伝承というふうな部分で認識をしておりますが、江戸時代に根古屋絹という名称と呼ばれ、明治から昭和へと横瀬は秩父銘仙の主産地として発展をしていることは事実でございます。根古屋にある城谷沢の井は、そのような貴重な旧跡として保存していきたいと考えております。また近年、秩父銘仙を紹介しているものを見ますと、ただいま紹介された村史にあるようないわれもしっかりと記載をされておりますので、秩父絹発祥の地としてのイメージを損なわないような整備をしていくことは今後大変重要なことだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 要旨明細（1）につきましては、根古屋城址遊歩道がクアオルト健康ウオーキングのコースとして認定を受けたということもありますので、その整備活用につきまして振興課の立場からも答弁をさせていただきます。

根古屋城址公園内の遊歩道は、これまでも観光施設の維持管理事業として、草刈り等の管理を振興課のほうで行っておりますが、今回クアオルト健康ウオーキングのクアの道に認定されたことから、遊歩道利用者の増加を想定し、歩きやすい状態で維持管理できるよう努めてまいります。また、根古屋城址の山周辺には杉の高木が茂っており、遊歩道の最高地点においても周囲の見通しは余りよいものではありません。数年前には、県の補助金を利用し、山林所有者のご協力をいただいて、広域森林組合に間伐をお願いしたことがありますが、期待したほどの見晴らしには至りませんでした。なお、根古屋城址は町の文化財です。その保護、活用の視点からと、大勢の方に遊歩道を歩いていただく健康ウオーキングの視点からの両面で活用できるよう、教育委員会等の部署と連携を図りながら、今後対応に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

ちょっとあれですが、最初の根古屋城址についてですが、もう何年も、2年ほど前に多分なるのですが、ぜひ今回クアオルトの健康ウォーキングコースに選定もされたということなので、解説説明等看板は設置していただきたいな、もう一度これは要望をしっかりとしたいなと思います。

それと、今回この根古屋城址の部分が、やっぱり課をまたぐような形になっていきますけれども、一つの課だけで担当するのと、またいで、2つ、3つの課がまたぐのでは、意思疎通の観点からいったらなかなか手間がふえるのではないのかななんて、個人的には思うのですけれども、一番言いたいのは根古屋城址がしっかりと町の文化財としてのものが見えるようにしてほしいというのが一つで、それにあわせてこのクアに今回指定されたということで、多くの方が再認識してもらいたいというのが思いなので、その辺の、これもやっぱりPRが、本当に多分PRしないと根古屋城址って、私もここ10年ぐらいなのでよね、もう一度改めて知って中に入ったのって。だから、もう一度それは地域の住民に、同じ横瀬内でも根古屋地区以外の方は恐らく足を踏み入れていないのではないかとか、物すごく昔には行ったけれども、今は行っていないのではないかとこの部分があると思うので、ウォーキングコースに設定されたということは、その観点からもしっかりとPRをしていただきたいです。

それと、(2)で城谷沢の井に関してなのですが、少し井戸の周りが劣化というか、柵が劣化をしていたり、ちょっと環境整備的にもう一度手直しをしっかりとしたいと思うのですが、その辺確認をされているのかどうか。また、今回台風の後で少し上流域というか、井戸に入るところが崩れているのではないかとかという話も少し聞いたので、その辺を確認がとれているかどうかを教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

まず、看板につきましては設置をしないということではなく、したいとは思っております。より効果的に、文化財の立場でいけば文化財としてふさわしい、いい形のものを立てたいというふうには考えているところでございます。そういった中で、今先ほども言いましたが、いろんな立場での事業が進んでいるということで、その辺をどの立場を一番優先されていくのだろうかというところは、文化財としてはしっかりと確認をしながらしていきたいと思います。極端な言い方をしますと、文化財であれば開発は避けたいというような部分もございます。ですが、一方で文化財としての活用、やっぱり歴史、文化を知り、また文化財の理解を深めるために、興味、関心を高めるために公開していくというところはあると思いますので、そこはしっかりと定めた上で、例えば公開する範囲ですとか、そういうところを立ち入っていい範囲ですとか、そういうような範囲が例えば明確にできて、そこに看板を設置するとか、そういうふうな形で考えたいと思っております。

それから、城谷沢の井の関係ですが、こちらにつきましても年間1回はこちらのほうの予算で草刈り等を実施しているところですが、実際現実にはその程度の作業で、近所の方ですとか、そういったところに

お願いしているような部分があろうかと思えます。台風について、上流部分のご指摘ですが、しっかりとした確認はしておりませんので、また再度その辺の確認はさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

最後に、この文化財としての活用という部分で、根古屋城址もそうですし、城谷沢の井もそうなのですが、横瀬にある限られた文化財なので、最大限それが効果的に、なおかつ皆さんの目の目に当たるようにしないと、そこに費用をかけて維持している意味がないのではないかって個人的に思っているんで、しっかりとした整備と周知に徹底して、本当に横瀬が誇れる幾つかのものの一つだと思うのです。この秩父銘仙の発祥になるというのが、いろんなところで今お話聞くと、大体横瀬の根古屋絹というのが冒頭のころには出てくるお話なので、秩父銘仙が注目されればされるほど横瀬の名前が勝手に出ているということなので、その辺も踏まえて今後とも前向きな整備をお願いしたいと思えます。

最後に、町長にお伺いしますけれども、ここでまた秩父銘仙が注目されることによって横瀬が根古屋絹ということで出てきますけれども、そういうふう聞いたことがありますか。

〔何事か言う人あり〕

○2番 黒澤克久議員 ありますか。ありますね。それあるということ踏まえて、少しこの根古屋絹という、もう現存ではないのですが、横瀬の過去の歴史の中でそこを一つの時代が築けたものに対して少し私はいま少し思い入れを持ってPRしたほうがいいのではないかなと思っているんで、その辺に興味があるかどうか、前向きな回答をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 昨今の秩父市を中心とする秩父銘仙を何とかもう一度日を当てようという動きはよく認識をしておりますし、注目もしておりますし、共感をしております。そういう中で、やっぱり私ストーリーを紡ぐというのかな、そこがすごく大事だと思うのです。そういう中で、文脈とか意味合いを持たれた城谷沢が皆に大事にされるとか注目をされるとか、そういう流れになったらいいなと思っております、そんな夢も含めて、前向きにいろんなことを考えていきたいというふうに思えます。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○内藤純夫議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 それでは、皆さん、こんにちは。3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、エリア898についてと横瀬小学校の建てかえについての2つについて質問いたします。

まず、1つ目のエリア898についてです。9月議会でもお聞きしましたが、改めて教えてください。まず、エリア898について1つ目です。冒頭の町長のあいさつで、236件の利用、延べ2,600人余りが利用したとありましたが、これまでの主な利用団体ですとか利用時間ですとか、その辺の利用状況を教えてください。

2つ目、よこらぼまちなか再生事業におけるエリア898の位置づけを教えてください。

3つ目、今現在の利用上の問題点はどんなところがあるでしょうか。

4つ目、今後定めるであろう利用規定はどのようなものになるでしょうか。なければ方向性だけでも教えてください。

次に、横瀬小学校の建てかえについてです。今回、設計業者の選定に当たってプロポーザルという方法をとりましたが、どのような手続を経てプロポーザルで進めたのか教えてください。

2つ目、今回の横瀬小学校校舎建築工事基本設計業務委託の契約者が1,408万円で決定いたしました。決定までの経緯を最初から教えてください。

3つ目、実際の工事に当たってですが、建築工事、解体工事などがありますので、校舎完成までのスケジュールをわかれば教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員の質問1、エリア898についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから質問事項1、要旨明細1のまず利用状況について答弁いたします。

ことしの3月23日から11月24日までの利用におきまして、先ほどもございましたけれども、延べ236件となっております。うち役場関係の主催が最も多く、それ以外は住民の方から町外の方まで幅広くご利用いただいております。利用時間につきましては、時間を区切った貸し方ではなく、管理する職員がいられる範囲としております。利用者数ですが、約2,600人、内容につきましてはミーティングが118件で最も多く、次いでイベントが70件、毎週金曜のオープンデーの利用が36件、視察が12件となっております。

続きまして、要旨明細(2)ですが、よこらぼの審査会に横瀬町の人たちが多様性のある生き方、働き方を選択し、幸せで充実した生活を送れることを目指して、地域の若者たちが組織しましたMOSASという団体から関係人口創出プロジェクトの提案がございました。これは、横瀬町に深くかかわってもらい関係人口を創出するさまざまな取り組みを行っていかうとするもので、具体的には外からの人や地域の人が集うコミュニティスペースやコミュニティーの形成でございます。提案の際に、そのコミュニティスペースの候補地につきましては、町からの支援を必要とするということでしたが、ちょうど空き店舗となった旧JA直売所があり、遊休資産を有効活用するといった町の方針にも合致することから、お借りして利用させていただくことになりました。また、昨年度実施しましたまちなか再生支援事業ですが、これはまちなかの抱える課題解決に向けた取り組み、対応策などの助言を専門家に委託する事業でござ

ございますが、この事業報告としまして3つございます。1つは、来訪者の、町を訪れた方の居場所、住民を含めたコミュニティーの創出、2番目としまして多世代教育、多様性を育む場づくりの発展的展開、3つ目としまして横瀬駅からのコンパクトな回遊動線づくり、回遊性の向上などの提案を受けました。この先ほど申しました1番にあります場所としまして、旧JA直売所が位置的にも広さ的にも適しているとし、コミュニティーの場としてエリア898がMO S A Sの皆さんを中心としました多くのボランティアの皆さんの手により改修され、オープンしております。

続きまして、要旨明細3でございますが、トイレが建物の外に設置されているため、雨の日などは若干不便でございます。また、数も多くございません。また、椅子につきましても簡易的なものであるため、利用者から座っていて疲れにくい椅子の要望あるいは今の時期少し寒いといった感想がございました。また、高校生の利用者からは、いつあきの状態であるのかわからないといった意見もありました。一方で、小さな子供連れや高齢者の利用者から、こういった安全な場所で遊んだり、休んだりできてよかった。ちょっと休むのにとってもいい場所といったご意見、あるいは観光客が暑い日などにお弁当を食べるために休憩するのにちょうどいい場所といった感想もいただいております。これからも利用者の声をお聞きして、今後の運営に生かしていきたいと考えております。

続きまして、要旨明細4でございますが、現在は試用期間として運営していますが、公共のスペースである以上、今後のルールづくりは当然必要と考えております。利用時間、利用料、予約方法、注意あるいは遵守事項などの管理項目につきまして、現在の利用状況などをもとに検討し、町民を初め町外の方、さらには子供から高齢者までたくさんの方々が快適に利用できるような施設を目指し、策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから(1)の利用の状況について、少しデータをもう少し具体的な形でご報告したいと思います。

利用件数は236件というふうにご報告しておりますけれども、これは人数について11月24日までを集計いたしました。ただし概数でございます。12月予約が入っている分までをその時点で集計をして236件というふうに見ております。利用者数は、先ほど申し上げましたように約2,650人というところでございます。目的別に少し分類をいたしますと、イベントで使われたのが70件、参加人数は約1,450人ほどというふうにかウントしております。その中は、はたらクラス、これは10回ございました。430人ほど集計されております。その他、よこらぼのイベントということで15回、約340人というふうに集計をさせていただいております。この中にはJCさんであるとか、データサイエンティスト協会、横瀬そばの会等々、そういった方たちの採択された事業等々のイベントが含まれるということでございます。それから、プログラミング教室が7回含まれております。それから、中学生の国際交流、先ほどご質問にもありました。これがミドルベリー大学を迎えての、この機会が5回、人数にすると述べ70名ほどという形になります。その他、地元住民の方の交流イベント、これが3回ほどありまして、50人ほどが集計上出ております。それから、地元の高校の先生方との交流会やディスカッションイベント、そういったものが3回ほど、2回目ま

で約40人ほどというふうな形になっております。その他、町でやっておりますアクティブシニア事業、これが3回ということになります。一番多いと申し上げておりますミーティングでございますけれども、118件ほどございました。概数でいきますと790人ほどということになります。地元の団体の方等による会議や集まり、これが13回ほど、区の集まりであったり、スポーツ少年団であったり、各種イベントの実行委員会等のミーティングに使っていただいております。あと、商工会議所のミーティングにも使っていただいたということでございます。およそ220人ほどがカウントされております。その他、外部の方による貸し会議室のような利用方法が22回ほどございまして、概数にしますと162ほどというふうにカウントしております。その他が役場の会議室的な利用ということで、57回、280人、それからよこらば関係のミーティングをその中から外出しにしますと26回、130人ほどと、こういった形でございます。ですから、役場関係で使ったということでございますと、この57足す26、それからアクティブシニアで86回ほどといった形になるかというふうに思います。それから、毎週金曜日はオープンデーということで、9時から5時まで自由に来てくださいという形にしております。これが36回ほど、使った方を概数でカウントしているところでは220人ほどございました。それから、視察がございまして。いろいろな自治体や埼玉県の町村会からの視察、計12回、この中には小学生や保育所の児童の方の見学というのも入っております。そういったものが12回で、ざっと109人ほどという形でございます。利用時間につきましてですけれども、ミーティングについては大体1時間、2時間程度が多いのかなというふうに思います。中には半日あるいは終日という利用もございまして。イベントは、おおむね3時間程度のアベレージかなというふうに見ております。場合によっては終日という使い方もあります。以上、ちょっと(1)の利用実態についてのデータでの補足でございました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 詳細にありがとうございました。いろんな方に利用はしていただいているものだなとちょっと感じました。

先日、課長からこの資料もらいまして、まちなか再生事業の資料をちょっと拝見させていただきました。ちょっとこれ見ますと、その中のまちなか再生事業の中の取り組みで、その中のワークショップで、横瀬町の中心地に人の集まる場所が少ないという意見があって、898をつくったということが出ておりました。これが平成31年2月につくった資料のようですが、この中、町なかに人が集まる場所がないということをつくったということですが、この資料を頭から最後までちょっと見ますと、最初に何となくもうJAが最初にあって、その方向に会の流れを持っていったという印象があります。そういうことで、あの辺であれば町民会館ですとかあるので、その辺の今ある既存施設の活用は考えなかったのかということがまず一つ。それと、なぜほかではだめで898が必要なのかというのが一つ。ここで、まず2点教えてください。

それと、今もここ、よこらばに提案した関係人口創出ということでMOSASという団体が出てきましたけれども、MOSASという団体なのですが、どういう団体なのか、私ちょっと存じ上げませんので、人数ですとか、ふだんの活動内容ですとか、よこらばはこういうふう提案しているようですが、よこら

ば以外にどんな活動をしているのか教えてください。それと、わからないからもう一つMOSASについてお聞きしますが、何となく他のよこらぼの団体と比べるとMOSASという団体を特別扱いしている感じがいたしますので、その辺をどのようにお考えなのか教えてください。

それと、3つ目ですが、平成31年度の重点施策として、まちなか再生事業が広報にも出ましたが、出ておまして、936万円出て計上されております。内訳は、まち経営課で地域おこし協力隊75万円、すまいるよこぜ事業20万円、振興課で住宅環境改善補助事業490万円、建設課でブロック除去補助事業200万円、空き家除去事業150万円、これがまちなか再生事業ということで計上されています。この事業内容は、この間までの議会で説明があったまちなか再生事業の事業内容とちょっと違う、説明の内容と違うのではないかと感じてしまうのですけれども、どうでしょうか。ブロック塀とか空き家の除去などはこの重点施策一覧表に出ている安心・安全のまちづくり事業のほうが適切かと思われませんが、拡大解釈すればこちらのほうにくっつけられなくとも思いますが、無理があると私は考えます。もしくは町として、横瀬町として定住とか交流ということに予算を割いているということのアピールをしているということなのでしょうか。お聞かせください。

それと、4つ目です。前回、9月議会もちょうと途中までお聞きしたのですけれども、来年度以降エリア898に設置されている3Dプリンターは補助金がなくなるということで使わないということでしたが、今現在3Dプリンターはどんな使い方をしているのでしょうか。誰が何をつくっているのでしょうか。町民はどうしたら使えるのでしょうか。稼働率はどのような感じでしょうか。補助金がなくなるから来年は使わないということだと答弁がありましたが、なぜ1年しかなののでしょうか。本当に必要ならば使えばいいと思います。ならば1年でやめてしまうのであれば、ほかのものに支出すればよかったかと考えますが、その辺3Dプリンターの活用について、5点教えてください。

それと、5つ目です。8月の広報で募集ということで、一緒にエリア898を仕事や読書しながら管理、簡単な清掃を含む、してくれるボランティアを募集しますと出ておりました。8月の広報で出ていました。9月の議会で、議会の答弁で、あいているときは管理人として職員がいるですとか、職員が掃除に行っているですとか、地域おこし協力隊がいると答弁がありました。整合性がつきません。整合性がないです。その答弁はうそで、役場職員ではないボランティアが公の施設である898を管理するのでしょうか。前回の答弁でも、課長は公の施設、副町長は町がJAから借りて運営の主体とありましたので、微妙にニュアンスがちょっと違ってきますので、どちらにしても税金を支出して整備した施設ですので、そういうボランティアの管理でいいのかどうかということをもとに1つお聞かせください。それと、もう一つです。ボランティアが管理しているということで、管理するということもありますが、もし施設管理上の問題で事故が起こった場合です。賠償のこととかどうするのか教えてください。

とりあえず大きく5つ、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 順番にお答え申し上げます。もしちょっとまとまりの単位が違う、あるいは抜けていることがあればおっしゃってください。

まず、最初のところから行きますと、まずこのJAの旧直売所があって、それにあわせてまちなか再生のプロジェクトを進めたのではないかとございますが、まずこの場所に係るものといましては、よこらぼのMOSASの提案、それが4月です。それから、5月以降で順次始まったのがまちなか再生という位置づけになるかと思えます。この時点ではどこをどう使うというところは、当然最初の段階でも、よこらぼの最初の段階でもなかったと思えます。それから、まちなか再生の事業を進めていく中で、町なかの活性化に関するプランニングの基礎とするための調査をしていく中で、町の中に場づくりが必要であろうということになりました。そこで、その場づくりをしたいということでプロジェクトを提案している関係人口創出プロジェクトと目的が重なるというところで、最終的に合流したという理解でございます。ですから、それに向かってこのプロジェクトを進めたということではございません。

なぜ他ではないのかというところでございますけれども、まずいろいろな可能性を考えていくというところは、こういうまちなか再生の企画のプロジェクトでありますので検討はいたしますということですので、ほかとの関係はどうなのかというのも当然その中に入ってきます。まず、町民会館であるとか、その他の既存施設とエリア898や規模や機能において全く同じというわけではないということになるかと思えます。いわゆるコワーキングスペースやテレワークを含めるようなオフィスとしての使い方、これがエリア898には検討の中で入ってきております。その他、町民会館とは違った場所としての町民の方の選択肢をふやし、町内を活性化するという効果があればいいというのがそのときの議論でもあったと思えます。このエリア898については、ほかの場所との違いというところで申し上げますと、このように考えられるかなと思っております。横瀬町は、今町の未来を変えるために町の外からヒト、モノ、カネを取り入れて、いろいろなものを町内のもので融合させたいということで取り組んでいます。今、全国的な流れになっている官民連携の取り組みや関係人口創出、これを先んじてやってきたというふうに思っております。これらの取り組みで町とつながった人とか事業を町の中でつなげていくための場所としてエリア898、こういったものを新たにつくり、発信していくというのは、今やっている町の戦略とは沿うものでありまして、意味があるということでもあります。いずれにしても、どっちがいいとか、どっちかでないといけないということは全く考えておりません。二者択一、三者択一ということではありませんので、双方がその役割を果たしていくという中で、使っていければいいのではないかなというふうに思っております。

それから、予算ですか。MOSASのところ、ちょっと後に回します。予算のところでございますと、今ご質問にあったのは平成31年度ということだと思っておりますが、まちなか再生のこのプロジェクト自体は平成30年度の事業ということになるかと思えます。ごらんになっているのは平成31年度2月のレポートということでございますので、そういう意味ではそこに入っていないということがまず1点。

〔何事か言う人あり〕

○井上雅国副町長 はい、そちらですね。そういうことで、そちらのほうでご質問にお答えするとすると、広い意味でまちなか再生事業の中に含まれるであろうというものを入れているということは確かです。まず、補助金の振興課のほうの事業、これは町内のリフォーム、それから空き家も使った、空き家に対しても補助を出すという形で設計をいたしましたので、まちなか再生、遊休の資産を使っていくというまちなか再生事業のレポートのほうの趣旨に沿った部分も取り込んだものになっております。そういう意味ではこの中に入っているのだろうというふうに考えております。それから、ブロック塀や空き家の除去につい

でも同じでございます。空き家が無策のまま残されるということは、まちなか再生の動きに反することになりますので、これに対する施策ということで、この中には入っているということでございます。それから、この地域おこし協力隊の一部というのは、まさに前回ご説明しましたような形で、エリア898、ここは協力隊の事業の一部が重なっておりますので、そういうことで入れさせていただいているということでご理解いただければと思います。

あと、管理です。管理のところにつきましては、原理原則、前回から申し上げているとおりでございます。人手やいろいろなフレキシビリティの問題がありますので、それを手伝っていただける方、ボランティアの方がいらっしゃるのであれば、それはぜひみんなで作る場ということにもしたいと思っておりますので、加わっていただければなという思いはございます。ただ、完全に今のような状態でボランティアの方にぽっと任せるということを意図しているものでは必ずしもございません。この後の議論になるかもしれませんが、利用規定を決めて、どういうふう運営していくのだというところがございまして、その中できちっと決めていくことだと思っておりますが、今現在の試用期間においては町が責任を持って管理をしていくという方向は変わっておりません。そういう意味でいきますと、ボランティアの方が入った管理体制になったときの責任問題についてもきちっと仕切った上で進めるということにはなります。

MOSASと3Dプリンターを除くと一応全部足りておりますでしょうか。よろしいですか。とりあえず一旦私の答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうからMOSASにつきまして答弁させていただきます。

MOSASにおきましては、現在7名のメンバーがいらっしゃいます。町民の方が3名、元横瀬町民の方が1名いらっしゃいます。あと、秩父地域にいらっしゃる、あるいは秩父出身の方、あるいは小鹿野町出身の方というメンバー構成になっております。実際どんなことをやられているかということでございますけれども、ウェブディレクション、こういった技術を持っている方で、都市開発プロジェクト企画をしたり、ウェブメディアの運営あるいは家具を製作あるいはプロダクトデザインとか採用コンサルティング、こういったことをやられている皆さんでございます。

〔何事か言う人あり〕

○新井幸雄まち経営課長 会としては……済みません、ちょっとお待ちください。3Dプリンターにつきましては、後刻調べて報告させていただきます。申しわけありません。失礼します。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 MOSASについてでございますけれども、今課長のほうからご答弁させていただいたような個人の方が、地元中心の個人の方が集まっているグループということになります。MOSASとしてどういう活動しているのかでいきますと、一番我々の近くでやっておられる活動ははたらクラスを開催をしている中心的な主催者ということになります。それから、地元として、地元の町をエリアをよくしようという活動をするときに、この名前で皆さん集まって活動しているというふうに理解しております。ですから、よこらぼへの提案というときにはMOSASという名前ですべていただいているということでござ

います。前回、答弁の中でも申し上げたのですが、いろいろな地元の人たちがやっぱりまちづくりについては協力をし、自分たちでできることはやっていくといった、そういった取り組みが必ず必要になってきます。その中で、地元出身の若者が集まって、我々も協力したいというふうに集まったのがMOSASというグループだというふうに理解をしております。ですから、私どもとしましてはよこらぼの提案であったり、まちなか再生事業の目的に沿った形で協力をしてくれている地元の有志の方々ということでございますし、エリア898の利用、その他については全く特別扱いをする必要もございませんし、現にしております。他の利用者と同様の管理のもと、エリア898についても利用していただいているという理解でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。では、再々質問。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 では、今のMOSASに関連して、まちなか再生事業のこのプラン、この資料の中にMOSASのメンバー入っていますよね、写真入りで。何かプレゼンしている様子が入っているかと思うのですけれども。ということは、まちなか再生事業の取り組みの中で、898をつくる、つくっていきこう、何か898ではない、何かしら何かつくっていきましょうという活動の中で、そういうメンバーがこの中にいるということは仕込んでいけるともとれるのですけれども、その辺どう考えるのか、ひとつお聞かせください。

それと、決まりの規定の問題です。それと、規定ですけれども、前回も利用状況、今も使用状況を決めて利用規定を決めていくということで、使い方を決める前にいろいろなことを試していきたいという答弁があったと思います。ちょっと済みません、悪く考えて、裏を返しますと、それまでに、決まりをつくるまでに、決まりがないから何をしてもいいというとり方もできてしまうわけですが、最近は使い方気をつけてもらっているようですが、決まりをつくる前に例えば悪く言いますが、アルコールを飲むという既成事実をつくって決まりに盛り込むとか、そういうことをされたら困ると、そういうこととか、あと公の施設ということで、町長の答弁で898はオフィススペースと人寄せスペースの部分があるという答弁がありましたので、もし役場内で役場の職員がもし飲酒をしていけば大問題ということになります。職員がアルコールのにおいをさせていたらどうでしょうか。町民からクレームなりブーイングが来るはずですよ。898も、先ほども申し上げましたが公の施設ということでなっていますので、そこも898もオフィススペースということで考えるのであれば、どうでしょう。同じという考えが適用されるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

それと、3つ目、前回、地元には手弁当で、今後使うであろうふらふらした人たちに898の設備を宛てがうのは何か間違っていると私申し上げました。そこで、副町長から、地元の人にも有意義な時間を過ごしていると答弁いただいたのですが、具体的にその有意義な時間というのはどういうことでしょうか。教えてください。

それと、建物管理上、建物の法令上の問題ですが、通常建物の施設管理には甲種なり乙種なりの防火管理者なりがないといけないと思いますが、いるのでしょうか、どうでしょうか。試用期間だから要らないのでしょうか。また、建築基準法なり消防法では、建物の用途や面積などに応じて排煙設備が必要にな

るかと思えます。その辺もどうでしょうか。中入りますと、天井のパネルを剥がして電気の配線等がむき出しになっておりますので、ぱっと見、排煙設備などがあるようには思えませんので、どうでしょうか。試用期間だから要らないのでしょうか。

それと、鍵の管理です。私もびっくりしたのですけれども、鍵が10個あるということを知りました。本当でしょうか。これで公の施設としての鍵がきちんと管理されていると言えるのかどうか疑問です。10個の鍵は、誰がどのように管理をしているのでしょうか。なぜそもそも10個もつくったのでしょうか。JAさんの許可はとれているのでしょうか。また、役場の中の問題としてこれだけ鍵が出ているということに対して、疑問なり、これまずいのではないかというような意見があったのかどうか、なかったのかどうか教えてください。

それと、898について最後です。エリア898という名前についてです。898で役場と読みます、なり読めますという説明を当初受けました。役場と読める、役場と聞こえる施設の名前ですので、役場と読める、聞こえるところでアルコールを飲んだりということ、鍵が10個あったりということで、管理がいいかげんでは横瀬町全体がいいかげんだという印象をとられかねませんので、もう少しきっちり管理してもらいたいことを含めまして、この名前の由来を教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 まず最初のまちなか再生のプロジェクトにMOSA Sが仕込まれていたのかということですが、まちなか再生の趣旨や目的、それからやっていることについては全て資料をごらんになっているので、読んでいただいていると思います。決して誰かを狙って集めてやったものではないというのは載っている写真や、それまでにやったこと等々をごらんいただき、アンケートとかワークショップとかやったことを見ていただければ、ご理解いただけるのかなというふうに考えております。その中に町でそういうまちにいろいろ協力をしたいと思っている方が重なって載っているということは決して不思議なことではないというふうに考えます。

それから、利用規定ですけれども、これについては前回からご説明申し上げているように、いろんな方に使っていただき、いろんな使い方をしていただき、その中から出てくるものを持って利用規定をつくりたいというふうに考えております。今、ではどうなのかといいますと、町の管理のもと、節度を持った使用方法で使っていただいているというふうに考えております。898は、オフィスだということですが、それはそのとおりでございます。試用期間でイベント等で持ち込みによるそのイベントの構成される方が中でイベントを楽しまれる方が持ち込みで飲食、それから飲酒を伴った利用事例というのはございます。これについては、複合施設として利用が想定されておりますので、一定程度その利用はあり得るのだろうと。ほかの施設と同様あり得るのだろうというふうに思っております。それについては、きちっとした管理のもとでできるということで、今も進めているところでございまして、私どものところでは特段大きな不都合やよくない話というのは来ていないということでございます。

ちょっと飛びますけれども、覚えているところでいきますと鍵の管理でございますが、自分の認識しているところでは8個鍵は出ております。これについては、前回の議会の後に、議員のほうにもきちっと私のほうからご説明して、一旦はご納得いただいたというふうには思っておりますが、もう一度ご説明申し上げますと、地域おこし協力隊のオフィスとして使っているという面がございますので、地域おこし協力隊で主にこの場を使う可能性のある人に対しては鍵を発行して持っていていただいているということでございます。それが5個、残りはまち経の管理ということになります。

〔何事か言う人あり〕

○井上雅国副町長 3個。まち経が3個です。

それから、この898の利用等々について……

〔「JAの許可も」と言う人あり〕

○井上雅国副町長 JAの許可ということでございます。JAさんとは、その使い方あるいはイベントでこういうことがあり得るといことも含めて事前にご相談をしたり、事後にきちっと例えばきょうご報告しているような数字も含めて、こんな感じで使っておりますということについては、直接ご本部のほうに行ってお説明をしているところでございます。

〔「役場内でまずいと思ったか」と言う人あり〕

○井上雅国副町長 役場内でまずいというのは。

〔「鍵の数」と言う人あり〕

○井上雅国副町長 鍵の数ですね。

〔何事か言う人あり〕

○井上雅国副町長 現状ではまずいと思ったことはございません。

それから、宛てがうのはおかしいというのは何でしたっけ。

〔「有意義な」と言う人あり〕

○井上雅国副町長 ごめんなさい、有意義なですね。そういうこと、それをデータとしてもご説明しようと思ひまして、利用実態の中身について少し詳細なご説明をしたつもりでございます。地元の団体であったり、地元の方があの場所を使って自分たちのミーティングをやったり、懇親会をやったり、勉強会をやったりということ、それから住民の方が主催されるような交流会あるいは移住者の方との懇親会であったり、地元先生方との交流会、こういったことに地元の方が参加していただいておりますので、そういう意味で有意義に使っていただいているということでご説明をさせていただきます。

私のほうから以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、建物の防火面でのご質問でございましたので、答弁させていただきます。

3月23日、オープン前に消防署のほうに点検をして見ていただいております。ただ、議員ご指摘の甲種、乙種、そこにつきましては持っている者がまち経営課にはおらないということで、今後取っていくような形にはなるかと思ひます。それと、排煙装置につきましても、今後改修等で建築確認等の基準に満たない

ようであれば改修するような形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 答弁漏れございませんね。

以上で質問1を……

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、答弁漏れ1つ。では、もう一度お願いします、その質問。

○3番 阿左美健司議員 名前についてなのですけれども、役場と聞こえる、読める施設ですので、アルコールを飲んだり、管理がいいかげんではちょっと困りますので、その辺の管理がいいかげんですと横瀬町全体がいいかげんだという印象が皆さん、使っている人とか横瀬町の外の人にとられかねないので、管理がいいかげんでは困るので、名前の由来を教えてください。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 名前の由来ということでございますが、基本的にはエリア898ということで、最初にみんなでつけたのかも含めて、実は自分は承知しておりません。1度きちっと聞いて、またご報告したいと思いますが、名前としては898という連想させるというところあるかもしれませんが、898ということで、この場所の名前として今定着しているというところがございますので、これでいいのかなというふうには思っております。

気にされているのは、管理ということだと思いますが、今申し上げたように管理については今現状の試用期間においても、今後は利用規定を決めた後は、当然その利用規定に従ってきちっとやらせていただいているつもりでございますので、管理がいいかげんであるというふうには現状考えておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

会議中は勝手に発言は慎んでいただくようお願いいたします。

次に、質問2、小学校の建てかえについてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 それでは、質問事項2、要旨明細(1)、(2)につきまして、関連がございますので、あわせた形で答弁をさせていただきたいと思っております。

横瀬小学校校舎改築事業に当たりましては、基本設計を作成し、これに基づきプロポーザルによって設計業者を選定し、基本設計をするということで進めてまいりました。初めに、校舎建築の基本構想、基本計画を策定するに当たって、諮問機関として横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会を6月に条例を整備いたしまして設置いたしました。検討委員会は、合計で8回、ワークショップを2回開催し、平成31年3月28日に横瀬小学校校舎建築基本構想・基本計画(案)を答申として提出していただきました。この答申に基づき、策定いたしました横瀬小学校校舎建築基本構想・基本計画を4月23日の教育委員会で承認いただき、横瀬小学校校舎建築基本構想・基本計画としたところでございます。

次に、基本設計をつくるため、この基本計画に沿った提案をしていただき、その中でよりよい設計業者を選定するためにプロポーザルを実施いたしました。今回のプロポーザルに係る手続は、令和元年6月24日

に手続開始の公告を町掲示板及びホームページ上で行い、基本設計業務委託募集要領、受託者審査要領、基本設計業務委託特記仕様書等を公開いたしました。日程につきましては、手続開始の公告後、質疑、回答の期間を設け、7月16日を参加表明書提出期限とし、7月19日に事前審査結果を通知し、8月9日までを技術提案書の受け付け期間といたしました。その後、8月19日に第1次審査を実施し、8月22日に第1次審査結果を通知し、8月27日に第2次審査を実施いたしました。第2次審査の結果公表及び通知は8月30日にホームページ上で公表し、提案事業者には直接通知を送付いたしました。なお、プロポーザル実施の周知関係につきましては、この検討委員会の立ち上げから報道をしていただいております埼玉建設新聞が6月26日にプロポーザル手続開始の記事を掲載しております。また、記者クラブにも記事の提供を行い、6月26日に埼玉新聞で同じく手続開始の記事を掲載していただいております。参加表明の提出及び審査につきましては、技術提案依頼業者を決定するための資格要件、責任者、技術者、それから実績等の確認をする書類審査を行うというものでございます。今回、参加表明事業者は5社ありましたが、全て技術提案依頼業者と決定をしたところでございます。第1次審査は、横瀬小学校校舎建築工事基本設計業務委託に係る受託者審査要領に基づき、審査会において、9名の審査員により技術提案書の内容を審査し、第2次審査の対象となる事業者を5社程度選定するというものでございます。今回は、提案事業者が5社ということでありましたが、内容を確認、協議し、全ての提案事業者を第2次審査の対象とすることに決定をいたしました。第2次審査は、受託者審査要領に基づき、プレゼンテーションを15分、質疑応答を15分、技術提案書の記載内容を逸脱しないものということでヒアリングを行いました。審査は、事前に示してあります6つの審査項目ごとに評価点を20点から40点を配点し、合計200点満点で評価し、平均点が一番高かった事業者を受託候補者、平均点が2番目に高かった事業者を準受託候補者と決定するというものでございます。今回は、審査会ではヒアリングの後、各委員よりそれぞれの事業者に対する意見を述べていただき、協議した後、審査基準に基づき各自採点を行い、集計の結果、平均点が一番高かった事業者を受託候補者、平均点が2番目に高かった事業者を準受託候補者と決定をいたしました。

要旨明細（1）、（2）については以上でございます。

続きまして、要旨明細（3）について答弁させていただきます。スケジュールにつきましては、今年度中に基本設計を終了し、令和2年度は8月までに実施設計を実施し、12月中に新校舎第1期工事に着手する計画でございます。令和3年度は第1校舎及び特別教室棟の改修工事並びに新校舎第1期工事を年度末までに終了し、春休み期間中に新校舎へ引っ越しをする計画でございます。令和4年度は第2、第3校舎解体工事を実施し、9月中に新校舎第2期工事に着手し、年度末までに終了し、春休みに新校舎へ引っ越しをする計画でございます。令和5年度は外構工事を予定しております。第2期工事は、主に管理諸室や特別教室の建物になりますので、児童は令和4年度当初から新校舎に移ることができるという計画であります。現在もまだ検討中のところがございますので、今後また変更する可能性はあると思いますが、よろしくお願いたします。予算計上についてですが、令和2年度当初予算に校舎建築工事実施設計委託料、校舎建築工事第1期工事の工事請負費並びに工事監理業務委託料等を予定しております。なお、第1期工事は令和3年度にまたがる予定ですので、工事請負費並びに工事監理業務委託料は債務負担行為を立てさせていただいて、それぞれの年度に必要な予算を計上させていただきたいと思っております。令和3年度は、その他に第1校舎及び特別教室棟の改修工事請負費並びに工事監理業務委託料等を予定しております。令

和4年度は、第2、第3校舎解体工事、校舎工事第2期工事の工事請負費並びに工事監理業務委託料等を予定しております。その他にも予算上計上の必要があるものが出てくると思いますが、主な流れとしては以上のとおりでございます。また、校舎整備検討委員会につきましては、今月、12月25日に第3回の検討委員会を予定しております。ここでプロポーザル後に、教育委員会、学校、また分科会等において協議、検討をした内容を見ていただき、ご意見を頂戴して、最終的なレイアウト等を決めていきたいと考えております。その後、来年2月末ぐらいをめどに、第4回の検討委員会を開催し、基本設計のまとめをしたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 次長、ありがとうございます。今までの経緯説明ありがとうございます。

それでは、今まで議員への説明ですとか検討委員会での内容についてなのですが、皆さんご承知のとおり、私も検討委員会のメンバーでした。検討委員会が出た意見などをちょっとこの場で幾つか皆さんに申し上げたいと思います。検討委員会が出た意見ですが、概算費用を計算しないと進まない、予算を教えてほしいとか、建築単価を出して計算しないと進まない、金額はつきまとうので考慮してもらいたいとか、なるべくコンパクトにする基本計画案を出したが、余り反映されていない、ここで盛り込んだものが実際にできるのか、町に体力があるのか、ここまで見ていいのか、そろそろ決めていただきたいとか、もう少し規模を縮小して計画してもらいたいとか、委員長の説明で、検討委員会での配置案は案としての校舎で、最終的にはこういうものがつくれないということを知って驚いたとか、委員の皆さんは3班に分かれていろいろ配置案を考えたりしたので、大体配置なんかはここで考える人が多かったということがあります。そのような感じで、委員の皆さんからは予算が幾らですとか、規模はもっと小さくという意見が出ましたが、委員長なり事務局からは最後まで具体的な説明はありませんでした。それで、柳沢先生の、今私申し上げた意見に対しての答えというか、対応なのですが、柳沢先生は基本計画は発注者側からの理想要求になるので、しっかりつくることによって理念が縮小しないようにする、基本計画がない場合は予算に引きずられてクオリティーが高くない、基本計画を立てておくことが理念を守ることにつながる、最初から現実的なところを見て基本計画を縮小し過ぎると余りよいものがない、基本計画で理想を出し予算や技術的な面を考慮しながら落としどころを探っていく、最近予算を決めて設計、施工を一体で行うデザインビルド方式というものがあるが、コストに引っ張られてつくりたいものがつくれないというデメリットがある、余り細かく明示するのではなく、次の段階で設計者も含めて論議するというようなことを答えています。ということで、私も出ていた感じで、柳沢先生はこちら側、委員側の意見に余り聞く耳を持ってくれなかったという私は印象がありました。そんな中で委員の皆さんも、結局考えた案になっていない、委員会の内容が基本計画に余り反映されていないので、会自体が無駄だった、結局偉い先生の実績づくりのための会か、何を言ってもだめならば好きにすればいいというような意見までありましたということをお聞きしたので、委員のメンバーの大多数はがっかりしていたということをお聞きします。

それでは、幾つか質問です。コストについて、予算提示をしなかったのはなぜでしょうか。まず一つ。

それと、プロポーザルを採点した個人個人の点数はどうだったのでしょうか。偏りとかその辺そういうことがあったのでしょうか。

プロポーザルのとき、図面だけではなく、模型とかそういったものの提示はあったのかどうか。

全体の建築予算は、大体幾らぐらいを見込んでいるのか。今わからなければ、いつごろそういうことがわかるのか。

後年度負担を少なくするために何か考えているのか。

補助金等、どんなものがあるのか研究していますか。

それと、将来の児童数の減少についてはどのように考えていますか。

あと、日当たりなどの配慮はしているのか。

それと、プロポーザルに応募したのは5社ですが、ほかにも問い合わせがあったのかどうか。問い合わせをしたけれども、問い合わせがあった場合、応募しなかったのはなぜか。

ということで、時間が……いいですか。

○内藤純夫議長 よくないよ。そろそろ打ち切ってください。

○3番 阿左美健司議員 では、9月6日に契約をこれして、大宇根設計さんと契約をしておりますが、9月6日より前に既に大宇根設計のホームページには横瀬小学校校舎建築設計業務のプロポーザルで選定されていまして出ていました。正式契約する前に公表してもいいのでしょうか。あくまでも受託候補者ということですので、何らかの事情で契約にならないこともあるので、なぜ出たのか、役場はその辺知っていたのかどうか。

それと、横瀬小学校校舎工事基本設計業務委託にかかわる受託者審査要領によりますと、最も評価点の高い技術提案者を受託候補者、次点者を準受託候補者として選定するとあります。決まりがこうだからあれかもしれませんが、1番と2番でもう一度2社で比べてみて評価するとか、そういう考えはあったのかなかったのか。

それと、来年度、コミュニティースクールが導入されます。基本設計なりが終わったところで模型なり図面などを保護者の皆さん、町民の皆さんに見てもらって、実施設計に反映できるものは反映してもらいたいと考えますが、その辺いかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 それでは、持ち時間過ぎましたので、簡潔な答弁をお願いいたします。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 最後の3点ということでよろしいでしょうか。

まず、選定されたものが大宇根建築さんのほうで出ていたということなのですが、そちらについてはちょっと出ていた日というものを確認をしておりません。ただ、選ばれましたということはお伝えをしますので、それが契約しましたという内容で出ているのか、選定されましたという内容で出ているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、もし選定ということであればその段階でもいいのかなというふうにしているので、いいかなと思います。

あと、1位、2位の関係ですが、やっぱりこれプロポーザルで点数評価をするということは、やっぱり客観的に評価するということだと思えます。なぜこれがもし逆転しなければならぬかということの根拠

というものがまたいろいろ議論される場所だと思いますので、やはり数値での評価というものを最終的には尊重するという決めでいただきました。

それから、模型の関係ですけれども、今現在もいろんな形で日照等の関係を見る必要等もあって、模型は随時変わるたびに模型作成をしているところですので、この模型の提示ということはできていると思っております。

〔「ということは、町民の皆さんにも見てもらえる」と言う人あり〕

○大野 洋教育次長 はい、でき上がったものは見ていただけたと思います。

○内藤純夫議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時24分

○内藤純夫議長 それでは、再開いたします。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 ここで先ほどの3番、阿左美健司議員の質問に対して答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁漏れ申しわけありませんでした。

阿左美議員の3Dプリンターの関係ですけれども、現在3Dプリンター使ってみようというイベントを予定しております。ただしPCとソフトの動作環境の調整あるいは講師の先生といった関係で、今調整中でございます。なお、現在は関係人口創出拡大モデル事業としまして総務省の補助金ルールにのっとりまして短期的なレンタルとさせていただいておりますけれども、来年度以降、今後まちづくりに効果があるといったようなことが判断できるような場合につきましては、改めて予算化することも検討したいと考えております。

また、町民の方も現在事前にお話いただいて利用することは可能でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 それでは、3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美です。誰が何をつくっているのですか。

○内藤純夫議長 では、まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 今後調整して、PCと動作環境の調整を行って、講師の先生を招いて使用するというになっております。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 とりあえずこの話はこれで打ち切ります。

それでは、もう一つ答弁漏れを、教育次長。自席でお願いします。

○大野 洋教育次長 それでは、先ほどの阿左美議員さんからの質問の前半の部分について答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、コストについて予算提示しなかったという点でございますが、これにつきましてコストは大変重要なことだというふうには認識はしております。ですが、コストを出す根拠、出すには根拠が必要だというふうに思います。コストの以前に、まずは何が必要か、また求められているものは何なのか、どんな機能なのか、どんな要件なのかということを決めて進めることが重要だというふうに考えて、予算提示はしない形で進めさせていただきました。

また、検討委員会での委員さんからの感想というものをいただきましたが、私どもいろいろ説明不足やら、よく理解をいただけなかったところとか、至らなかった点もあるところは説明不足とかであったかとは思いますが、私どもとしてもこの検討委員会やっているような意見が聞けましたので、大変よかったなというふうには思っております。これらの聞いた意見をやはり今実施している基本設計ですとか、そういうところには十分生かしていけるというふうに思っているところでございます。

それから、あと個人個人の点数はどうだったか、偏りはというふうなお話ありましたが、審査員は基準に基づいて点数評価をしましたので、ヒアリングの後にも点数をつける前にそれぞれ意見交換等もしましたので、偏りはなかったというふうに思っております。

模型については、あと全体建築予算は幾らぐらい見込んであるかということがございましたが、これにつきましては今配置等につきまして今月末には確定をしたい、ぐらいには確定したいというふうに考えております。そこへ向けて現在、基本設計や、また当初予算の額の積算等をしているところでございますので、来年1月上旬ごろにはおおよその概算額がわかるかなというふうに思っているところでございます。

それから、後年の負担をなくす等々につきましては、教育委員会の今設計をしているところでは必要な施設は確保しつつも無駄をなくしてできるだけコンパクトな設計にしていくということで設計費を抑えたい。また、ランニングコストやライフサイクルコストの少ない校舎の設計となるよう努めているというところでございます。

児童数の減少につきましてですが、現在の趨勢人口の試算では2030年から2040年ぐらいの間に全学年1クラス、今のクラスの人数の決まりでいきますと1クラスになるというふうに予想しているところでございます。

また、日当たり等につきましては、これは大変重要なことでございますので、子供たちの教育環境を優先に考え、設計のところでも配慮して設計をしているところでございます。

以上でございます。



◎延会の宣告

○内藤純夫議長　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

延会　午後　４時２９分

令和元年第5回横瀬町議会定例会 第2日

令和元年12月12日(木曜日)

議事日程(第2号)

1、開議

1、議事日程の報告

1、一般質問

1 番 向 井 芳 文 議員

10 番 関 根 修 議員

- 1、議案第54号 専決処分承認を求めることについて(横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第55号 専決処分承認を求めることについて(令和元年度横瀬町一般会計補正予算(第3号))の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第56号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第58号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第59号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第61号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第62号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第63号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第64号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第65号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第66号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第67号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第68号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、陳情第 8号 筆界特定に関する陳情の上程、説明、委員会付託
- 1、発議第 3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任
- 1、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選
- 1、閉会中の継続審査の申し出
- 1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

昨日の3番、阿左美健司議員の一般質問は、答弁が1時間を超える質問になりました。阿左美議員には反省していただき、残り時間を計算し、持ち時間内に終わる一般質問をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎発言の訂正

○内藤純夫議長 ここで3番、阿左美健司議員の質問に対する答弁に訂正がございますので、許可をいたします。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 先日の3番、阿左美議員の一般質問の中の答弁におきまして、私のほうでエリア898の防火管理者につきまして、今後、役場職員になると想定しているという答弁をさせていただきましたけれども、正しくは防火管理者につきましては、現在の横瀬支店長が防火管理者でございます。今後、火元責任者ということで役場職員を予定しております。おわびして、訂正いたします。

○内藤純夫議長 それでは、通告順に発言を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆さん、おはようございます。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、本年10月に発生いたしました台風19号により犠牲になられました皆様に対しまして、心よりお

悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興をお祈り申し上げます。私も都幾川の堤防決壊により甚大な被害を受けました東松山早俣地区へ復興支援に行っていました。想像をはるかに超える状況でありました。多くの家屋が2階中ほどまで浸水し、ほとんどの家財道具が使用不可となり、ごみ処理場も大混雑のため、空き地や公会堂、敷地などはそれらのごみであふれ返り、ぬれた畳などは何とも言えない異臭を放っておりました。復興までかなりの時間がかかるとは思いますが、一日でも早くもとの生活に戻れますようお祈り申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。質問は、大枠で3つでございます。まず1つ目ですが、防災についてです。本年10月に発生いたしました台風19号ですが、当町におきましても崖崩れ等大きな被害をもたらしました。また、各河川ともかなりの水位となり、一時はあふれるのではないかという状況でした。これら崖崩れ、護岸等は所属の産業建設常任委員会にて取り扱いましたので、今回は避難と避難所に関することを質問させていただきます。

まず、避難に関してですが、前日11日15時には避難所開設の情報が発信され、当日12日9時には警戒レベル3、11時半には警戒レベル4、15時56分には警戒レベル5が発令されました。370名ほどの町民が避難所へ避難いたしました。家族や親戚、知り合いの家へ避難した方々も多数いらっしゃいますので、避難された方々の総数は相当なものになるかと思われまいます。当町におきましては、近隣の市町村に比べても、より早い段階で指示を出していただき、かなりスムーズな避難行動がされたと思います。避難誘導に関しまして、自己評価をお聞かせください。

次に、避難所に関してですが、各避難所におきまして職員の皆様がさまざまなことに対応していただき、避難された皆様が安心の中で過ごされたことと思います。役場にて、現場にてご対応された職員の皆様とともに、夜を徹して、また翌日に至ってのご対応、心より敬意を表するとともに、感謝申し上げます。この避難所運営に関しましての自己評価をお聞かせください。また、それらの反省点があれば、それらに対しての今後の対策をお聞かせください。なお、浅見裕彦議員が同じ内容の質問をされておりますので、内容のかぶる部分は省いていただいて結構です。

次に、2つ目ですが、義務教育学校についてです。横瀬小学校校舎建てかえが進んでおりますが、将来的な児童数減を見込んだ建てかえの要望をよく耳にします。執行部は、今の子供たちを最優先に最良の環境を考えつつ、将来も見据えた大変苦しい判断を迫られているわけですが、私にとっての子供たちの最良の環境とは、より多くの人とかかわることができ、より多くの経験ができる環境と考えます。それらを踏まえますと、私といたしましては小中一貫校が望ましいのではないかなと考えております。この質問は、過去に何回かお聞きしておきまして、考えていないとのご答弁をいただいておりますが、今の子供たちを最優先に最良の環境を考えつつ、将来も見据えた上では将来的にという形での検討の価値があるかと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

最後に、3つ目ですが、よこらぼについてです。当議会におきまして、よこらぼについての議論でよくテーマになっております町民との温度差について、町民を巻き込むための取り組み状況はいかがでしょうか。お聞かせください。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 1番、向井議員の質問1、防災についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細（1）及び（2）について答弁をさせていただきます。

避難誘導に関する自己評価についてでございますが、避難に当たり防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック、ライン及びちちぶエフエムを活用し、自主避難所の開設、緊急持ち出し品の準備、避難準備、高齢者等避難準備、避難勧告等の情報について周知をいたしました。

次に、避難行動要支援者の対応についてでございますが、令和元年10月1日現在、避難行動要支援者の名簿登録者は345人です。名簿登録者には、地域支援として地域住民の方が2名以上登録されておりますが、平日仕事等で近くにいないことなどが想定をされます。避難行動要支援者に対する避難方法がどのような形がよいのか、課題として認識しておりますので、担当課はもとより、民生委員、消防団等と相談するなど検討したいと考えております。また、情報発信については、引き続き早目のタイミングで発令、周知してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営に関する自己評価についてでございますが、浅見議員の一般質問にもありましたので重複いたしますけれども、今回の台風では大雨特別警報が発表され、避難所を5カ所開設し、179世帯373人の方々が避難されるなど初めて経験をいたしました。何とか乗り切ったものの、今後解決すべき課題や改善点があったことも認識しております。

次に、今後の対策及び反省点についてでございますが、こちらも浅見議員の一般質問にありましたので重複いたしますが、今回の台風19号の経験を踏まえ、避難所の開設場所、ペットの問題、避難所における情報収集手段、深夜における帰宅者の対応、食料品の提供及び飲食以外の日常生活備品の整備等、避難所の運営、避難行動要支援者対策及び職員の対応体制等の課題について関係機関と協議するなど、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。

再質問として、ちょっと数が多いのですが、まず1つ目、避難行動要支援者の関係は、今後また引き続き取り組んでいくということで、今後に関してのお話を今いただきましたが、今回の反省点という部分では、どういったことがあったかと。こちらに関しまして、平成30年9月定例会において私が質問させていただきました。その避難所の関係、公会堂等が外されてしまったということで、公会堂のほうをまた再度指定できないか等のやりとりの中で、守屋総務課長は当時も同じ守屋総務課長でございますが、もう少し詰めた検討が必要と、民生委員、区長等を含めてというご答弁いただいております。ということで、今回の今後また努めていっていただくということはお願いをしたいところなのですが、今回の具体的な反省点があればそちらを教えてくださいたいのがまず1点目でございます。

2点目が、これもまた今後の反省ということで、もうご認識いただいている部分ではあります、手ぶらでの避難者の方が結構いたと。前日の避難所開設案内には、持ち出し品の準備というのがありまし

た。ただ、当日の警戒レベル3、4、5のメールの中には、持ち出し品、物資を持って逃げてくださいという、その物資を持ってというのが入っておりませんでした。これは、ぜひ当日の避難のときにも1番重要なことは命を守る事なので、避難をしてくださいというのをまずメールに持ってくるのはもちろんなのですが、その後のところに幾つかプラスアルファの文書ございますので、そこにぜひ加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうかということが2点目。

そして、雨風強いと防災無線が聞きにくいのです。安心メールを入れていけば、メールで見れるのですが、防災無線が聞きにくい、これデジタル化されればかなり改善はされるということになるかとは思いますが、それでもやはり聞きづらいという中においては、安心メール加入をもっと啓発していったほうがいいのかと思います。こちらに関していかがでしょうかということが3点目。

4点目が、避難所に関してのことなのですが、1人当たり1.5平米ぐらいで恐らく計算をしているのです。避難所に関しては2.0ぐらいで横瀬町は計算していたと思いますが、これも当時の平成30年9月定例会でやりとりしているのですが、総務省、内閣府のほうで資料等で、参考例ですが、これは自治体で決められるということなので参考例にはなるのですが、1次避難所としては1.57から2.93平米、2次避難所としては2.15から3.98平米ということで出ておりました。ちょっと想定が狭いのではないかなと。実際どこに何人避難できるというようなものを、人数で見るとかなり相当な人数が想定されておりますが、今回の避難状況から見て、現実的にその人数避難できるかどうかというのが実際に見てわかったと思うのですが、そのあたり踏まえ、今後避難所のことを考えていっていただきたいという中で、もう少し屋根があってスペースのあるところが必要かなということを考えておりますので、そのあたりをどう考えていらっしゃるかと。これに関連いたしまして、これも平成30年の9月定例会のときにやりとりをさせていただいているのですが、地元のホテル、旅館との連携というところ、やはり避難をする上で、避難をちゅうちょする原因というのは幾つかあるのですけれども、その一つに避難所での生活というものが心配されると。これは、その当時の町長の答弁の中にも、そもそも日本の避難所のあり方自体がまだまだであると、まだまだ改善の余地があるというご答弁をいただいております。外国なんかだと本当に二、三日の間に、もう1軒1軒、イタリアあたりだったですか。ぱっとテントがもう建ってしまう、そういう体制が整っているのです。そこまではできないとしても、やはりなかなか避難所での生活というところに不安があるという中においては、状況にもよりますが、地元のホテル、旅館との連携というものを、それは無料ではなくても低負担で、町も負担をして入れるような、その辺の優先順位、誰から入るかというのもありますが、何か体制を考えられないかと、これに関しましても、今後検討をしていくという形でご答弁を、前向きなご答弁をいただいたと私は認識しております。当時、町長のほうから民間施設との連携も深め、改善を図っていくと。また、総務課長よりホテル等の2次避難体制も含め検討すると答弁をいただいておりますので、このあたりに関しましてはどうでしょうかということが次でございます。

その次に、同じくまた避難所に関する事なのですが、これはもうしようがない部分ではあるのですが、町民会館、そして活性化センターというのがいつも最初に開設をされますけれども、そしてそこに福祉センターが加わりとなったときに、この3カ所は川に近いのです。多くの方から言われたのが、その当日も見回って避難を呼びかけているときにも言われたのが、あそこに避難するのではちょっと怖いわ、だからいいわという方がいらっしゃいました。実際に芦ヶ久保の方で交流館のほうに来た方もいらっしゃいます

し、そういったことを考えますと、現状、いろいろな物資の体制だったり建物の状況から、その3カ所は3カ所で開設でいいと思うのですが、今回交流館をあけていただいたので、そこはよかったのですが、中学校の体育館も避難所になっていますので、より早くあけられる体制をとっていただけると安心につながるかなということを思いますので、そちらに関しましていかがでしょうか。

それと次に、先ほどペットの件、今後の反省にということでお話をいただいておりますが、具体的にどのような形でペットの件は考えていけるかどうか。今回も結構ペットがいるからちょっと一緒には逃げられないので、私も逃げないで家にいるわなんていう方もいらっしゃったので、結構おひとり暮らしでペットと住まれている方はもうほぼ家族同然で考えていますので、これはすごく難しい問題だと思います。もっと避難所があちこちにあるような自治体だったら、ここの避難所はペットあり、ここは、ほかはだめという形ができるのですが、どうしても避難所がそんなにあるわけではないので、そうするとペット等はいろんな衛生面の関係も含めまして検討が難しいところではあるとは思いますが、何か具体的にもし考えていることがありましたら、お願いをいたします。

そして次に、これも浅見裕彦議員のやりとりの中でも出ていた部分なのですが、アプリ等での情報共有ということがありました。避難所内にもっと具体的な情報が欲しいというのは、現場にいた担当者も感じていたことだと思いますし、避難していた方もどこで何か崩れが起きたとか、そういったことを情報が欲しいということを声を聞きました。何かホームページ上、またはアプリになるとお金がかかりますが、そういったもので情報共有できるシステムが整えないかどうか。例えばタブレットを災害時に各避難所にタブレットを持って行って、そこで一つの掲示板みたいな、ホワイトボードに書いている内容をそのまま掲示板みたいなものに打って、それが全部で共有、同時に情報入れたら、それがどんどん情報更新されてというシステムが整えないかどうかということをお願いします。

まだ続くのですが、次に、済みません。6月の避難訓練あったと思うのですが、こういった過去に何度か避難訓練していますが、振り返りというか、反省会という場合は区長会等を含め持っているのかどうかということ。

そして、これも今後の反省ということでは認識をさせていただいているということだったのですが、避難所においての物資提供というものに関してはどのような基準で物資提供がされるかどうか。今回適当なものであったかどうかということ。

次に、今度は避難所において今回感じたことなのですが、避難所においてその場を取り仕切る、それは役場の方というよりは民間の方、例えば区長さんだったりとか、そういう方の存在ってすごく重要だなと、安心を与えるためにもそうですし、これがもっと長期化したときには物資の配布なんかも含めてそうです。そういった意味で、これ私しつこく申し上げているので、またかという部分ではあるのですが、ファシリテーションの重要性というのが認識されたのではないかなと思います。具体的には自主防災リーダー研修というのがあって、私もとらせていただきましたが、こういった受講者等、横瀬町にもいっぱいいらっしゃいますので、こういった方々に追加研修をして、そういった災害時にその場をコーディネートするとか、ファシリテーションするとか、そういったことの講座を設けて、プラスアルファでそれを啓発していったらいいのではないかなということを思います、いかがでしょうか。

次、最後なのですが、町民会館の周辺に関しての話なのですが、町民会館の周辺、あそこはかなり拠点

の避難所、まず大字横瀬地区内では最初に開設される場所ですよね。あそこに関して、町民会館の周辺に視覚障がい者用関係のものがちょっと乏しいかなと。音声信号もないですし、点字ブロックもないかなというところなので、町民会館周辺ぐらいは音声信号、点字ブロック、これに関しましては部分的な多くは県土のほうになると思うので、そのあたりを要請していただければと思います。また、敷地内に関しては、役場の管轄になると思いますので、そのあたりいかがでしょうかということで、ちょっと済みません、再質問多いのですが、ご答弁お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 多岐にわたり質問をいただきましたので、もし答弁漏れ等がございましたらご指摘をいただければと存じます。

まず1点目、避難行動要支援者に対する今回の反省点ということでございますけれども、今回声かけ訪問を毎年行っているものにかえて、初動訓練の中で避難行動要支援者の関係等をさせていただいたという経緯がございます。その中で、基本的には自助、公助、共助ということで、本人が命を守る行動ということで、逃げていただくという前提、先ほどもちょっと日中、支援者の方がいますけれども、いらっしゃらない場合もあるということの話をさせていただいたと思います。その辺の関係を、今後どのような形で、答弁をさせていただきましたが、していくのがいいのかというのを、民生委員さんについても、数が、人数の関係もございまして、今後消防団の関係等も含めて、あと自主防災組織としての区長さんと、その辺も含めて、ちょっともう少しいろんな声聞きながら検討していきたいと思うのですけれども、全てが全てうまくいったとは思ってはおきませんので、その辺の声も拾っていききたいというふうに思っております。

それから、手ぶらでの、緊急避難品を持ち出さないということで、ちょっと当日のレベルのタイミング、3、4、5のタイミングで、ちょっと流したかどうかの資料がないのであれですけれども、当日の中にもしなかったとすれば、当然加えていきたいというふうに思います。

それで、無線が聞きづらいという関係でございますが、防災行政無線のデジタル化の関係を今年度、来年度ということで進めていることで、若干というか、聞こえづらいところの解消は図れるかなと思います。ただ、議員おっしゃるように安全、安心の関係も含めて、安全・安心メールの加入率を高めることは非常に大事なことを考えておりますので、その辺については周知を引き続きしてまいりたいというふうに思っております。

それから、避難所の面積に関して、ホテル等の連携の関係についてなのですが、ご質問いただいた後に、関係するとか、そういうところに声をかけて聞きました。なかなか難しい、最終的にはなかなか難しいなということで、結局泊まりに来ている宿泊者の関係もございまして、それがキャンセルになって全て対応できる状況があるのかも含めてなかなか厳しいところもあるという話は聞いております。ただ、できる限りのことはうちのほうとしても、ホテル側とか、ホテル、旅館側のほうからも、その方からは協力はしていきたいというようなことをいただいておりますので、ちょっと難しい問題ではあるのですが、今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、川に近いということで、中学校の体育館の開設等のお話がありました。川に近いところが確

かに活性化センター含めてあろうかと思いますが、当然水位の関係、状況等は町のほうでも把握している状態でございますので、もしどうしても2次的に危ないということが見込まれるようなときには、他のところに移っていただくとかいうことも当然考えて行動していかなくてはいけないと思っております。あと、中学校の体育館の開設については今後、今回は非常に大きい台風ということで、雨も局地的に80ミリ、100ミリ近く降るといような予報もあるという中で、小学校をあけたりということをごささせていただきましたが、その状況等を見ながら中学校においても必要に応じて開設をしていきたいと。実際に今回小学校のほうに避難された方の声を聞きますと、天井が高くて、やっぱり開放感があっていいというふうなお話も聞いていますので、その辺も含めて全て避難所の開設の件数をふやすとなると職員の対応もなかなか難しいところある、管理体制の問題もでございますので、ケース・バイ・ケースというか、状況に応じながら検討してまいりたいと考えております。

それから、ペットの関係でございますけれども、これはちょっとまだ全然相談をしていないので、うちの総務担当というか、総務課のほうで考えているのは、例えばペットの避難とかで台風の場合に、外にテントとか張るといのは、物理的にちょっと厳しいかなという気がしますので、今後相談も含めてですけれども、可能性としては例えば町民会館の地下のところの駐車場のところをそういうふうなことで活用できないかというのを検討してみたいなと思っております。

それから、アプリの関係でございますけれども、来年の4月、新年度だと思っておりますけれども、町ホームページのほうは4月からリニューアルを予定をしております、そのときに災害時には災害モードに切りかわり、災害に関する最新情報をアップするよう形をとれるように工夫をするということで、今検討しておりますので、そちらのほう、それとあと引き続き安全・安心メールとか、フェイスブックだとか、ライン等々で情報の共有を図れるように検討してまいりたいと思っております。

それから、6月の初動訓練の反省会の場ということでございますけれども、各課、区長会においては、終わった後に各区から反省点だとかいろんな意見を吸い上げさせていただいております。各課においても、反省点があった場合については上げてくれということで情報共有を図りながら、次の初動訓練に向けてステップアップできるように検討しているところでございます。

それから、物資の提供につきましては、避難所における物資の提供についてでございますけれども、備蓄品として保管している中から今回につきましてはアルファ米、クッキー、それから水、毛布等を提供させていただきました。今回経験してみて感じたことは、避難者の数が初めて373名という数がございました関係で、やはり床に、畳のあるところはいいのですけれども、畳のところではないところもありますので、下に敷くマットとか、そういうものをもう少し数を整備しなくてはいけないかなというふう考えております。

それから、避難所のファシリテーションの話、これについては向井さんともちょっとこの前もお話をさせてもらったときに、私のほうもちょっとご提案させていただいた内容についてお話をいただきましたので、私のほうとしても自主防災リーダー研修会等々が毎年1回開催をされていますので、その辺で先ほど言ったような提案のほうをさせていただければなというふう考えております。

それから、音声信号の関係のお話でございますけれども、今実際設置をしてあるのが役場前、点字も含めてということで、あと旧大野屋さんの前、山ちゃんの前というのですか、の部分が音声信号があるとい

う状況だと思います。こちらについては、町民会館を避難所としても今後も活用することが考えられますので、その部分においては必要なことと認識しておりますので、所管する秩父警察署と、それから県土整備事務所等に働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上でよろしいですか。では、答弁させていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございました。全てご答弁いただきました。ありがとうございます。

再々質問なのですが、まず要支援者、避難行動要支援者の件に関しましては、今後ぜひ検討していただいて、今回声かけにより避難した方も結構多いのです。中には、家で待っていたというぐらいな方も、行ったのですけれども、ピンポン押して、それが多分聞こえなかったのですけれども、行っているのを事実を確認しているのですが、うち来なかった、寂しかったという方もいらっしゃいましたので、かなりそういった意味で、かなり声かけというのは大事なのだなということを今回認識いたしました。そして、また早目の避難、今回ですと午後雨が強くなるのがわかっていましたので、午前中のうちに避難しなければいけないという状況だったと思います。強くなってからでは遅かったので、早目に呼びかけも地元でもしたのですが、やはり早目の声かけ、動きのすばやさが大事になってくるかなということなので、こちらはよろしく願いいたします。

質問なのですが、まず1点目が、避難所に関してのこの基準、何人というのが載っておりますが、このどこどこ何人という計算の根拠が1.5平米で計算されておりましたが、このあたりというのは、これはあくまでも数字上で、当日避難された方の状況に合わせて臨機応変に対応されると思いますので、ここの数字が大きくなったからといって、小さくなったからといって、何が変わるわけではないのかもしれないのですが、一応想定という意味においてはこの辺の計算の見直しも必要かなと私としては思います。もう少し広く考えたほうがいいのではないかなということで思っておりますが、そのあたりいかがでしょうかということが1点目。

ホテルの件に関しましては、前回の後に動いていただいているということなのですが、先進的にそちらを行っている自治体の話等もぜひ聞いていただいて、連絡取り合っていていただいて、もし検討していただければと思いますが、そのあたりの情報収集をぜひしていただきたいなと思っておりますが、そちらに関していかがでしょうかということが2点目です。

次が、先ほど振り返り、反省会ということなのですが、各区長だったりとか、各課からの反省を集めて情報共有をしているというお話だったのですが、同時に同じテーブルの上で議論する場、これは総務課の中でということではなく、例えば区長会だったりとか、いろんなかかわった民生委員の会だったりとか、そういった場というのはあったのかどうかということを再度、もしなければそれを、ぜひそういった場も必要かなと思っておりますので、ご検討いただきたいということをお願いいたします。

また、物資の提供に関してなのですが、こちら物資の提供もすごく難しいものだと思います。長期化する可能性もあると考えれば、ばんばん提供することがいいとは限らない状況もあるのかなと、もし長期化ということがあれば、最初はどうにか持ってきていただいた食料を分け合っていていただいてどうかしのい

で、次に2日目に渡すとか、そういったことも、数日たてば物資が届くとは思いますが、また別の場所から。状況によって孤立してしまえばわからない状況もありますので、そういったことも踏まえ、かなり判断が難しいとは思いますが、この辺の判断に関しては基準というのがあるのでしょうか。どういった経緯でそれが提供されたりとかするのかどうか、その基準、または現場に任せているとか、そういった何か決まりがあるかどうかということ、あればそれを教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再々質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目が、避難所の基準、面積等の基準の話だと思えますが、面積の基準については指定緊急避難場所と指定避難所について1.52平米とか、福祉避難所は5平米とかという基準でさせていただいておりますが、指定緊急避難場所は緊急的に身を守るための避難所ということで、座っていただく程度の面積ということで1.5というようになっていますが、今回避難をされる時間が長くなって、夜とかも想定もできますので、寝られるスペースというか、寝られるだけの面積とかも確保する必要等もあらうと思えますので、見直しについては検討してみたいというふうに考えております。

それから、ホテル等の提携の先進地の情報収集の関係につきましては、情報収集のほうをしまいにしたいと思います。

それから、区長会等、情報収集だけではなく発言の場の提供というお話がございましたが、区長会では9月においてもほかにご意見があるかどうか伺っています。また、2月に区長会の総会のほうがございますので、そういう席でも翌年度以降の初動訓練の骨格の部分とかのお話をさせてもらいながら、意見等の収集は引き続きさせていただきたいというふうに考えております。

それから、物資の提供についての基準についてでございますが、明確な基準というのはありません。基本的には緊急避難品、持ち出し品を持ってきていただくということで、長引いた場合の対応というのが原則というふうに考えております。ただ、避難所等に派遣した職員については、皆さんの状況を見ながら、確かに手ぶらで来る方もいらっしゃると思います。ちゃんと何日分か用意される方もいらっしゃると思います。その状況を見ながら対応していただきたいということで指導のほうはしておりますし、今後もさせていただきたいと。ただ、注意すべき点は、持ってこれなかった方で、なかなか自分から言い出せない方もいらっしゃるかと思いますので、その辺は目配りをするとかの必要な対応は今後また指導していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後、私のほうからも少し答弁をさせていただきたいと思えます。

まずは向井議員におかれましては、台風19号の大変な状況の中でいろいろ地域で動いていただき、また情報もフィードバックをいただき、大変感謝いたします。本当にありがとうございます。大変こちらも勉

強になるお話が多かったというふうに思います。その中で幾つかご回答申し上げます。

まず、今回の初めての経験で、総務課長のほうからご答弁させていただきましたが、何とか乗り切れたけれども、反省点は多々ある、総括するとそういうことかなというふうに思います。その中で実感しましたのは、やはり最後命を守るという段になった場合には、自助と共助と公助、それぞれが機能していないといけない。それで、しかもそれぞれがリンクをしていないといけないということを強く感じました。そこはこれから役場として我々としても意識をして、自助を育てる、共助を育てる、公助をしっかりやる、それをリンクさせるということを考えていきたいというふうに思っています。

あと幾つか、まず手ぶら避難者の物資を持ってという告知、おっしゃるとおりだろうと思います。これから意識してメッセージとしてはつけ加えたいのですが、ただ今回最後はレベル5でした。レベル5というのは、何をしてもまず命を守ってくださいというメッセージですので、最終メッセージに入れるかどうかは少し判断をさせていただきたいというふうに思います。

それと、ご指摘いただいた情報を集めるとか先行事例を研究するという事は非常に大事だというふうに思います。この何年かこういった災害が多発しているような状況になって、日本の自治体の防災意識は間違いなく上がっているし、ノウハウの蓄積、共有は進んできていると思います。そこを我々もしっかり情報をとっていききたいと思います。ですので、きょういただいた民間事業者との連携もそうです。それから、あとペットの問題、ペットはどここの体験事例を聞いても、皆さん苦勞されています。なので、これもまた情報を集めていきたいなど。

それから、避難所の運営もそうです。今回初めて我が町で100人規模の避難の方に対してという状況が生じたので、これも勉強していききたいというふうに思います。その中でやっぱり大事なのは、ある程度動いていただきたい人に動いていただけるような形を整える。それがファシリテーターということなのかもしれませんが、研修だったり、情報共有するという事だったり、あるいはそもそも避難所の運営ってこういうものかというところまでを共有していくというところはすごく大事かなというふうに思いましたので、そこはしっかりやっていきたいなというふうに感じています。

それと、最後に1つ、避難所は今回初めて5カ所開設でした。これも初めてやってみたことがわかって、何とか5カ所開設できたのですが、今の役場のマンパワーで、役場の本体の組織でしっかり災害時にいろんなことを回していこうと思うと余り多くの避難所を一気にあけるのは難しいです。ですので、必然的に優先順位づけが大事になろうかというふうに思います。今回、避難所開設して、初めてあけた小学校の体育館が比較的使いやすかったです。駐車場スペースもあり、それから利用者の方の反応も比較的よかったです。それからいろいろご指摘いただいた川からの遠さ、距離だったり、安心面だったりというところもありますので、避難所の開設の優先順位をもう一度練り直していくというのは必要だろうというふうに問題意識を持っています。その辺含めて次回以降にさらにスムーズな対応ができるように、役場一丸となってやっていこうというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、義務教育学校についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項2、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

まず、義務教育学校について確認させていただきます。義務教育学校とは、学校教育法第1条で、「この法律に、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、等」とあるように学校の一つであり、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を、基礎的なものから一貫して施すこと」を目的として、一人の校長のもとで、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する新しい種類の学校です。平成29年度の義務教育学校数は48校でした。埼玉県では、本年4月より、小学校2校と中学校1校により、児童生徒数168名の春日部市立江戸川小中学校が県内初の義務教育学校として開校しました。義務教育学校とした場合、まず第1に、目的に「普通教育を基礎的なものから一貫して施す」とあるように、小中一貫教育を通じた学校の努力による学力向上や生徒指導上の諸問題の解決に向けた取り組みが期待されます。また、学年ごとの区切りを柔軟にすることにより、いわゆる5、4とか、4、3、2とか、中1ギャップに対応しやすいと考えられます。保護者にとっては、小学校から中学校に進学する場合、学校との新しい関係を一から作り直さなければならない負担が軽減され、9年間継続的に関係を築きやすいというメリットもあります。さらに、同じ施設で学ぶ施設一体型であれば、学習や運動、生活面でよりよき見本となる上級生の姿や学習の作品を目の当たりにする機会ともなります。学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、小中一貫教育を実施することを目的としたこの制度はさまざまな期待やメリットがあるようですが、3年目にして県内1校ということで、なかなかそこを目指せない状況があります。

1つは、施設の問題です。形態としては、同一敷地内に設置する施設一体型の学校のほかに隣接する施設に分割して設置する施設隣接型、異なる敷地に分割して設定する施設分離型も制度上は認められています。しかし、先ほど述べたことの幾つかは、同一敷地内の設置でこそ、そのよさが発揮できる場合が多いかと思います。平成29年度開校しました48校のうち施設一体型は41校でありますし、先ほど申し上げました江戸川小中学校は、旧江戸川中学校の敷地に設置された施設一体型であります。横瀬町では、現在小学校における現第2、第3校舎にかわる新校舎の建築を検討しておりますけれども、そこに小中一体型の学校を建設する計画はありません。

2つ目は、教員の確保です。義務教育学校の教員については、小学校の免許状及び中学校の免許状を有するものでなければならないと定められています。春日部市は、江戸川小中学校を除いても、小学校22校、中学校11校があります。大きな規模の市であれば、両方の免許を持つ教員を1校に集めることも可能かもしれませんが、横瀬町では現状小中学校本務者35名のうち両方の免許を持っている者は12名、34.2%であり、この割合を高く引き上げていく異動は本町だけの取り組みでできることではなく、事実上不可能と考えます。当分の間は、小学校だけの免許を有する者は前期課程となる6年間を、中学校だけの免許を有する者は後期3年間の教育となることはできますが、そうなりますと、5年と4年ですとか、4年、3年、2年といった独自の区切りをしていきますと、担当できる部分とできない部分が起こることになります。こうしたことを鑑み、横瀬町としては義務教育学校に移行する考えは今のところ持っておりません。しかしながら、小中一貫教育とまではいなくても、小中1校ずつのよさを生かして学力向上や生徒指導上の解決に向けた取り組みとしての小中連携教育、ここには一層の力を入れていかなければならないと思っています。これまでにも小中連携推進委員会を組織して、1例を挙げますと9年間を見通した学習規律、生

活規律の共通として、授業の7カ条、横瀬町家庭学習心得3カ条、アウトメディアチャレンジ、中学校テスト期間に合わせた小学校家庭学習集中期間、3あ運動推進プランなどに取り組んできました。

今後は、さらに次のような点から、小中連携の一層の充実を図っていきたいと考えております。まず第1に、来年度からスタートする学校運営協議会制度によりますコミュニティースクールの実施です。コミュニティースクールは、学校と地域をつなぐ仕組みでありますし、小中連携は小中学校の児童生徒間、教職員間をつなぐ仕組みであり、いずれも児童生徒に多様な者とのかかわりを持たせるといった願いがあります。横瀬小中学校の目指す方向性、学校のビジョンや課題が共有され、本町独自の学校応援団とともに、学校を応援する活動が充実することになれば、小中連携の一層の充実が図れるものと期待をしております。

次に、系統性、連続性を確保した教育課程の編成に向けまして、できることから取り組んでいくということです。継続性や学習内容の系統性の高い算数、数学科などの教科では、例えばですけれども、中学校に小学校の教科書を1セット用意するというだけでも、小学校ではどんな学びをしてきたのか、それを知った上で中学校の先生に指導してもらおうということが可能になろうというふうに思っております。さらに、人的な交流が少しでも図ればというふうにも思っています。異動する教員の意向があること、両方の免許を取得していることが大前提ですけれども、現在でも前中学校の教員であった者が小学校に異動して、その専門性を生かして小学校を牽引してくれています。さらなる人事交流の可能性も考えていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 大変ご丁寧にご答弁ありがとうございます。

現実的にはすぐすぐというのはまず難しいと思えますし、現在考えていないということでございますが、先々考えるといっても、先々考えますと言い切ることもできないでしょうし、難しいところだと思えますが、完全に1学年1クラスになることが想定されております。そういった中では、現在小中連携という形が、先ほどの先生の交流だったりとか、中学校の先生が小学校に異動したりとか、そういったことで図られていると思えます。基本的な思いは小中一緒に、ある意味小中一貫校と。ただ同じ敷地内ということもすごく重要でございます。やはり先ほど教育長おっしゃっていただいたとおりのメリットがたくさんございますので、ぜひ将来的にということでご検討していただきたいと思いますという中で、隣の飯能市に奥武蔵創造学園と、こちら東吾野小学校、西川小学校、吾野小学校、そして吾野中学校が統合してというものが設置されておりますので、こちらのほう、もう隣ですから、ぜひ情報共有をしていただいて、先ほどの教職員の免許の問題等がある中ではありますが、やはり情報を集めるということは大事だと思いますので、そのあたりぜひ情報共有、情報を収集していただきたいと思います。なので、再質問といたしましては、本当に隣の奥武蔵創造学園、飯能市のほうの情報をぜひ収集していただきたいと思いますということと、将来的にという部分で検討は言い切れない部分だと思いますが、今回すぐということではなく、将来的にという部分での可能性というものに関しては、答えづらいところだと思いますが、いかがでしょうかということをお願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

1つ目は、隣のいわゆる奥武蔵創造学園についての情報収集ということでございます。本年度より東吾野小学校、吾野小学校、西川小学校が統合して、飯能市立奥武蔵小学校となりました。そして、それが旧の西川小学校の敷地に開設いたしました。そして、その隣の敷地にあります旧吾野中学校が名称を飯能市立奥武蔵中学校として開設したということで、隣接型の小中一貫校となったことは承知しております。ここに向けまして、飯能市では平成29年度より2年間の準備期間を経て、統合の準備、奥武蔵創造学園の設置に関する基本方針を初めとする諸計画を立ててきたようです。それらは、設置に関する基本方針に定められています。これらは、答弁でも先ほどの中でも申し上げましたが、小中連携を進める上でも横瀬町の中に今でも生かせるものというのはあろうかというふうに思っています。それらについては生かしていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の再質問であります将来的にという部分ですが、将来的というのはいつのことだかちょっと私のほうでもわかりませんが、少なくともここ数年とか10年とか、そういう単位で考えることは私ではできないのではないかとということで、ちょっと将来的に進めていくということを私の立場で答えることができません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、将来的にという部分に関しまして私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

言い方難しいのですが、横瀬町の特性をやっぱり考える必要があろうかなというふうに思えます。それは、小中が1つずつで連携がしやすいですし、連携することでかなりのことができてしまうという状況が1つと、それから横瀬の場合に、これが特徴的なのですが、小中同じメンバーです。小中一貫で中学生から別の人たちが入ってくるとかということではなくて、横瀬の場合には同じメンバーでということ、状況がやっぱりちょっと横瀬なのかなというふうに思えます。考えると、私としては純粋に教育的観点だけで小中一貫校とか、あるいは義務教育学校にしていくというまではいかないだろうというふうに思っています。ただ、横瀬で可能性が将来的にあるとすると、施設運営上の問題があるとか管理面の問題があるとかでという要素も加味して、であれば将来的にあるかもしれませんが、純粋に教育的に考えてみると、一貫校にする必要性は低いかなというふうに思っています。とりわけ大切、私がやっぱり大事だと思うのは、ここはやっぱり小中が分かれていますので、9年間同じ子供たちが基本的には一緒にいます。そこに1回リセットのタイミングを入れるというのは、私はすごく大事だと思うのです。小学校の卒業式を経て中学校の入学式というこの間で子供たちは成長もしますし、人間関係もリセットされるという機会が大事なかなと。ただ、小中一貫にすると、5年、4年で切れるとか、その柔軟性は出てくるので、そこは魅力なのかもしれませんが、横瀬町にはやっぱり今の形が私は合っているというふうに思っています。ですので、今回のきょうの回答としては、今のところ考えていませんし、将来的にも純粋に教育的関知から

一貫校にするというところまではいかないかなというふうに考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、よこらぼについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項3の答弁をさせていただきます。

よこらぼ採択事業におきましては、議員ご質問の町民を巻き込むといえますか、参加していただく、あるいは参加したことによって参加の輪を広げていくという意味かと思えますけれども、もちろんだと思います。町民が主体となって活動を企画したり、子供たちが参加するイベントを企画したり、子供たちに参加してもらってイベントに参加したりといった案件の中にありまして、とりわけエリア898におきましては町民が気軽に集うことができる場づくりの案件としまして、コミュニティー形成に最適であると考えております。エリア898でのさまざまな活用形態から、皆さんの自由な発想、テーマで利用されている、そういったことで成長しているコミュニティースペースといった印象を受けます。そこで、ワークショップやプレゼンテーション大会などが開催され、町民あるいは来訪者がそこで意見交換をしたり、交流したりする場をふやしていくことで、地域のコミュニティーづくりによこらぼ案件が貢献できていると認識しております。なお、町としましては今後よこらぼ案件採択事業への参加者の声、反響などを引き続き「広報よこぜ」あるいはホームページに掲載したり、チラシを回覧したり、SNSなどを利用して町民へより一層PRを図っていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

ちょっとこ読み上げたかったですけれども、時間がないのであれなのですが、ぶぎんレポート11月号によこらぼの件載ってまして、こちらにもやっぱりそういった部分の巻き込みの部分の反省点ということで載っておりました。すぐよこらぼについて、より理解が深まったなと思ったのですが、私今回申し上げたいのは、単純に町民に告知をして巻き込んでいくというのは今までのやりとりだったのですが、きょうの部分では例えば今出たエリア898であれば、そのイベントが開催されるという告知はされても、そこに入るのが入りづらい方が結構いらっしゃいますよね。そこに入る方を呼び込む、極端に言ってしまうと入り口で来てよ、来てよと言うような方が必要かなと。来てくれたら、今度は中でイベントやっているところに後ろからのぞいている人がいますよね。そういった方を、ちょっとやってみるって巻き込む人が必要。実際よこらぼウイークであったイベントで聞いた声が、行ったのだけれども、何か自分がいるかわからない感じで、何か相手にしてもらえなかったって声は何件かあったのです。行ったのだけれども、勝手に何かやっていて、後ろで見たら、何か別におもしろくないから帰って来てしまったなんて声が実際にあったので、そういった方をぜひ、これもまたファシリテーションなのですが、そういった部分の意識を持っていただいて、中でこういうふうに、きょう来てくれてありがとう、どうする、ここ

座るなんていう、そういう精神というか、そういった人を配置するというか、そういった思いをそこに盛り込んで、ぜひそういった意味で巻き込んでいただくといいかなと。

時間がなくなってきたのですが、すごく私が心温まったエピソードが1個ありまして、小学生が898に見学で、2年生ですか、行ったときに、初めて入ったと。そのときに役場の職員の方が、「ここはいつでも入っていいんだよ。電気がついていたらいつでも入っていいんだよ」と言って、その後おじいちゃんと一緒に、あっ、電気がついている、入ってみようって入ってみたら、おじいちゃんも初めて入って、あっ、こんなところがあったのだから、すごくいいところがあったのだねなんていう、そういういい話も聞きました。やはりそういった巻き込みを具体的に誘っていくということが必要なと思います。そのあたりいかがでしょうか。ちょうどあと2分しかないのですが、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 向井議員におかれましては、エリア898の使い方につきましてありがたいお言葉をありがとうございます。今後もオープンフレンドリーなスペースを、施設を目指しまして、町としても取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 町長ございますか。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから。

898は、場所を貸して、どの団体が使われるかによってもちょっと違うのだと思いますが、少なくとも私たちが目が届く、あるいはハンドリングできるものに関しましてはオープンに、そしてフレンドリーに声をかけていくということは皆で共有していきたいですし、そういう雰囲気醸成していきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 以上で、1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○内藤純夫議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長よりご指名を受けましたので、通告に従い質問いたします。

去る11月8日に南三陸町に行政視察を行いました。被災地復興の現状を視察するというものであります。私個人としては6年ぶりの訪問ですが、町の被害状況というのですか、被害現場が、現地の新しくできた施設のマルシェの衣料品の商店主だったですか、の方に現在の状況の説明を受けました。視察に私が行ってみて、被災地の象徴の防災センター、それと志津川病院ですか、のよく船が上に乗っていた病院があるのですけれども、そういうものが跡形もなくなっていたのですけれども、災害施設だけ、防災センターだけの3階部分が、あれがそうかなという感じで見えました。実は災害の象徴的な防災センターなのですけれども、町全体が10メートルのかさ上げがありました。防災センターの地域だけは公園になるということで、防災センターの対岸にマルシェがありまして、対岸から見ると3階部分だけ、そこに時の町長さんがかまって、三、四十人が上で被災に遭って、町長さんは命があったということなのですけれども、現在もそれを取り壊すか壊さないかでいろいろ保留中だそうですね、そこが、そこだけは10メートルかさ上げしないで、記念の公園化をするということでありました。旧市街地の被災現場行ったときは、骨格しか残っていませんでしたけれども、それも跡形もなく、一つの市街地が完全に消滅して、見る影もないということです。復興した施設がありますけれども、生活実感が感じられませんでした。観光で訪れる方が、そのマルシェで物を買うのですが、生活自体は高台で暮らしているそうです。全く別の町、要するに住みなれた町とはほど遠い復興ということになっていました。改めて災害の影響、恐ろしさというものを改めて知りました。最初行った当初、3年もすると忘れられてしまうよね、そういう感が地元の人と話したことがあります。地元の人にとっては常に現実がつきまとうわけですけれども、遠隔にいるとどうしても忘れがちになります。いずれにしても、そういう視察をしました。今日、台風とか自然災害が毎年起こっています。とにかく被災された方あるいは被災地の今後の復興の進展を祈るしかできないということなのですが、前置きはこの辺にしまして質問事項に入りたいと思います。

質問事項1、給食費の無償化についてを質問いたします。学校給食の歴史を振り返ると、1889年、明治22年10月、各お寺の住職が中心になって山形県の鶴岡町、今の鶴岡市に貧窮者のための各宗派でお金を出し合った私立の忠愛尋常小学校というのを設立したそうです。校舎は、浄土宗の大督寺というお寺に置き、教育に必要な物品を給与しただけではなく、毎日学校で67名の児童に昼食を与えたそうです。昼食は、明治22年から昭和22年まで続けられたそうです。これが学校給食の始まりであるそうです。その地に、学校給食の始まりの地という生誕の地という碑があるそうです。簡単に言うとお寺の境内にお坊さんたちが小学校をつくって、半分くらいの子供たちがお昼御飯を持ってこれないので、子供たちに握り飯ぐらいは出してやろうと、毎日町内を托鉢して資金あるいは物資を調達して維持したそうです。昭和22年までですから、学校制度に変わるまで続けられたということです。この根底に流れるものは、子供というものは住民全体の財産である、子供がいる家もいない家も共通した財産なのだという物の考え方が根底にあり、まさに今日の少子化に直面した現在の状況においてもこのことは共通するのではないかと。社会全体で子供たちを育てるというところに帰結すると私は考えています。憲法26条には、義務教育は無償にすると記載されています。実に無償なのは、授業料や教科書だけです。給食費、副教材費、学用品、修学旅行積立金などの負担が子育て世帯に重くのしかかっています。憲法が保障する義務教育の無償化と子育て支援の充実の

ために、これら全てをまず行うことはできませんが、給食費の無償化をしたらどうであろうかということ
を今回提案する次第であります。そういう給食費、具体的にどうするというは出ておりませんでした
が、触れられたことは前にもあると思うのです。今回は、提案型の質問でありますので、これを一緒に町で
も取り組んでいただきたいということで申し上げます。

要旨明細の項目について説明しますと、要旨明細1、給食費の無償化を現在実施している自治体を把握
しているか。

要旨明細2、給食費の無償化を当町ではどのように認識しているか。

3、今後、給食費の無償化を実施する予定はあるかを質問いたします。

次に、質問事項2、人づくりについて質問します。人づくりとは書いてありますが、これは町の中で埋
もれているというか、出てこれないという感じのことなのですからけれども、これ大変デリケートな問題だと
思って、あえて今回質問に入れました。ひきこもりの実態についてであります。ひきこもりの状態にある
方やそのご家族の支援は、地域社会、地域共生社会の実現のための人づくりにつながるのではないかと私
は考えています。この観点から、ひきこもり問題について質問したいと思います。あわせて、厚生労働省
では社会的孤立に対する施策についての中でと書いて、ひきこもりを中心という主題の冊子があります。
この中でひきこもりの定義として、さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非
常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどま
り続けている状態（他者と交わらない形で外出してもよい）を示す現象概念と定義されています。その中
に注釈で、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性状態に基づくひきこもり状態とは一線
を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性
は低くないと、ここまでひきこもりの評価・支援に関するガイドラインにそう定義されています。このこ
とをもとに、平成30年12月の内閣の調査で、40歳以上64歳以下の広義のひきこもり、広義と狭義とあるの
ですけれども、あえてここは広義を使いますけれども、約61万人、これは推計です。ひきこもり状態とな
って7年以上たつ者の割合がこの中で50%という状況にあることを示されました。これまで平成27年12月
調査の15歳から19歳、ひきこもりの定義が実はこの年齢で以前はとめられていたのです。広義のひきこ
もり状態、15から19歳のひきこもりにある者、約54万人を加えると、実に115万人にもなります。実際関
係者のいろいろなデータを見ると、実際はもっと多いのだろうと。下手すると200万人ぐらいいるだろう、
そういう所見もあります。ひきこもりは、若い世代に多いという印象が強いのですが、ひきこもりが長期
化するにつれて、当時若かった世代が現在では中高年と呼ばれる世代となり、8050問題として、80歳の親
に50歳の息子さんなり子供がいるということだと思えるのですけれども、そして現代の社会問題となってい
ます。各自治体でもひきこもりに関する取り組みが行われています。

ここで要旨明細に基づいて質問いたします。要旨明細1、ひきこもりの実態調査をしたことがあります
か。

2、ひきこもりの問題をどのように認識していますか。

3、ひきこもりの問題に対して、当町としてはどのように対応しますか。

4、これはひきこもりを解消するための施策としていろいろやられている自治体があるのですが、その
中で障がい者等と入れたのですが、障がい者等の就労支援等の対応していますかということで、どのよう

に対応していますかということです。

以上で壇上での質問といたします。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員の質問1、給食費の無償化についてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 質問事項1、要旨明細1について答弁させていただきます。

平成29年度に文部科学省が実施し、昨年7月に通知されました学校給食費の無償化等の実施状況の調査結果によりますと、学校給食の無償化を小学校、中学校ともに実施している自治体は、全国1,740自治体のうち76自治体、小学校のみ実施している自治体が4自治体、中学校のみ実施している自治体が2自治体となっております。また、一部無償化、一部補助を実施している自治体は424自治体となっております。埼玉県におきましては、平成31年4月1日現在、小中学校とも無償化を実施している自治体は4自治体、一部無償化、一部補助を実施している自治体は15自治体で、合わせますと19自治体となっております。市町村別では、6市12町1村ということでございます。そのうち秩父郡市内の状況を申し上げますと、小鹿野町におきましては小中学校とも無償化を実施しております。秩父市におきましては、小学校におきまして年額1万9,000円を補助、中学校におきまして年額2万2,500円を補助しているということでございます。皆野町におきましては、3人以上の児童生徒がいる場合、年少者2人以外の児童生徒を免除ということでございます。長瀬町におきましては、小学校におきまして月1,200円の補助、中学校におきまして月1,500円の補助をしているということでございます。当町におきましては、第2子以降を全額助成ということで実施をしているところでございます。

続きまして、要旨明細2について答弁させていただきます。さきの平成29年度文部科学省の調査結果を見ますと、無償化を実施している自治体の73.7%が人口1万人未満の自治体となっております。少子化対策や定住、また転入促進を図るといった背景があるかと思えます。また、一部無償化及び補助では、第3子以降を対象としている自治体が91自治体と最も多いことから、多子世帯の経済的負担の軽減と子育て支援といった背景があるものと考えております。当町におきましても、人口減少対策、子育て支援策として、給食費の助成を実施しているところでございます。

続きまして、要旨明細3について答弁をさせていただきます。現在は、2人以上の在籍児童等を有する保護者に対し、2人目以降の学校給食費を助成しております。平成30年度決算におきましては、助成金額は839万8,683円で、食材購入費の25.4%となっております。学校給食に係る食材費につきましては、学校給食法におきまして、児童生徒の保護者が負担するとされておりますので、原則的には食材費相当分を給食費として保護者の方にご負担いただくものと考えているところでございますが、近年の社会情勢の変化に伴いさまざまな家庭環境や経済的状況の変化もあり、多子世帯等の経済的負担の軽減による子育て支援として、また定住、転入促進を図る上から助成は必要なことと考えております。今後につきましては、財政状況等も踏まえ、国や県、また他の自治体等の動向を注視していきたいと思っておりますが、現時点では現状実施している事業を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 資料が、僕の資料と全く同じなので、報告的なことについてはそれで調べてもらったということなのですが、総論で一般的に言いますと、子供の学校関連費の出費の中でやっぱり最大の大きい問題が給食費です。給食費の問題はいろいろありまして、いろんな意見がありまして、これは食べるのだから自分ちで出すの当たり前だろうという古典的な考え方から、いろいろ食育だとか、いろんな現在の貧困対策だとか、あるいは平等、公平ということから、子供が気にしないで、全ての経済格差だとかいろんな格差に関係なく、子供が後ろめたさなくというのですか、給食費払っていないから、真面目な子だったら食べたくない、僕はという子もいると思うのです。そういう親はともかく、子供が平等で公平な観点で食べたらどうだということから発しています。これ平成30年の文科省の調査で、公立高校の保護者の年間負担というのがありますけれども、小学校は4万7,773円、これ全国平均です。中学校が5万4,351円、大体大まかにすると小学生のほうが多いわけですから、約5万円ぐらいって見たらいいと思うのです。そうすると、学校教育法の19条の中には、就学援助制度というのがあります。その中で、貧困というか、経済的に困っている方を救済するという手段があるのですけれども、本当に必要な家庭に届いているとは言えないのが現状ではないかという指摘があります。行政による支出、支援というのを受ける場合には、当然申請型です。ですから、保護者がみずから就学援助の申請をしなければならないわけです。しかし、本来必要性が高い家庭ほど支援内容、申請方法について情報を把握していないケースが多いのだそうです。制度対象から漏れている可能性が高いということです。ですから、給食費も援助されている場合もあるかもしれないけれども、実は申請ができていない、ではこっちから積極的に申請するように進めるかということもないのだと思うのです。横瀬はどうだかわかりません。その辺も聞きたいところなのですけれども、そんなことがあります。実はネットでいろいろ給食関係の出している新聞だとかいろんなのを見ますと、来年度からというのが結構あるのです。一部無償まで入れると400以上の自治体、約3割の自治体が実施しているということです。私は、これ実は4年前の、5年前になりますか、選挙の折に公約で上げています。いろいろありましたけれども、実はこれはいい施策だと僕は思っております。この施策というのは、やはりさっき言った答えの中にありましたけれども、少子化対策あるいは貧困対策あるいは定住対策あるいは新しい世帯を呼び込む、当然ここでの秩父地域の人口の推移というのは、相対的に減っていくわけですから、要するに秩父市との見比べとか、小鹿野との見比べとか、長瀬の特にそういうところの見比べになると思うのです。そしたら、この制度を小鹿野がやっていますということになれば、何で小鹿野ができていけるのだろうという研究もすべきだと思うのです。議会では滑川町に行って、ちゃんと法律をクリアしながら出す方法を検討しているわけです。そして、実際しております。実際、横瀬町の学校ではなくて、滑川の学校ではなくて滑川に生まれているほかの私立の学校に行っても補助して、無償化にしているのです。実は5年前、ちょうど役目で吉田さんと話す機会がかなりあって、そのときも町長選の改選だったので、僕はこういう案で出るのだよって吉田さんから教わったので、ああ、いいことだなと思って、無条件で賛同しました。そんなことがあるわけです。地方創生の中で、人口減少はやむを得ないかもしれないけれども、それをなるべく引き延ばすということ、あるいは新しい住民に興味を持ってもらうということでは、少子化対策にかかわる最上課題の子育て支援の政策、子育てを、子供を育てるという点で最もわかりやすい政策が今やっているような保育料の無償化とか、保育所の充実とか、当町で

はほうしょう幼稚園に一元化する可能性はありますけれども、そういう点でその充実を図るといことなのです。その中で、小中学校のかかる経費の軽減化とか給食費の無料化とかということなのです。給食費の無料化は、今の社会的な流れに沿った政策になっているのではないかと思います。若い世代、子供を産み育てる可能性のある若い世代を呼び込むための現実的なわかりやすい政策だと思います。無料化することは、実は財政難、財政が難しいという、とにかくそういうことになりますよね。では、財政をどう捻出するかということなのです。子育て支援、横瀬町は住みやすいということは日本一子育てに充実しているということにもつながりますから、もうよそでやっていることを何でいいと思ったら取り上げないのかということを実際にこれを一緒に考えていただけたらなと思って、今回の質問の趣旨なのです。あるいはいろんな文を読むと、いろいろ調査してもらおうと、これは答えは後で聞くのですが、トップがその気になればできる事業規模だということなのです。横瀬町で、ではさっき約800万円ほどで25%、それ計算してみますと、大体3,500万円。あと3,500万円あればできる事業なのです。この3,500万円は、優先順位をつけて、子育て世代に厚くということなら優先順位が上がるはずなのです、今の地方創生の考え方でいけば。そういうことを念頭において、これをどうするかを考えてもらいたいと思います。これについて、やる気があるかどうか、そういうことを今後検討して、そういう方向に持っていきたいかどうか、そういうことを質問したいと思います。ちなみに、参考事例として、2016年に経済財政諮問会議が子供子育て世帯の支援策として給食費の無償化が提案されているのです、実は。経済諮問会議ですからね。実は年間5,120億円あれば賄ってしまうということなのです。これが財政規模でどれぐらいなのかといえば100兆円近い予算なわけですから、0.5%ぐらいの額なのです。やる気があれば、できる可能性はあるです。ただ、ここに問題点があって、完全給食化になっていないところが大都市に多いのです。I R で一生懸命……事業で今問題になっていますよね、横浜。横浜の林さん。あその横浜市というのは、中学の完全給食はないのだそうです。それを、そういうところもあるので、すぐには無料化ということとはできない。この議論については、教育の観点でいろいろあるそうですから、ここでは避けますが、いずれにしても利点が多い。それと、食育あるいは貧困家庭だけではないのです。コミュニティーの形成ということで、今子ども食堂の活動も盛んですよね。全国で2,000カ所、2,200カ所あるそうです。それも流れとしてふえていきます。家族形態が変わりましたから、お母さんが朝食をさせるのは当たり前だろうというところから出発点がありますけれども、それが崩れています。先日、向井君に聞いたら、保育所でも朝食をさせることも大変で、ジュース1杯でもいいから飲みに来てくれという、そういう話だったのだよという話も聞きましたけれども、我々の世代では考えられないような、ここにいる、ような家族の構成の状況が起こってきています。ですから、食育の一環としてもちゃんとしたカロリーベース、栄養ベースで安心して平等に食べられるのが今給食の役目だということなのです。それを社会で担うということを目指せば、無償化は当然あってなるべきだなと僕は思っています。地域から発信して、地域が全体がそういう状況になれば国もやらざるを得なくなる。要するに地方からというのは、そういうことが地方からの行政なのだと思います。ですから、今二一ズとして与えられること、困っていることに目を向けて、そういう発信力のほうがやっぱり町民に密着したサービスになるのだと思うので、2回目の質問としてはやる気があるかどうか。今後検討していく気持ちはあるかどうかだけ聞きます。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えいたします。

これ言い方難しい。考え方としてはあります。給食費の負担が大きいのはわかっています。それから、私も関根議員がおっしゃった憲法26条義務教育は無償にする、無償でやるという部分はそのとおりだと思うし、その割には副教材だったり支出が多い。そこは何とかしていく。これは国として考えてもいいという問題意識は持っています。そういう中で横瀬町は子育て支援、切れ目ない子育て支援をしていきたい。それから、子育て支援は本当に充実させていきたいという中では、選択肢の一つとしてはあると思います。ただこれは給食費に限ったことではなくて、限られた財源をどういうふうに優先順位づけて使っていくかという中で、選択肢の一つとして給食費の無償化いきなりはやっぱりなかなか難しいのですけれども、今の現状から踏み込むというのは考え方としてはありだと思います。一方、今の第2子以降無償化というのは、そこはそこで今は据わりがいいと思います。では、何があれかと、それは財政の問題がやっぱり大きいです。今第2子以降無償化していて、これはこれで一定の効果があると思っています。今の第2子以降無償化があって、使いやすいと提供していると思うし、一定の評価はいただいていると。ここから踏み込んで、では全額無償化にするということになると、先ほどおっしゃったように、例えば年間3,000万円かかります。10年で3億円かかりますというコストがあって、それに対して効果が合うかの検証が必要だと思います。その効果は何かというと、ひとえにそれが町民の幸せにつながるかどうか。いただいている税金の使い方として、しかも限界的に使う部分です。今サービスがあるのに、上乘せする政策としてそれが一番効果が高いかどうか。3,000万円の年間の使い方として一番効果が高いかの検証はしっかりする必要があるので、私はそういうふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問どうぞ。

○10番 関根 修議員 答弁は、こっちはやりなさいと言って、まだすぐはできませんということだから、そういうふうには聞こえますから、実はこの問題って、結局1人5万円かかったら、3人いたら15万円です。実はこういう本というか、知識、僕が読んだ本の中で何が変わったかということ、昔の子育ては投資だったのです。どういうことかということ、個人営業だと跡取りをつくって、それに継がせて、そしてそれにいろんな老後面倒を見てもらう、そういうシステムが実は崩れて、社会保障制度にどんどん公に頼るようになった。最近、ちょっと嫌な言い方なのですけども、子育ては経費だったのです。皆さん、経費だったら子供も産みます。経費だったら産まないのです。お金かかるから、ではやめましょうって、見返りが無いから。だから、今の考えでいくと、さっき費用対効果がどうだというのはまさに経費の話なのです。子育ての問題というのは、そういう問題ではないです。そういうのは改めないといけないから、こういう社会全体でということになる。当然ここで育て、10年間で3億円入れた。効果ありますよ。だから、そういう根本的な考え方の問題なのです。ですから、実はその辺を、給食費でもこういう話があるのです。文科省の通達で、安くつくれというような方向の合理化の案が出たのです。合理化するには、当然集中、集中調理、個別ではないのです。個別と集中で何が違うかということ、食材の調達の方法が違ったりやるのです。300円だよ、290円だって。ある専門家の人は、首長が集まって、うちは300円にしたのだと、うちは290円

にしたってコスト争いしているというのです。いいものをちゃんと子供に提供するには、多少金が上がるという可能性だってあるのです。そういう要するに行政が経営的な観点だけで動くというのは、僕は危険だと思います。いずれにしても、この問題は今後も続けます。ですから、よく研究してください。いろんなものを読んでください。担当者は読んでもらえば。そして、みんなで共有して、そういう日本一子育てがしやすい町というのですから、先進的にどんどん踏み出していけばいいのではないですか。僕は、3,000万円、半額にしてもいいですよ、できないのだったら。無償ではなかったら半額にしますよといったら1,500万円、2,000万円以下でできます。そういう金は、決算見ればできますよね。不用額がいっぱい出るのだから。これいつも貯蓄しているわけですから。単年度主義ですから、そのときそのとき使ったって構わないわけです。だから、それを有効に使うというのは、そのとき納税した人に使うということですから、その辺も考えてやってください。いずれにしても、先進地事例で明石市も政令指定都市の中で、中学生の無償化をやりました。だから、段階的には小学生無償化だって構わないのですけれども、そういう政令指定都市、中核都市では初めてです。御前崎市は、来年から3歳から、3歳児から、保育所から中学3年まで無償です。保育料の無償化というのは盲点があって、給食費がただではないのです。逆に、生活免除されていたもともと無償で免除されていた人は、給食費の分だけふえてしまって、払う量がふえている、そういう例もあるのです。ですから、制度のすき間というのがあって、いかにも貧困対策だとかいろいろなのですけれども、制度上はそうではなくなっている部分もあるということなのです。いずれにしても、これ要望なので、今後検討して前向きに考えて、前向きというのはやらないことになってしまう。今の現状に甘えないで、もうちょっと一歩進んで、半額でもいいから安くする、そういうような方策をとってもらいたいと思うのですけれども、もう一度。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから、改めて答弁させていただきます。

1つ誤解なきようになのですが、費用対効果という話が経費の話ですと議員おっしゃいましたけれども、そうではないです。そうではないのです。なので私は、費用対効果の効果は主に住民皆さんの幸せにつながるかどうかという話をしております。しかし、責任ある立場で予算を与えられて執行します。原資は税金です。ですので、一旦お金の話にはどんな話も落とさざるを得ません。もちろんセーフティーネットは必要、必ずやらなければいけないことがあります。今あるのにプラスアルファの行政サービスをするときに、お金の話抜きにはできないですし、それが将来の負担になるようではやれることではないです。今の決算書見れば、それは不用額はあります。瞬間的に出すことはできるでしょうけれども、大切なのはそれがこの町の持続性につながるのか、この町がよくなる、いい町になることにつながるのかということだろうというふうに思います。これが1つ。それで、先ほどの答弁で申し上げましたが、考え方としてはあります。踏み込むことも検討して、検討するのはありと思います。いきなり無償化は難しいかもしれませんが、踏み込むということは考え方としてはありだと思います。

私の答弁としては以上になります。

○内藤純夫議長 教育次長、よろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、人づくりについてに対する答弁を求めます。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私の方から答弁をいたします。

まず、要旨明細1についてであります。ひきこもりにつきましては、ご質問にもありましたように、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避して、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態というふうに言われております。ひきこもりは病気ではなく、本人の状態を示すものというふうにも言われておりますが、その数は年々ふえ続けているということでもあります。このひきこもりの実態調査であります。当町では行っておりません。全国的にも実態調査の実施数は少ないと聞いております。調査の方法も無作為抽出の方法とか、民生委員さんをお願いするとかいろいろあるようですが、ひきこもりといっても自分の部屋から出られない方もいれば、家族との会話はできるけれども、外に出られない、近所の買い物には行く方もいるわけでありまして、実態調査を行うことは方法等を含めまして大変難しい点が多いかと思っております。

次に、2点目についてであります。申し上げましたようにひきこもりはさまざまな要因によりまして社会参加が困難となるわけで、結果としてひきこもりの状態に陥ってしまうわけでもあります。ひきこもりの当事者は、取り巻く環境がそれぞれ違っているということから、解決に向けての対応はさまざま、難しく、長期間かかるケースが多いかと思っております。個々の状況に応じたきめ細やかな対応策が必要になると思います。そして、住民の方がひきこもりに関する正しい知識を持ち、理解者をふやす啓発を行いまして、早期の気づきを促していくことにより、家族が抱え込み孤立をしないようにすることが必要かと思っております。

3点目の対応についてであります。ひきこもりは社会的に孤立に陥りやすく、生活困窮状態にある場合が多いかと思えます。そのような場合には自立支援のための生活困窮者自立支援制度があります。主体は県ですが、町ではこの支援につなげるような対応をしております。そのほか、相談面では、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターが越谷にありますが、当事者や家族に寄り添いながら相談や情報提供などのサポートを行っております。また、県では保健所をひきこもりの相談窓口と位置づけており、ひきこもりの専門相談を奇数月に行っております。ひきこもりは精神的な要因が多いことから、当課では精神保健対策といたしましてこころの健康相談を年6回行っております。ひきこもりの対応として、住民が相談しやすい体制をつくること、それによりまして潜在化していた困り事等が見えるようになるのではないかと思っております。

4点目の障がい者等の就労支援についてであります。障害者自立支援法によりまして、自立や就労を支援するためのサービスがあります。このサービスのうち、一般企業などで働くことを希望する人に、知識や能力を向上させるための訓練をする就労移行支援、それから一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力を向上させるための訓練をする就労継続支援があります。就労継続支援には雇用契約を結んで働くA型と、契約を結ばないB型がありますが、この就労支援B型の施設として町内にはさやかワークセンターがあります。そして、一般就労へ移行した障がいのある人が就労に伴う環境の変化、生活面の課題に対応できるよう支援する就労定着支援というようなサービスもござ

います。そのほかでは、ちちぶ定住自立圏事業として実施しております秩父障がい者就労支援センターキヤップというところがあります。このキヤップでは、郡市内に住所を有する障がい者で就職を希望している方、この方の支援をしていただいております。また、このキヤップでは、障がい者の就労の支援のほか、手帳や医師の診断書がなくても、何らかの生きづらさを抱えていらっしゃれば、どんな方でも相談に応じていただけるということになっております。ひきこもりの支援は、教育、保健、福祉、医療など複数の専門機関による支援が必要だと思っております。今後、支援の充実や支援機関に関する情報周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 これは、大変難しい問題で、私自身も実は抱えている問題でもあります。ここで公にしても構わないので。10年代、僕もある専門の家族会議とか、そういうところに月1回息子を連れていっていたこともあります。回復途中にありますけれども、ここで個人的なことを言うのもあれですけども、原因がひきこもりの問題は当初は何だかわからないのです。だから、切実な問題だと思わずに、ただ怠けているのだろうとか、親の感覚でこうすればいいのではないかと、そういってもやはり代代的な違い、社会的な環境の違い、そういうことで全然わからないです。やっとわかったのが三、四年たってからです。その間は外にも出ていたし、いろいろあるのですけれども、必ず親のせいになります。でも、それは言うところがないから、勉強していくうちに親のせいにしないとやってられないのだなということなのです。皆さん、きのうも裁判が、元農水事務次官の方が刺してしまったとありますけれども、彼もひきこもりだったというのですけれども、実はひきこもりの定義を見ると、精神障がい、非精神性という定義なのです。だから、障がいを与えるような人には人格的な統合失調症だとか、そういうのがあるのです。だから、ひきこもりイコール即つながるということではないのです。ひきこもりが長期化することによって、鬱になったり、いろいろ自分の生きづらさが出てきますから、どうしても他に身近な家族だとか、そういうところに行くのです。だから、そういうことを考えて、犯罪とすぐ結びつけるというのは誤解があるということなのです。ですから、ひきこもりのいる家庭は、本当は世間に言えないとかなんとかだって、そういうことが多いのです。だから、結局制度があっても、そこにたどり着くまでにすごく時間がかかります。ですから、今小泉健康づくり課長が言ったとおりに、政府も国も県も、全部そういう法律でつくっているのです。安倍さんが、今回、就職氷河時代の人を雇いますなんて言っているけれども、そんなこと言っただって、ではそれはもともと条件のいいところの働きかけにしかならないと僕は思うのです。絶対今まで日の当たるところと陰の部分があると思います。ひきこもりの部分というのは、社会的にオーバーワークしたり、人間関係がいろいろあって、そういうことに敏感で、それで対人恐怖になったり、出られなくなったり、社会とここにいたほうが安心な住みかを自分の部屋に求めているということもあるのです。そういうもろもろの問題から、実はそういう人を何とか外に出さなくてはいけないのではないかと。それは、実は前の孤独の問題で担当大臣がいるよという話を一般質問でしましたけれども、そういう国がちゃんとそこにその人たちを引き出して、就労支援するような仕組みにしなければ、逆に生活保護になったり、いろいろそういうマイナス面がいっぱい出てきてしまうわけです。8050というのは、親の年金で何とか細々と

家にいるだけなら暮らしているよ、家もあるよ。比較的裕福な層なのだそうです。それであれば、うちもそんなに困っていないしと思ってしまうです。

実はNHKの「クローズアップ現代」、これ2013年に放送されたやつです。それにひきこもりを地域の力、秋田藤里町の挑戦というのがあります。この藤里町は、白神山地の世界遺産の麓に広がる、冬はどん詰まりの町らしいのですけれども、3,800人、今は3,200人台の町で、65歳以上の高齢者が人口の4割を超えています。ひきこもりの問題に気づいたのは2006年、高齢者の介護予防であって、介護福祉士、当時のこれ菊池さんという方ですけれども、今は社会福祉協議会の会長、以前は事務局長です。お年寄りから相談を受けたそうです。家に引きこもっている若者たくさんいるから、調べてほしいのだよと。社会福祉協議会でそれをやるのかどうかというのもあれだったけれども、そういう要望があったので、町に埋もれている人材を探し始めたということなのです。住民の協力、これ話すとすごく長いので、住民の協力、いろんな協力を受けて、民生委員さんとか横瀬でもやっています。そういう方の協力を得て、これナーバスな問題ですから、きめ細かく1戸1戸訪問して対応している。今はやりのアウトリーチ、受けているのではなくて、進んでいって聞く。おせっかいですよ。だから、初めは何で俺んち来るのだと、俺はひきこもりでも何でもないと、おせっかい来るのではないと、そういうことも言われたそうです。そういうアウトリーチの方法をきめ細かく繰り返した。それで、それから5年で、実は3年かけて戸別訪問を続けて、びっくりしますよね。3,000人、横瀬町の半分で113人もいた。ただ、これは定義が、さっきの6カ月ではなくて、2年間だそうです。これには、都会で就労していたのだけれども、田舎帰ろうって帰ってきて、それで近隣で就職試験を受けたけれども、30件も落とされた。それで嫌気が差して、もうそんなのなら家にいるよということをやった人とか、本来働く気があった人なのです。それが何らかの関係で自信を喪失してしまっというパターンも結構あるそうです。実は5年間で施策をいろいろしまして、86人が就労、自立しているそうだというのです、5年間。現在は、実は福祉関係者がこぞって視察に行く町、前は何か主婦が子供を殺してしまっ、何とかさんというのが有名になった町なのだそうです。そういう町だって言われるのが、今は菊池さんが頑張っ、そういうふうにと町全体でつくり上げたということなのです。脱ひきこもりの先進地ということだそうです。藤里町の事例は、大変参考になると思います。ぜひこれ難しい問題で、今後もやろうと思いますので、きょうは紹介していきたいと思っすけれども、実は働く機会、場所がないために家に引きこもらざるを得なかつた人たちによみがえるチャンスの場所、再チャンス、再チャレンジのため、役場の協力を得て引きこもっていた人のために就労支援施設を開設したと。こみっとという就労支援、これは電力会社から無償提供を受けて、そこを例えば898もそういうようにいろんな人が集まってできる場所に開放していけばできなくはないのです。中間就労施設、皆さんよく考えてください。5年も引きこもって、就職しようと思っ、では働きたいからといってハローワーク行って、履歴書書いたときに、その5年の空白をどういふふう埋められますか。埋められませぬ。それで、書いて持ったら、蹴られますよね。だから、やっぱりここにはひきこもりになつた方々の状況とか、そういうのをわかる人たちのグループの就労支援の場が必要なのです。中間就労支援というのは、そこでは食堂つくったり、おそばつくったりなんかして、そこに働き方も自由です。1日2時間しか働けないとか、そういう人も結構いますし、一日置きでなければだめだとかいろんな働き方があるのです。多様性というのはそういうことなのです。みんな一律の働き方ができる、就労ができると思ったら大間違いです。でき

ないからそういう状況になったと、そういうことを理解しないとだめなのです。中間就労施設から一般就労へつなげる、その道筋をつくるという目的でつくっています。ステップアップですよ。キャリアを積み、置かれた状況の中でできることを少しずつやっていく。次の段階に進む受け皿にする。行政で体制、公的などところで公助で大切なところは、この受け皿づくりなのです。だから、ぜひ役場、898もそういう受け皿になってほしいのです、やるのなら。弱者に対して目を向けて、住民で埋もれているから、それを見つげ出す作業もして、そうでなければ見つからないのです、しつこくやらないと。結局何が機会かといったら、国の就労支援で2級のヘルパーの講座というのをやると補助が出ます。初めは卓球だとか、楽しい集まり場所をつくったけれども、一人も来ないそうです。それで、ヘルパーの案内を全戸にやったら、その人たちが結構来た。だから、そういうことで、就労したいのだろうという仮説を立ててやったことが運がよかったのかもしれないです。その町の条件も違うと思うのです。そういうことをやった町なのです。だから、システムづくりをして、それが実は社会資本、ソーシャルキャピタルになるのです。その町の底上げになるのです。実ははたらクラス、これいいかどうかよく僕もわからないのですけれども、目的が何かよくわからない。働く人の種類を知って、経験を聞いて、それをどのように生かすかというのがよくわからない。誰を対象なのかわからない。ここは、次の受け皿の段階で就労支援と銘打って、農家や酒屋の店主やガス販売店主など、地域のさまざまな職種の人たちを講師に迎え、それぞれの仕事の実務を伝える、社会復帰訓練事業につなげた。だから、何が目的でやっているのかというのがわからないとやっぱり住民にも理解は得ないし、あっ、何かやっているなというだけなのです。ひきこもっていた人は、ひきこもり当事者が家から出た後の居場所づくり、そこを受け皿に就労へとつなげたり、そういうことです。実はこういうことを継続していて、数年前というから2016年ぐらいなのだと思うのですけれども、県外のひきこもりの人たちも受け入れ始めて、年間100人の人に来てもらっているそうです。これを藤里方式だと言うそうなのです。ひきこもり対策に一步踏み出してもらいたいので、こういう話をしました。これは、実はリーダーシップのある菊池さんという方がいたおかげなのだそうです。だから、職員一人一人がそういう気持ちがあればできる、出発点になる可能性があることなのです。これはお金はかかりません。だから、ここにひきこもり支援ガイドブックというのがありますけれども、こんな厚いのです。いろんなこれネットから出せば出てきます、厚労省の。実はそのひなたに当たる部分のマスコミ受けがよかったり、初めはいいこと多いのです。だけれども、そういうものではなくて地道にやって積み上げたものが、成果が出たものがマスコミに出る、そういうことが……

○内藤純夫議長 関根議員、時間がなくなりますのでまとめてください。

○10番 関根 修議員 はい。そういうことが大事だと思うので、ぜひこれ提案なので、質問はこれで終わりにしたいと思いますけれども、ぜひ研究してもらいたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。

ここで本休憩といたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第2、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和元年10月に発生した台風19号による災害復旧に伴い、緊急に横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を制定する必要性が生じ、令和元年10月15日、横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 議案第54号の細部説明を申し上げます。

なお、説明資料といたしまして逐条解説を用意させていただきましたので、参考にご活用願ひます。本年10月10日から12日にかけて、当町に大雨をもたらした台風19号により、町内の農地や農業用施設等が被害を受けました。町の被害調査から、2棟のビニールハウスと3カ所の農地が国の補助要件に適合する可能性のあることがわかりました。このうち、ビニールハウスにつきましては、所有者本人が再建事業の実施主体となり、再建にかかった事業費に対し、国、県、町から所有者に補助金を交付するという支援方法をとるため、12月議会での補正予算対応で間に合うことがわかりました。

一方、農地につきましては、被災農地が広範囲であったり、被災範囲内の農地所有者が複数人となる場合が多いため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的として、都道府県や市町村等が実施主体となって災害復旧事業を行うものです。ただし、この場合、個人の所有財産である農地に、町が手を加え、被災農地を災害前の状態に復旧を図る事業であるため、受益者負担の原則に基づいて、農地所有者から相応の分担金を徴収する対応が、公平性の観点から必要と考えられています。また、町が分担金を徴収する場合は、地方自治法第228条の規定により、そのための条例を備えなければなりません。ですが、当町には、これまで農地災害の復旧事業を対象とした分担金の徴収条例がありませんでしたので、急遽横瀬町農地等

災害復旧事業分担金徴収条例を制定させていただいたものでございます。

なお、議会の開催を待つことなく、専決処分での対応に頼らざるを得なかったことにつきましては、今回の台風19号で受けた災害の復旧事業も、本条例に基づく分担金徴収の対象事業に位置づけたかったためでございます。例えば、国、県等の補助金を受けるためには、国の災害査定を受けなければなりません、このためにはいち早く測量設計業務を委託する必要があります。その業務委託着手までに本条例の効力を発生させたかったことから、議会の開催を待つ時間的余裕がなかったものでございます。

では、横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例の中身についてご説明いたします。

第1条ですが、この条例の制定目的を明らかにするもので、町が実施する農地等災害復旧事業の費用に充てるために徴収する分担金について、必要事項を定めることを目的としています。

第2条ですが、農地等災害復旧事業の範囲を明らかにして、農地等災害復旧事業とは、法律、この法律は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律で規定している農地及び農業用施設が異状な天然現象により被災したときに行う農地等の原形復旧事業のうち、1カ所当たりの工事費が40万円以上の事業が該当します。

第3条ですが、分担金の徴収に関して、分担金の使途、徴収対象者及びその金額を定めています。

第1項においては、分担金の使途を町が施行する農地等災害復旧事業の費用に充てるためとし、分担金徴収対象者を、災害復旧事業により復旧する土地の所有者、居住者その他事業の施行により利益を受けるものと定めています。

第2項においては、分担金の額を定めていますが、事業ごとに、事業費の額から、その事業費に充てるために起債した地方債の額、国の補助金、県の補助金を控除した額が基準額となりまして、その額の100分の50の範囲内において町長が定めると規定しています。

第4条につきましては、分担金の徴収方法を定めています。この条例では、分担金は一時払いにより徴収することを原則としています。ただし、町長が必要と認める場合には、当該年度内において、分割払いの方法により徴収することもできるとするものです。

第5条は、分担金の減免及び徴収猶予について規定しています。町長は、天災地変その他特別の理由がある場合において、分担金の減免または徴収猶予することが必要であると認めるときは、当該分担金について、減免または徴収猶予することができるものと規定するものです。

第6条は、分担金徴収の手続その他、この条例の施行に関する必要事項については、町長が別に定めることで対応することを規定しています。

附則では、この条例の施行期日を公布の日と定めています。

以上、細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、5番ですけれども、今回の専決処分の承認を求めることについての今の説明があったことについての質疑を求めるものであります。

まず、専決ということで、新しい条例をつくることに対して、今回の先ほどの課長説明の中で、災害査

定に対して委託測量ということをする根拠としてこれをつくらなければならないというふうな説明だったというふうに理解したところであります。今回のこの専決処分の起案の起案日、それから決裁日について、まず説明をお願いいたします。

それから、決裁後の動きについてであります。10月の12日に大雨があって、それで現地を調査したのが、多分次の日の13日になると思います。そういう点で、被害調査をして、13日には被害調査をしたと思ったら、すぐ15日にもう専決したということなので、この起案、それから決裁、あとは今決裁後のこの災害査定にということでありますので、その後の動きについて説明をお願いいたします。

それから、2番目でありますけれども、分担金についてであります。これは分担金は町の予算書、決算書を見まして、第11款になると思いますが、分担金についての徴収は、この年の予算書、それから昨年度の決算書見てもないところでもあります。分担金というのの項にないのをこれから入れると。過去にこの条例をつくりましたということで、土地改良事業の分担金徴収条例、それから林道事業分担金条例、生活改善センター一部事業分担金条例って、徴収こういうのが定められています。ただ、これの今は項目が、こういう条例つくったのであるならば、分担金、負担金のところに項目があるのではないかなと思うのですが、その項目がないので、今のこの条例は生きているところがあると思いますが、そことの関連について何うものであります。

今回の条例の中身についてですが、100分の50の範囲内において徴収を町長が定めるとあります。過去に分担金条例見たときに、町長が定めるとなっているのですが、要綱だとか、あるいは要領というのが見つけられなかったのです。町長が定めるとなったら、これと一緒に出す中身であるというふうな、そういうところの規定の整備、どうなっているかについてであります。

それから、今回のこの50%の意味です。受益者負担の考え方ということで、一定のものを調べてみました。市町村における受益者負担の考え方ということで、これは東京都の市町村自治調査会が出している中身で、公益性の問題、私益的か公益性、これは公益性の問題であろうと。選択制か必需的かというふうな点を見まして、これは必需的に該当するであろうと。そうすると、今度受益性等をどう求めるかということで、例えば道路、公園、義務教育施設、図書館等というふうなところについては受益者負担はゼロから30%だろうというふうな点が書かれています。また、受益者負担の中では公営住宅等ということについては30%から70%というふうな、こういう位置づけをしているところです。今回50%って一応条例上で定める、ここのところはどこによってこの50%というのを入れたのかという点であります。

それから、もう一点、議会の関係でありまして、私はよこらば審査会のときも話しました。専決問題等については、条例の制定、改廃、予算等については極力専決でやるべきでないというふうなのが多くの学説になっているというふうに思います。そういう中で、今回の時間的経過ということでの上げたところではありますが、なぜ臨時議会等を開く時間的余裕というのは、臨時議会等については議長に話をして、それから議会運営委員会を開き、そして町長に諮問して、いわば3日以内にはできる。忙しい、これ緊急の場合はそれ以外もできるとなっているのです、臨時議会を開くことも可能ではなかったのかなというふうに考えます。

もう一点、地方自治法の中で今回定めた129条の中でうたっているところではありますが、228条に基づいて条例を定めなければならないとなっています。後半の229条では、どういうことを言われているかとい

うと、もし不服申請があった場合については、不服申請あるいは審査請求があった場合には、普通地方公共団体の長は前項の処分についての審査請求または異議申し立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならないという規制をされているところでもあります。議会が関与して、この条例を決めました。不服申請については、こうでしたって、議会を非常に重く見ている中身だというふうに考えます。そういうところで、この専決処分についてはなぜこういうふうな緊急を要しても議会を招集求めてやる必要があったのではないかなと考えますので、そこら辺についての説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答えをいたします。質問、整理できる範囲でお答えをさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、この専決条例の起案日と決裁日ということですが、起案日は決裁の日と同じ10月15日でございます。短期間の中で、なぜ専決を選んだかということからお話をさせていただきますと、町で例規システムを委託しております立場の方からのアドバイスもありまして、今回のこの条例の中身は受益者の負担、分担金を求める、徴収するということから、受益者の方にとってこの部分は不利益な部分であるということでありまして、将来その分担金を徴収するにしても、この災害復旧事業が始まる時点において、この条例のこの事業に対して条例で定めたいのであれば12月の定例会、臨時会ということも想定しながら議会の承認をいただくのが一番いいのですが、この事業、災害復旧事業がいつスタートするかというと、この後、10月12日に災害が発生しまして、いち早く先ほど説明させていただきましたが、国の災害復旧の補助金をいただく関係がありまして、そのためには国による災害査定を受ける必要があります。それが60日以内に受けなければなりません。その災害査定を受けるための町の災害査定を受けたいという意向表明をする段階、それはもっと早い段階なのですが、そのときに災害現場の測量図と復旧工事の設計書、簡易的なものでよろしいということなのですが、それを用意して国の査定の申請をしなければなりません。そのために県のアドバイスもありまして、いち早くそういった事業を担当しております埼玉県土地改良事業団体連合会というところに相談をさせていただきますと、現場を見ていただいたり、契約に至るための現場を見ていただいてから見積もりをいただいて契約をしなければなりません、いち早くその動きをとりたいということから、時間的な余裕がなく、このように早期の制定にさせていただきました。その動きですが、決裁の後ですが、土地連という埼玉県土地改良事業団体連合会とのやりとりの中で現場を見ていただいたりして、見積もりが上がったのが11月5日でございます。11月6日には、契約を結ぶという形になりまして、その後、県のほうから災害査定の申し込みの期限が12月3日であるということがわかりまして、それまでに現場の測量図、そして工事設計書をつくっていただいて、この日に間に合うことができました。この後は、12月25日、今月25日に国の災害査定を受ける予定になっております。

また、続きまして、分担金の徴収率が50%以内とありますが、これにつきましては災害現場に応じて農地の所有者の人数等が関係してきます。この災害復旧事業における事業費の負担は、もとは横瀬町が事業主体となりますので、全額を一旦払います。それに対する補填の内容ですが、国からの補助金が基本とし

て災害査定で認められた場合には基本の割合が100分の50、今回は激甚災害の指定になっていますので上乘せがあるということですが、残りの額に対して町では地方債、起債を考えています。残り町の負担額のうち90%を起債できる。その90%起債した額の95%は交付税措置だということで、そこまではわかっております。国の補助金と起債額を差し引いて残りが出てきますので、これに対して農地所有者と町とで費用を負担し合うという考えでございます。ですので、50%となるのは農地所有者が1名という場合を想定しています。農地所有者が複数になってくれば、この割合は減ってくるという考えでございます。

続きまして、条例の中に第3条の100分の50の範囲内で町長が別に定めるとありますが、これにつきまして別に定めると書いてあるのは、この条例の施行規則を定めております。定めたのは、10月15日と同じ日でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の説明におきまして、いろいろ聞いてみました。災害復旧に対して私は反対するものではなくて、やってもらいたいという点のだけれども、条例、この専決のこの問題について、特にこれではうまくないのではないかなというふうに言っているところであります。今回の中で、県のアドバイスをいただいて、それからいち早く土地改良事務所連合等も相談しましたって。現場を見てみたというのは、これが見て見積もりを上げるというところで、連合会に見てもらったかどうかというのが、今話の中では相談はしたということで、それから現場を見てから見積もりを上げてということであります。いち早く動きをとりたい、それは当然のことなのですが、11月5日に見積書を徴取して、11月6日、災害査定については12月3日までに出すということになるならば、10月12日からこの間2週間あったっていいのではないかって、これの中でその根拠規定をつくっていきましょう。早ければ議会にだって、15、3日です、その週、翌週にはどうだろうということを考えて進められる中身ではなかったのかなというふうに私は考えるのです。前回の専決問題のときがありました。議会に対してはどうかといたら、私が知ったのはこの間の議運のときに専決処分この議案書を見て、これを条例、新しい条例をつくったのを専決でやったのだなというふうにわかる場所があります。議員は何も知らないけれども、後で専決やればいいではないかということで、どんどん、どんどん進んで、実際順には災害査定をして、それから先ほどやった12月の25日に国の査定が起きて、そこから発生していくという工事の中身になるのですが、時間的経過を見るならばちゃんとできる中身ではないかなというふうに思います。先ほどこの交付金の規定を設けましたということで話があったところがあります。徴収するには、その規定を同日付で決裁をもらってやっていますということですが、過去の条例の中ではその要綱とか規定が見当たらなかったのも、そこはどうかというのと、あともう一個、さっきの質問の中に答えていただかなかったのは、議会はこういう責任を負うのだよということに対してどういうふうに考えるかって、その点について再度伺うものであります。

50%は、適か不適か1件だけなので、これが50%が妥当だって。町として、あるいは市長、自治体として、受益者負担の適正化に関する基本方針というのをそれぞれの自治体の中で持っています。私も町田市あるいは八王子市とかというのから見ました。こういうふうな点で負担を持ってもらおうということで、特にこの国の基準ということで、八王子市、この分担金、負担金、それぞれの基本方針を定めて進めてい

きますということであるところなので、横瀬町、この受益者負担の適正化に関する基本方針というのを持っているか持っていないかについても伺うものであります。ぜひとも、ちょっとまとまりがなく申しわけないのですが、急ぐのはわかりますが、議会に対する専決でやるということに対しての相談というのは、町長、副町長と相談した、あるいはさっきの県のアドバイスというふうにありましたが、町的意思決定をするに当たって、どういう相談でもってこうだというふうになったかについての再度の説明をお願いしたい。

それから、過去の分担金等の徴収についての、ここについては私は見つからなかったもので、いや、こういうふうに定めてありますというのがあれば、ここに定めてありますということを教えていただきたい。

そして、議会に対する関係、どういうふうにして議会と調和を図っていくかという点、やっぱり説明責任、一緒にやっ払いこうという、そのところが必要だと思います。

それと受益者負担の適正化に関する基本方針、あるかないかで結構ですのでよろしくお願いします。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 お答えいたします。

先ほどいち早くという話をさせていただきました。この判断に至ったところは、秩父農林振興センターの助言でございますが、今回県内各地で多くの農地、農業施設が被害を受けた。その中で対応してくれるのは土地改良事業団体連合会ですが、あちこちから依頼を受けられるので、そちらへの契約を前提とした依頼というのは早目にしたほうがいいですよということでした。それですので、この対応ができる環境を整えるという意味で、調べていった結果、この農地災害に対しての分担金条例がなかったということでございます。

過去の例としまして、振興課関連でいきますと、県営土地改良事業分担金徴収条例というものと、これは建設課かもしれませんが、横瀬町林道事業分担金徴収条例というものがございます。こちらについて調べてみましたら、それぞれがやはり町長が別に定めるといふ条文がありますが、それに応える施行規則だとかそういうものが見つかりませんでした。

また、議会に対しての専決処分での制定ということでございますが、今回のこの災害対応するための短期間の中での判断で、最善の策だったと決めつけてはいけないとは思いますが、今回のこの台風19号の災害、これに対する町のとるべき道として、やはり農業振興を推し進めたいという町考えの中から、被害を受けた農業者がいるということがわかった時点で対応をできるだけ、これまでも遊休農地ですとかが発生しております。後継者不足、そういったことも考える中で、少しでも今残っている頑張っていたい農業従事者にやはりよい環境でまた農業というものを続けていただきたい、そういうところからこの災害復旧事業を町がやるということは考えたところですが、その中で国の災害の補助金がもらえない場合というのが最悪でございます、そのようなことが起きないようにするために、いち早くその条件、環境を整備したかったということでございます。議会の皆様方には、その選択をご理解いただければと思います。

また、続きまして、受益者負担金の適正化について、その適正な負担割合を町として定めていますかと

いうことですが、公益に偏るか、私益に偏るか、そのような傾斜配分を考えながら、これは受益者負担、手数料の関係だと思いますが、町にはそういった基準となるものが設けていたと記憶にあります。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから1点補足をさせていただきます。まず、議員おっしゃいました条例の制定、基本的には専決でやるべきでないのはそのとおりだったというふうに認識しています。それは前回のことで学んだことでもありまして、そのとおりだろうというふうに思います。なので、まずはできれば定例会にかけられれば多分よかったというのがあって、それは時間的に難しいとして、次に臨時議会がというところは、結果的にはできませんでした。これは、スピード感と10月以降のとりわけ当該課の振興課と建設課のところで、復旧の初期対応のところでかなり業務量的にも忙殺をされたところがありまして、その中でこの形しかとれませんでした。ベストということで、べき論で言うとそういうことだろうというふうに思います。しかし、ベターの選択としてこういう形をとらせていただいたということでご理解いただければというふうに思います。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それぞれに法律に基づいてやらなくてはならない、それから農家のために早くやろうではないかって、これはもちろん私も同情するのです。ただ時間、今町長が言ったベスト、ベターというふうな点で、やっぱり議会があって成り立つのだ、ともにやっていこうではないかって。振興課、建設課、この対応でずっと忙しいのは、それは町、行政全体が、執行部がそういう状況に置かれているのはわかります。だけれども、議会においてこういう条例を定めますので、新しい条例ですので、皆さん、ぜひよろしくお願いしますと言えば、すぐ集まります。そういうことをやっぱり新規条例ではとっていただきたいというふうに思いながら、ここのところの質疑をやっているところであります。何かというならば、ではやっぱり議会はこういうふうに考えています。先ほど前のよこらぼのときの条例もありました。専決に対しては十分学んできたつもりですということでもありますので、こういう手段をなぜとらなかったか、あるいは議長とちょっと相談するとかも含めて、やる必要があったのではないかなと考えますので、町長、もう一度その点よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 町長、お願いします。

○富田能成町長 済みません。回答これ難しいのですけれども、10月の時点でそこがそこまで思いに至らなかったということ、結果的にそういうことでした。議員おっしゃる趣旨も重々よくわかりますので、自分としては重く受けとめたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 皆さんにお願いですが、質問、答弁とも要点だけを簡潔明瞭にお願いいたします。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 それでは、お伺いします。

第5条で、町長は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、または徴収を猶予することができる。こちらを事例として、今後起こり得る事例としましては、寺坂地区にメガソーラーが設置されておりまして、あそこの下の水田が何度か土砂が入ったと、そして今

までは泣き寝入りをしていたということで、今回このような事例がこの特別な理由に含まれるかどうか、お聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

この第5条につきまして、今の事例が該当するかどうかということでございますが、やはりこの条例の中で、一つ一つ国の補助が受けられるかどうかというようなところから始まって、一つ一つ項目を調べ上げた上で、その対応が適正であればそのようなことになろうかと思えます。今の時点では、そのところまでということをお願いいたします。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 今結論出なくても、事例として考えられると思えますので、今までは泣き寝入りをされた農家の方がおまして、例えばメガソーラーとしてあそこに設置された以上、あれが災害に伴って下にまた土砂が流出すると、これを大規模なことになったときに、どういうことになるかというようなことも検証していただきたいということです。検証というか、検討しておいていただきたいと思えます。以上です。

○内藤純夫議長 答弁はよろしいですね。

○9番 若林想一郎議員 はい。

○内藤純夫議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 議長の許可をいただきましたので、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて、反対の討論を行います。

この条例は、10月15日付で専決処分され、交付の日から施行となっております。提案理由では、台風19号による災害復旧に伴い、緊急に横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を制定する必要性が生じたため、専決処分を地方自治法第179条第3項の規定により、提出するとなっていました。そもそも地方自治法第179条は、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと規定しています。また、議会の議決に付すべき事件とは、地方自治法第96条において、条例の制定、改廃、予算の議決を挙げ、第179条第4項においては、条例の制定もしくは改廃または予算に関する措置を挙げ、否決されたとき、長は速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないと定めています。この分担金徴収条例は、地方自治法第228条第1項に基づき条例を定めなければならないと規定されています。台風で被災した農地等普及すべき講ずる根拠となるもので、必要不可欠なのは私も理解できます。しかし、同法第229条では分担金の徴収に関する処分についての不服申し立てでは、地方公共団体の長は処分についての審査請求ま

たは異議申し立てがあった場合は議会に諮問して、これを決定しなければならないと、議会が共通して責任を負うものと解するところでもあります。現状及び他の災害復旧に対する対応は、一定の期日を定めて災害申請を行い、査定を受けてからの執行となるというふうな説明でありました。12月議会を待たずに、すぐにでも臨時議会を開くことは、手だてはとれたものと考えます。地方自治法第101条には、議長は議会運営委員会の議決を経て、会議に付すべき事件として臨時会の招集を請求できるとあり、招集は開会の前、町村に当たっては3日前までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでないと規定されています。このように見るならば、臨時議会を開催することは十分に可能であり、私も議会人としてこの事業を積極的に応援するものであり、いつ招集がかかっても対応は可能でした。私は、平成28年度第4回の定例会、よこらぼ審査会条例の専決処分の際にも訴えました。条例制定、改廃、予算について、学説では専決処分すべきでないとも見られます。新規条例を専決でやるということは今回2回目です。なぜこうまでしてやらねばならないのか、私には理解できないところでもあります。議決に責任を持つ議員として、議会軽視をこれは認めるわけにはいきません。議員の皆さん、この専決処分に賛成することは、昭和55年、これ前も申しましたが、9月16日、名古屋高等裁判所の事例で、普通地方公共団体のした専決処分に地方自治法第179条第1項の所定の要件を欠く瑕疵があっても、議会の承認があれば瑕疵は治癒されるとした事例があります。議員としての存在感を示すため、また議会の権威を示すためにも、今議案第54条への反対の意思のお示しを訴えて、討論といたします。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第2、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて、横瀬町農地等災害復旧事業分担金徴収条例は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり承認することと決定いたしました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○内藤純夫議長 上程されました日程第3、議案第55号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和元年10月に発生した台風19号による災害復旧に伴い、緊急に令和元年度横瀬町一般会計予算を補

正する必要が生じ、令和元年10月15日、令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時49分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願ひいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、場所の特定についてちょっと教えてほしいところであります。

先ほど建設課長のほうからありました林業施設災害復旧事業、ここにおいて通行不能となった場所の倒木とかというふうにありました。産業建設の中で場所、こういう写真等示されたけれども、この今回の補正の中でやる場所、どことどこというふうな点の具体的な点があれば、そこを示していただきたい。

それから、道路橋梁災害復旧費でもありますが、今回の中でのこことここというふうな具体的な場所について示していただければと思います。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、応急復旧の災害箇所についてのご説明をいたします。

林業施設の災害復旧箇所でございますけれども、これは林道の焼山線、牛喰線、生川線及び小島線でございます。それぞれで土砂の流出と倒木がございました。それから、路肩等が崩れておるところがありましたので、応急的に復旧作業を行いました。

町道につきましては、これは主に町道1号線、それから122号線といった生川の沿線の箇所、ここが一番災害の被災状況がひどい場所でございます。路肩等がかなり大規模に崩れたりとかして、通行するのもかなり危険な、ほとんど通行できない状態でございますので、生川については、4軒ほど上で生活をされている方もおりましたものですから、この辺につきましては土砂撤去と、それから崩落箇所の通行がとりあえず通行可能になるような復旧作業を行っております。それとあと町道につきましては、この辺の大規模な災害については国の災害復旧事業に手を挙げて要望をするという方針から、この辺につきましてはすぐに復旧箇所の報告と、それから10日以内におおむねの概算要求というのですか、そういったことも県のほうに報告しなければなりませんので、その辺の緊急的な測量ですとか設計ですとかということも含めて補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第55号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））については、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第56号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第56号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第56号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。まず、条例制定の基本的な考え方ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費等に関し必要事項を定めるため条例を制定したものでございます。

次に、条例の主な内容ですが、第1条は当該条例の制定趣旨を規定するものでございます。

第2条は、会計年度任用職員の定義を規定し、勤務日数や勤務時間によって、フルタイム会計年度任用

職員、以下フルタイム職員と言います。とパートタイム会計年度任用職員、以下パートタイム職員と言います。の2種類の任用形態があることを規定するものでございます。

第3条第1項は、会計年度任用職員の給与及び報酬等について規定するものでございます。

第2項は、給与の支払い方法について規定するものでございます。

第3項は、実費弁償は給与に含まれない旨を規定するものでございます。

第4条は、フルタイム職員の給料表として別表第1を用いることを規定するものでございます。

第5条第1項及び第2項は、フルタイム職員の職務の級の決定基準や方法等について別表第2を用いること、職務の級は任命権者が決定することを規定するものでございます。

第6条は、フルタイム職員の号給は規則に委任し、任命権者が定めることを規定するものでございます。

第7条は、フルタイム職員の給料の計算期間、支給日及び支給基準等について、横瀬町職員の給与に関する条例、以下給与条例と言いますが、の規定を準用すること、給与条例第6条第4項の週休日、勤務時間の割り振り及び週休日の振りかえ規定をフルタイム職員に読みかえることを規定するものでございます。

第8条は、フルタイム職員の通勤手当について、給与条例を準用し支給することを規定するものでございます。

第9条は、フルタイム職員の時間外勤務手当の支給基準等について、給与条例を準用し支給すること、給与条例第12条第1項及び第3項において、時間外勤務を命ぜられた常勤職員の規定をフルタイム職員に読みかえることを規定するものでございます。

第10条は、フルタイム職員の休日勤務手当の支給について、給与条例を準用して支給すること、給与条例第13条第1項の正規の勤務時間の表記をフルタイム職員の定められた勤務時間に、また、第3項の勤務時間等条例の略称規定等の表記を読みかえることを規定するものでございます。

第11条は、フルタイム職員の夜間勤務手当の支給について、給与条例を準用し支給すること、給与条例第14条の正規の勤務時間の表記をフルタイム職員に読みかえることを規定するものでございます。

第12条第1項は、フルタイム職員の宿日直手当の支給について、給与条例を準用し支給することを規定するものでございます。

第2項は、フルタイム職員の宿日直勤務は時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務に含まれないことを規定するものでございます。

第13条は、フルタイム職員の勤務1時間当たりの給与額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合の端数処理について規定するものでございます。

第14条第1項は、任期が6月以上のフルタイム職員の期末手当の支給について、給与条例を準用し支給することを規定するものでございます。

第2項は、任期が6月に満たないフルタイム職員の1会計年度の任期の合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期6月以上のフルタイム職員としてみなすことを規定するものでございます。

第3項は、6月に期末手当を支給する場合、前会計年度の末日に会計年度任用職員として任用され、翌4月1日にフルタイム職員に任用されたものの任期と前会計年度の合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期6月以上のフルタイム職員としてみなすことを規定するものでございます。

第15条は、フルタイム職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び給料の減額について、勤務1時間当たりの給与額の算定方法を規定するものでございます。

第16条は、フルタイム職員が勤務日に勤務しない場合は、祝日法による休日、有給の休暇等を除き、勤務1時間当たりの給与額を減額することを規定するものでございます。

第17条第1項は、月額で報酬を支給するパートタイム職員について規定し、報酬額は、基準月額に1週間当たりの勤務時間を常勤職員の勤務時間で除した数を乗じた額とするものでございます。

第2項は、日額で報酬を支給するパートタイム職員について規定し、報酬額は、基準月額を21で除した額に1日当たりの勤務時間を常勤職員の勤務時間で除した数を乗じた額とするものでございます。

第3項は、時間給で報酬を支給するパートタイム職員について規定し、報酬額は、基準月額で除した額とするものでございます。

第4項は、パートタイム職員の月額、日額及び時間額の基準月額は、職務の内容、職務経験等に照らし決定することを規定するものでございます。

第18条第1項は、パートタイム職員の時間外勤務に係る報酬について規定するものでございます。

第2項は、パートタイム職員の時間外勤務の報酬は、1時間当たりの報酬額に規則で定める割合を乗じた額とし、ただし書きとして、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、時間外勤務と正規の勤務時間が割り振られた勤務時間が7時間45分に達するまでの勤務は、勤務1時間当たりの報酬額に100分の100を乗じた額とすることを規定するものでございます。

第3項本文は、パートタイム職員が週休日の振りかえにより、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、勤務1時間当たりの報酬額に規則で定める割合を乗じた額を時間外勤務に係る報酬として支給し、ただし書きとして、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えた勤務のうち、勤務を超えた勤務の時間と正規の勤務時間との合計が38時間45分に達しない場合は加算しないことを規定するものでございます。

第4項は、パートタイム職員が1カ月に60時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの報酬額に定める割合を乗じた額を時間外勤務に係る報酬として支給することを規定するものでございます。

第19条第1項は、パートタイム職員が祝日法による休日等に勤務した場合、休日勤務に係る報酬を支給することを規定するものでございます。

第2項は、パートタイム職員の休日勤務に係る報酬額は、勤務1時間当たりの報酬額に、規則で定める割合を乗じた額とすることを規定するものでございます。

第20条第1項は、パートタイム職員が夜間勤務した場合は、夜間勤務に係る報酬を支給することを規定するものでございます。

第2項は、パートタイム職員の夜間勤務に係る報酬額は、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じた額とすることを規定するものでございます。

第21条は、パートタイム職員の報酬の減額、時間外勤務及び休日等に係る1時間当たりの報酬の額を算定する場合の端数処理について規定するものでございます。

第22条第1項は、任期が6月以上のパートタイム職員の期末手当について給与条例を準用し、この場合給与条例第16条の4第4項の基礎額について読みかえることを規定するものでございます。

第2項は、任期が6月に満たないパートタイム職員の1会計年度任期の合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期6月以上のパートタイム職員としてみなすことを規定するものでございます。

第3項は、6月に期末手当を支給する場合、前会計年度の末日に会計年度任用職員として任用され、翌4月1日にパートタイム職員に任用されたものの任期と前会計年度の合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期6月以上のパートタイム職員としてみなすことを規定するものでございます。

第23条第1項は、パートタイム職員の報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、支払い日を規則で定めることを規定するものでございます。

第2項は、日額または時間額によるパートタイム職員の報酬の基本的な支給基準を定めるものでございます。

第3項及び第4項は、月額報酬によるパートタイム職員の報酬の支給基準を定めるものでございます。

第24条第1項は、パートタイム職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務における月額、日額及び時間額1時間当たりの報酬額の計算方法を定めるものでございます。

第2項は、パートタイム職員の月額、日額報酬1時間当たりの減額方法を定めるものでございます。

第25条第1項は、月額報酬のパートタイム職員が勤務日に勤務しない場合の勤務1時間当たりの報酬の減額について規定するものでございます。

第2項は、第1項に倣い日額報酬のパートタイム職員について、勤務1時間当たりの報酬を減額することを規定するものでございます。

第26条第1項は、パートタイム職員の通勤に係る費用弁償の支給について規定するものでございます。

第2項は、パートタイム職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日等は、常勤職員の例によると規定するものでございます。

第27条第1項は、パートタイム職員が公務のための旅行を命令された場合に、費用弁償を支給することを規定するものでございます。

第2項は、パートタイム職員の費用弁償の額について、職員等の旅費条例の適用を受ける職員の例によること、この場合職務の級を給与条例の2級以下の職とすることを規定するものでございます。

第28条は、会計年度任用職員の給与からの控除について、横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例を適用させる旨の規定でございます。

第29条は、この条例の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める会計年度任用職員の給与は、任命権者が別に定めることができる旨の規定でございます。

第30条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することを規定するものでございます。

附則第1条は、この条例の施行日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

附則第2条、横瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、第3条はフルタイム職員が人事行政運営等の状況の公表の対象となることを追加するものでございます。

附則第3条、横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、第2条第2項第3号は、地方公務員法の一部改正により字句を整理するものでございます。

附則第4条、横瀬町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りとされることに伴い、休職の期間に改正が生じたことから第3条第4項として新たに

規定するものでございます。

附則第5条、横瀬町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員のうちパートタイム職員の減給の規定について規定するものでございます。

附則第6条、横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員制度の導入により勤務時間、休日及び休暇を適用する職員の定義が改正されたことに伴い、字句を整理するものでございます。

附則第7条、横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、第7条第2項は会計年度任用職員には勤奨手当の支給がないことから、字句を整理するものでございます。

第8条は、会計年度任用職員には昇給の定義がないことから、字句を追加するものでございます。

第21条は、会計年度任用職員が部分休業する場合における給与及び報酬の減額について新たに規定するものでございます。

附則第8条、横瀬町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員制度の導入により、常勤職員との均衡や会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して、給与条例の中に明記すべきことから字句を整理するものでございます。

附則第9条、横瀬町職員の旅費に関する条例の一部改正ですが、第1条第2項及び第2条第2項は、フルタイム職員が地方自治法第204条第1項の規定により、旅費の支給対象となることから字句を整理するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回、横瀬町の会計年度任用職員ということで、入ってくるところでありますが、現行の今横瀬町における正規職員、それ以外にはいわゆるパートとかという点でいくところだというふうに思います。今の現状、横瀬町の非正規職員ですか、の現状について、今どうなっているかという点が1点であります。

それから、2番目として、現行の中身であります。現行非常勤職員については、特別職非常勤職員あるいは臨時職の任用、一般職非常勤職員とあります。これがどうなっているかについてであります。今回の会計年度の任用職員導入をということでは、特別職非常勤職員、臨時的任用、それから会計年度任用職員となっています。これがどういう場合に不利になるかについてが2つ目であります。

3つ目ですが、給料表について、今回別表の第1ということについてです。それで、1号から1級については定型的な業務を行う職務、2級は相当の知識または経験を必要とする職務というふうになっています。1級職員について、基本どういう扱いで、どう入れていくか、今までの経歴をどう換算しながら進めていくか等についての、今後この給料の適用に当たり、この号級のここに入れていくのだよというか、大体の分布がわかれば、そのことについて説明をしていただきたい。

それから、4点目ですか、この地方公務員法の非常勤職員なのですが、地域おこし協力隊員あるいは横瀬町では外国語指導助手、ALTですか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が入っ

ているというふうを考えるのですが、そここのところのどうこの会計年度の任用職員にしていくのかどうか、そここのところについての説明をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私の答弁をさせていただきます。

まず、今の現状というお話でございませうけれども、令和元年12月1日現在では、臨時職員と非常勤職員の数で言いますと、臨時職員が11名、それから非常勤職員は57名で、計68名ということでございませう。職種につきましては、一般事務、保育士、児童厚生員、保健師、学級支援等々に任用をさせていただいております。

2つ目は、職の整理ということで、今回の地方公務員法等の改正によりまして、職の整理ということで、先ほど議員おっしゃられた非常勤特別職の部分が任用の関係が厳格をされて、限定列挙されたというようなことに伴いまして、一般職と特別職が明確に区分をされた。その中で一般職については、我々常勤職員、それから任期付きのフルタイム再任用職員というような形に整理をさせていただいて、プラス臨時職員として大規模災害等が起こったときに使うような形ということで、臨時的任用職員とかを使うということで整理をさせていただいたこと、それが常時勤務を要する職ということで整理をしたこと、それと非常勤の職として短時間の任期付職員、それから再任用の短時間職員、それから今度新たに会計年度任用職員としてフルタイム、それからパートタイムということで、いわゆる常勤職員と同じ週38.75時間の勤務をいただく方についてはフルタイム、それ以外の勤務をいただく方についてはパートタイムというような区分をさせていただいたということでございませう。

それから、3つ目、地域おこし協力隊等の位置づけの関係でございませうが、今検討する中で、今検討している最中でございませうけれども、たてつけとしては会計年度任用職員、もしくは委託等を行うというような中から最善の方法を考えていくというようなことにならうかと思ひます。

あと、経歴加算の関係でございませうけれども、最初の初年度、令和2年4月1日から施行ということでございませうので、会計年度任用職員はそこから始まるということでございませうので、その以前のものについてはそこで一つリセットするという前提にはなると思ひますが、実務経験等必要なものについては加算をさせていただくというようなことで、あとは学歴、新規採用の場合の学歴等の内容によって給与の位置づけは変わってくると。2年目以降については昇給はないというような形になりますので、その部分を経験年数ということで、2年目以降引き続き能力等の実証によって採用された場合についてはその部分が加算されるというような形で考えております。

以上でございませう。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 地域おこし協力隊員については、今だということ会計年度職員か、あるいは委託かということであります。一般職へ移行する職ということで、これが入ったので、そこはどうかという点ですけれども、まだ今検討中ということでありました。特に今地域おこし協力隊員が、いわゆる兼業というか、そういうふうに対しての扱いというか、どうなのだろうという点がちょっと疑問にあったので、委託職員であれば受けたところを進めるだけなのだけれども、会計年度任用職員になるのはほぼフルタイムで

あるだろうということになると、そのときは兼業禁止職員になっているところ、そこら辺の扱いがどうかという点が1点であります。

もう一点は、ただいまの給料の表の中で、実績等を見ながら、経験年数ということではありますが、今の中で1級に該当する者がどのぐらいで、号給では最初は1からだろうけれども、今最大で見るとなればどこまでというのと、2級職員も同様に、専門職ということで、例えば保育士とかというのがありましたので、このところの何号ぐらいまでいっているかというの。予測、これから当てはめていく点だと思うので、そこについてわかれば、まだ具体的に出ていなければ結構ですので、でもこういうふうに進めていく予定だというのがあればその点についての説明をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうで答弁させていただきます。

地域おこし協力隊員がもし仮に会計年度任用職員でということによろしいわけですよ。その場合については、フルタイムについてはサービスの関係で兼業の禁止、兼業禁止というか、常勤職員と同じ扱いになりますのであれなのですけれども、パートタイムについては営利企業の従事については許可を受けていることになっておりますので、パートタイム職員であれば可能だというふうに認識をしております。

それと、職への位置づけということでお尋ねだと思いますが、国のマニュアル等を見ますと基本的に常勤職員等が行う業務に類似するところの給料表、国で言う俸給表のところの級に位置づけると。それが行政俸給表1の1の給料表の俸給表の一丁目一番地ということで、1の1級を使うというのが原理原則となるようなことが書かれておりますので、それに基づいて運用をしていきたいというふうに考えております。その中で、あと国のマニュアルにおいて、初任給基準の大卒の初任給基準を限度額として定めるのがという項目等が書いてありましたので、それについて上限ということで、1の25というような規定を今回させていただいている状況でございます。あとは、先ほども申しましたが、学歴等については、例えば保育士さんとかということになると、短大卒でないと資格が取れないとか、そういう要件があると思いますので、それについて必要に応じてその部分を号給のほうに加算をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 もう一点、再質問というか、再々になるのだけれども、確認です。今回、期末手当を会計年度職員に支給するというので、現行の今に対して給料表というのですか、それを変えずにプラスとして期末手当を支給するというのでよろしいかの確認です。現行に一定程度、今支給されているのがありますよね、額が。この人が継続になった場合に、継続というか、新たに会計年度職員を採用するのでとして位置づけるのですが、前歴等を考えながら、ここに行きますと。その額に期末手当をプラスするというので、今の現行よりも下げることなく、そこは支給しながら、プラス期末手当ですねということの確認なのですが。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 基本的には、新たな制度という位置づけでございます。会計年度任用職員として施行

するのが令和2年4月1日ということですから、そこから制度が始まるという観点に立っております。でするので、プラスということではなくて、先ほど言いましたが、給料表のどこに位置づけるかを実務経験と必要なものがあれば加算をしていきます。そこに支給した給料プラス必要な期末手当の額を支給するということになります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 会計年度任用職員なのですが、地方公務員の場合は常勤の職員は試験で採用が決まります。この場合は、会計年度任用職員の場合、第5条のほうの(2)で任命権者が決定するというのですよね。その任命権者というのはどなたかなということと、常勤職員はきちんとした試験を通過して採用されるということが、成績のいい者がいい仕事をするから、それが一番住民にとっていいのではないのですかという理由があって採用試験を受けるわけなのですが、この会計年度任用職員の登用、任命権者が決めるということで、その登用するときに公平、公正である登用がきちんとできるのかなということをちょっと確認したいので、お聞きいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

こちらの5条の第2項の関係、任命権者というのは町長になります。

それから、公平、公正の登用という観点でございますが、能力の実証等を踏まえて、選考するような形をとるような形になると思いますので、あと広報、それからホームページ、それからハローワーク等を通じて、広く周知の機会を求める予定でおりますので、その部分からも公平、公正の登用について、その後も能力の実証等に基づいて登用するというので、公正な登用ができるものと認識しております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第56号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 総員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第57号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。まず、条例制定の基本的な考え方ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されました。この一括整備法の中で、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別がされないよう欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことから、条例を制定したいものでございます。

次に、各条例改正の内容について説明させていただきます。まず、第1条、横瀬町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第1条は法律番号の略称を規定するものでございます。

第4条及び第4条の2は、第1条の略称規定に伴い、字句を整理するものでございます。

第16条の4は、地方公務員法の一部改正により、一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができるものの欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、字句を整理するものでございます。

第16条の5は、第1条の略称規定等、字句を整理するものでございます。

第16条の7は、第16条の4と同様に字句を整理するものでございます。

第17条は、第1条及び第16条の4と同様に字句を整理するものでございます。

第18条は、第1条と同様に字句を整理するものでございます。

次に、第2条、横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正ですが、第4条は地方公務員法の一部改正に伴い、欠格事由から「成年被後見人又は被補佐人」が削られたことから字句を整理するものでございます。

第5条は、前条の号ずれに伴い字句を整理するものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を令和元年12月14日と規定するものでございます。

附則第2項は、この条例の施行日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1項に該当して、同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給は、従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほどの関係と少し似ているのですけれども、54号のときには施行期日が迫っているからということであります。この57号については、施行日いつかといったら、あさってなのです。12月14日から施行しますということで、本当に時間的な猶予等を考えたときに、もしこの議会で紛糾して決められなかったらどうするかという点があるというふうに考えるところであります。先ほどは、54号のときには時間がなかったからって、今回もっと時間なくて、あさっての施行ということの中で、こういう条例案が出てきたということに対して、大丈夫だろうという前提のもとで進めているのだと思いますが、その点についてが1点であります。

それから、2点目については、この条文提起については法令で決まって、成年被後見人等の権利ということで改正であります。条例はこういう形になっていますが、関連する規定の整備、どのようになっているかについての説明をよろしくお願いします。

2点であります。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるように施行日が12月16日ということで、もう迫っているというのは存じております。条例改正ということでございますので、議会のほうに、12月議会、これが改正日がもっと後になればその分はまた違う方法をとったと思いますけれども、その前でということがございましたので、議会との関係も踏まえて、こちらのほうに上程をさせていただいたということでございます。

関連規定、規則等については、決裁のほうで済んでいるものと承知しております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時44分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第6、議案第58号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第58号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例についてありますが、自治功労者等の表彰の対象者等を改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 それでは、褒賞条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

まず、全体にわたる改正点としまして、各条に見出しを新たにつけております。第1条から第3条におきまして、難しい表記、言い回しをわかりやすい表記にしております。

第4条ですが、第1項で難しい表記や言い回しをわかりやすいものに改正するとともに、現行の4号、本町の一般職員として満35カ年以上勤務し、課長相当職以上の職にあった者を削除しました。

同じく第2項及び第3項において、第1項で削除しました部分の影響に伴う改正及び難しい表記の改正を行いました。

第5条から第7条におきましても、難しい表記や言い回しを改正しております。

第8条を第9条の前に加えておりますけれども、これは審査会を設けまして、表彰の適正な実施を図ることをうたっております。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 審議を眺める立場で質疑を伺います。

1つとして、なぜこの時期に見直しをしたか。この時期の理由について説明をしていただきたい。

2番目でありますが、先ほど第4条の1項、2項というふうな点で、町の職員、本町の一般職員として満35カ年以上勤務し、課長相当以上の職にあった者というのを除くとあります。なぜこれは除くのかということについてが2つ目でありました。

3つ目でありますが、審査会の関係であります。審査会を置くということで、必要な事項は規則で定める。これは今学校建設委員会だとか、あるいはそれぞれまとめて条例でというふうなところで進めている点がありますが、この審査会は規則でいく。なぜ条例ではなくて規則でいくのですかということについての3点であります。よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 なぜ今の時期ということでございますけれども、これにつきましては、前回この褒賞条例につきまして5年前なのですけれども、議会で検討していただいた経緯を反映、検討させていただきました結果、この時期になったものでございます。

続きまして、職員、一般職を除くということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、公務員の場合、自分のために生活の糧として職業として働いている公務員を表彰するのはどうかというご意見をいただきました。それを真摯に受けとめまして、執行部で検討いたしましたところ、職員を除かせていただくということになりました。

審査会につきましても、この褒賞条例におきましては、改正前につきましては決裁で表彰者を決めていたわけでございますけれども、内部におきまして審査会を設けまして、適正な表彰者の適性を見るという意味で審査会を規則で設けさせていただいております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点目の今5年前で議会で検討された結果ということで、5年前が今になるのかという点が1点です。そういったことでの検討ということだったわけなので。

2番目ですけれども、自分のためにということで、職業として働いてきて、ご意見を伺ったという、そういう意見、どこから出たのかというのが、これ2つ目であります。

2点についてよろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○**新井幸雄まち経営課長** この褒賞条例につきましては、職員が自治功労者ということで表彰されることになって、現行の褒賞条例につきましてはそうなっておりますけれども、近隣の市町村を例にとってみましても職員が自治功労者として表彰されることは近隣ではございません。5年前の議論がなぜ今になったかということでございますけれども、実際もっと早く、翌年あるいはもうすぐに改正すべきであったと思いますけれども、今日になってしまったわけでございます。

以上でございます。

○**内藤純夫議長** よろしいですか。

他にございますか。

10番、関根修議員。

○**10番 関根 修議員** 町の一般職員のところを除いたわけですが、この(3)、4条の。校長または学校職員にして本町に満20年以上勤めた者というのだけれども、職員ならまだわかるけれども、校長またはというので両方加算なのでしょうけれども、そういう事例があるのですか、今まで。もしないとすれば、これも削除したほうがいいのではないですか。これも職業としてなのです。校長または職員というのは、校長先生も別に内部の辞令でなったわけですから、職員としての延長で、課長もそうですよね。内部の辞令でなっている課長さんですから。これは、実際に事例があるかどうかということと、ついでに削除したらいいのではないですか。

○**内藤純夫議長** 答弁を求めます。

まち経営課長。

○**新井幸雄まち経営課長** 事例につきましては、申しわけありません。手元にはございませんので、後刻確認させて提出させていただきたいと思っております。

また、関根議員のおっしゃる学校の関係でございますけれども、おっしゃるとおり学校教職員の皆さんも公務員でございます。ただ、県の職員ということもあり、町に来ていただいたという部分で、今回残させていただいております。

以上です。

○**内藤純夫議長** よろしいですね。

他にございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** 先ほど5番議員も質問あったと思いましたが、第4条の関係で、一般職員の関係なのですが、確かに職員として長年勤務することですが、そのことが自治功労かどうかということはちょっと疑問がありますけれども、勤続表彰というのがいろんなところにあります。一般の会社でもありますし、いろんな団体の中にもあるのです。30年とか、そういう節目のときにやはり表彰し、また今までその職に貢献したことについて顕彰するということは一般的に行われていると思うのです。今、まち経営課長の話でいくと、職員が自治功労になるということはないと言いますが、勤続表彰的なものはこの対案として考えられたかどうか。

それと、あと8の審査会の関係なのですが、審査会で審査すれば、その前の6条の中での町議会

において特に必要があると認めたものとか、この辺の兼ね合いはもうちょっと整理したほうがいいのか、そんなふうにするのですけれども、この辺の兼ね合いというのはどんなものでしょうか。

2点ほどお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 2点目がまだちょっとまとまっていなくて申しわけありません。

1点目につきましては、先ほど申し上げましたけれども、生活の糧として我々働いている公務員なわけですけれども、その公務員に対しまして、またさらに税金を使って勤続何十年ということであっても、税金を使って表彰するようなことは避けていきたいということで、今回上程させていただきました。また、職員の互助的な部分につきましては、職員同士のということで、互助的な部分で勤続ということではあり得ると考えております。

済みません。審査会の関係ですけれども、審査会につきましては審査会の規則のほうを決裁で準備はできております。これにつきましては、審査会のほうにつきましては、職員の課長職を審査委員として予定しております。その審査会の中で、第6条に該当する人たちを選任し、議会に上程したいということになっております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、職員の関係ですけれども、これはある例ですけれども、私自身も四十数年勤めてきまして、ちょうど30年で1回勤続表彰を受けるのです。そのときは休暇を5日間もらったり、報奨金をもらったりということがあるのですけれども、私、長年役場に奉職しながら、一定のそういう褒賞制度というのは必要かな。ただ自治功労者としてはいかがなものかという気もしますけれども、そういう褒賞制度はやっぱりあるべきだなという気がします。

それと、せっかく見直しをしたということなので、第6条で決められたものを、これを審査するという事なので、ではこの6条の中に該当する者をただ単に審査に付すだけなのか、あるいは審査の過程で欠如されるものがあるのか、そのところは審査会が最終的な決断を下すのか、そのことだけちょっと教えてもらいたいと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 最終的な決断ということをございますけれども、この条例にのっとりまして最終的な決断というか、議決を得ないことには表彰もできないということで認識しております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足します。

若林議員おっしゃるとおりで、勤続に対する何かは必要だろうというふうに認識しています。ただし、自治功労はやはりそぐわないというふうに思います。今回、この議論があって、いろいろ周辺自治体のみ

ならず確認したのですけれども、これかなり珍しい形になっていまして、自治功労はふさわしくないという判断をしました。一方で、勤続表彰に関しては、例えば町村会の勤続表彰があったり、それはそれでそういう機会や場を設けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 では、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいま上程中の議案第58号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例について、結果的に反対の立場で討論いたします。

条例を改正して字句の整理をし、わかりやすくする、これは大変ありがたいことですし、結構なことでするのでよろしいかと思えます。そして、たまたま今議論になりました第4条に関しまして、横瀬町職員の方を外すということであれば、やはり県職である方についても、学校長さんですか、教職員さんですか、も外すべきであると思えますし、私の考えとしてはせっかくこういうことがあるのだから、薄給で頑張っている横瀬町の職員の皆さん、顕彰ぐらい続けているのだからいいではないかという考えもあります。町長のほうは、そぐわないというご判断されていますが、このぐらいなら残してもいいのではないかと一部に考えはあります。いずれにしても、今現在中途半端な状態にありますので、一回下げていただいて、ご検討いただいて、再上程していただくのがベターかと思えますので、この議案、この場においては反対の立場で討論させていただきます。ご賛同お願い申し上げます。

○内藤純夫議長 賛成討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第6、議案第58号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○内藤純夫議長 起立少数です。

よって、議案第58号は否決することに決定いたしました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第59号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第59号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律等の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部の説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第59号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。まず、条例改正の基本的な考え方ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、災害援護資金の貸付利率及び償還方法等が改正されたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第14条は見出しに保証人を追加し、第1項として、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の保証人の必置規定が削除され、災害援護資金を貸し付ける場合に保証人を立てるかどうかについては町の判断によることとされたため、新たに保証人を立てることができる旨を規定するものでございます。

第2項は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、これまで3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率を3%以内で条例で定める率とすることとされたため、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合、据置期間中は無利子とし、据置期間終了後は、その利率を延滞の場合を除き年1%とするものでございます。

第3項は、第1項の保証人は連帯保証人とし、保証債務は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条の違約金を包含することを新たに規定するものでございます。

第15条第1項は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、災害援護資金の償還方法に、月賦償還による方法を追加するものでございます。

第3項は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び同施行令の一部を改正する政令の制定に倣い、引用条項を整理するものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日と規定するものでございます。

附則第2項は、改正後の規定は、令和元年10月1日以降に生じた災害に係る災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸し付けは従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例ということで、今回の中身の中で14条の第2項ですか、災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合ということで、据置期間中は無利子、据置期間経過後はその利率を延滞の場合除き1%とするとあります。これは条例で定めるということで、かつて3%だったの、今度は1%で負担軽減になるというふうに思いますが、この1%は、どうしてこの1%にしたのかということの理由が1点であります。

2番目でありましたが、15条の関係で、第3項に規定している償還金の支払い猶予で、これの根拠規定を明らかにしましたということでもあります。この中で、法第13条、14条第1項及び16条並びに令第8条、9条、12条の規定によるものとあります。なかなか調べればわかるのですが、こういうことを言っているのですということの説明をしていただきたいと思えます。

3つ目は、これは法律の公布についてということで、6月7日付で内閣府の政策統括監から出されている中身で、市町村におけるこの弔慰金に対する中で、支払い猶予とか償還免除がありまして、報告、市町村における合議制の機関ということで、市町村は災害弔慰金及び災害障害児見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとするというふうなので書かれています。横瀬町、今回の中での合議制の機関についての考え方についての説明、3点でありませんが、よろしく願います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

14条2項の1%の根拠というお話でございます。こちらにつきましては、被災者負担の軽減、近隣市町村との格差が生じないようにすること等を踏まえ決定をさせていただきました。また、無利息でない理由でございますが、保証人を立てる場合、保証人が連帯保証人として債務を負担することになるということになりますけれども、保証人がいない場合は貸し倒れの危険性が高まって、債権回収が困難になることが予想されること、それと全額償還されない場合、町は償還期限到来時に貸付金の残金の償還をしなければならないことなどがあります。これらのことから、保証人がいる場合は無利子、いない場合は有利子とさせていただきます。

それから、15条第3項の内容ということでございますけれども、今回の法律の改正によりまして、法第13条償還金の支払い猶予については、災害弔慰金の支給に関する法律施行令の10条に規定されておりましたけれども、貸し付けを受けた方にとって支払い猶予制度が重要であること、さらに法第16条が報告等が追加され、支払いを猶予するか否かを判断するため、収入または資産の状況について報告を求めることができることとされたことにより、こちらの規定について明記されたものでございます。

それから、2つ目として法第14条の償還免除につきましてですが、免除事由として死亡または重度障がいの場合のほか、新たに破産手続の決定等を受けたときにも免除できるものとしたこと、また償還免除要件を明確にするため、政令から法律に引き上げたものでございます。

3つ目として、法第16条報告等については、償還金の支払い猶予、償還免除するか否かの判断に当たりまして、貸し付けを受けた方等の収入や資産の状況について報告を求めること、または官公署に対し必要

な文書の閲覧、資料提供を求めることができる旨の規定を追加したことによりまして、現行制度の中から保証人の関係が削除され、償還金の支払い猶予が新規に策定され、16条として報告等が規定をされ、それに基づいて法律、政令のほうの規定によるというような改正が行われたということでございます。

それと合議制の関係についてでございますけれども、今回の法律改正により、市町村は災害弔慰金及び災害補償見舞金の支給に関する事項、調査審議をするために、条例の定めるところによって、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることというふうになっております。審査会につきましては、市町村が単独で設置する方法のほか、地方自治法252条の14、第1項の規定に基づきまして、市町村が都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも差し支えないと規定をされております。このたび川越市さんのほうが独自にこの調査のほうを調査をいたしまして、過日結果が届いた内容を見させていただきますと、改正につきまして時期を見て改正が14市町、その他の市町村は改定しない、または未定と回答しているという現状でございます。現段階では、当町といたしましては他市町村の動向を注視するとともに、どのような形がよいのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第59号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することと決定いたしました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料と新旧対照表をごらんください。この条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行うものです。

改正の主なものは、第6条第4項、第5項では、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設が困難な場合の改正、第45条第2項では、満3歳児以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保を不要とする改正、附則第4項では、連携施設に関する経過措置5年を10年に改正、そのほか字句の整理等を行うものです。

改正の内容につきまして、字句の整理以外の部分について説明させていただきます。

第6条第4項では、家庭的保育事業による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる規定を追加するものです。

第6条第5項では、前項の場合において、家庭的保育事業者等は、第1号、第2号に掲げる利用定員が20人以上である認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒業後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないとする規定を追加するものです。第1号では、企業主導型保育事業に係る認可外保育施設、第2号では地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設と規定するものです。

第45条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる規定を追加するものです。

附則第4項では、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると町が認めるときは、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができるとされておりますが、その期限を5年間延長し10年に改めるものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨定めるものです。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 議案第60号であります。横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。この地域型保育事業の中での家庭的保育事業ということで、事業主体が市町村あるいは民間事業者等で保育実施場所等、保育者の居宅、その他の場所、施設、認可定員は1から

5人というふうになっているのが家庭的保育であります。今までもこの条例の改正案出てきたときに、横瀬町ではどうかというと、この地域型保育事業についてはやっているところないですよということの答弁だったと思います。また改めて今現状と今後の見通し、横瀬町でも何か保育園を開くというふうな話も、保育所ですか、保育園ですか、ちらっと見えるところもありますが、そこら辺も含めて、町として見通しを持っているよという点であります。ちなみに、こういう点は、多くは待機児童が多いところであって、できることをやっていこうではないかということの中身なのですが、横瀬町における待機児童の現状というのも含めて、1つはよろしく願います。

2つ目であります。言葉として使われている連携施設との連携というふうなのがあります。この内容等について、どういうことを、法はどんな規定をしているのかについての説明、2点であります。よろしく願います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 家庭的保育事業につきましては、横瀬町では該当する施設はありません。今後行いたいという話も伺ってはおりません。家庭的保育事業ではありませんが、3歳以上の児童対象で、小人数での自然保育を主とした幼児教育の認可外保育施設の開設が1件予定をされております。また、待機児童によりましては、横瀬町では、現在待機児童はおりません。ただ、特定の施設を希望しての自主待機児童はおります。この人たちにつきましては、保護者の育児休業延長により、全員の方が保育の必要がある状況ではありません。

もう一点、連携施設についてですが、地域型保育事業は連携施設を確保することが認可の要件の一つとなっております。連携施設は、幼稚園、保育所、認定こども園となっております。連携施設の役割としては、3つの項目が示されております。3歳児の受け皿、地域型保育事業所を卒園した3歳児の優先受け入れ枠の設定、2つ目が代替保育の提供、地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供するものです。3つ目が、保育内容の支援、園庭開放や集団保育を体験するための機会の提供等となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第61号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第61号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんください。この条例改正につきましても、国の基準の改正に伴い、横瀬町の条例も改正するものでございます。第10条第3項に指定都市の長を加える改正を行うものです。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員は、保育士の資格を有するなど第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定しております。平成31年度から指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとする省令の改正を受け、本条例も同様に改正するものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨規定しております。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 放課後児童支援員の関係であります。横瀬町においては、児童館等を含めて放課後児童支援員が必要だと思えます。研修の受講者数と、今後対象者はいるのかどうか。今回は、指定都市が入りましたが、一般的に埼玉県が行っている点を進めていると思えますので、研修の受講者数と、今後対象者が何名いるのかについて、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 横瀬町では、学童保育室で放課後健全育成事業を行っております。学童保育室の指導員は現在7名おります。そのうち6名が埼玉県が行う研修を修了し、支援員の資格を有しております。1名につきましては、年齢が上の方もいらっしゃいますので、その方については受講希望はありません。ただ、その7名でシフトを組んで保育を行っておりますけれども、基準に適した配置で保育を行っている状態、状況でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第61号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第62号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第62号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料と新旧対照表をごらんください。この条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行うものです。

改正の主なものは、第42条第2項、第3項では、代替保育を行う連携施設が困難な場合の改正、第42条第4項、第5項、第8項では、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設が困難な場合の改正、附則第5項では、連携施設に関する経過措置5年を10年に改正、そのほか字句の整理等を行うものです。

改正の内容について、字句の整理以外の部分について説明させていただきます。第42条第2項では、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であって、要件を満たすと認める場合には、代替保育の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる規定を追加するものです。要件については、第1号で特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること、第2号で代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることと規定するものです。

第42条第3項では、前項の場合において、連携協力を行う者を適切に確保しなければならないことの規定を追加するものです。連携協力を行う者は、第1号では、特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所以外において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業A型、B型または事業所内保育事業を行う者、第2号では、特定地域型保育事業を行う場所または事業所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者と規定するものです。

第42条第4項では、特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる規定を追加するものです。

第42条第5項では、前項の場合においては、連携協力を行う者を適切に確保しなければならないことの規定を追加するものです。連携協力を行う者は、第1号では、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、第2号では、地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって町長が適当と認めると規定するものです。

第42条第8項では、満3歳以上の子供を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、規模、定員20人以上や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であり、3歳から5歳児を受け入れている事業所も存在することを踏まえ、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる規定を追加するものです。

附則第5項では、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると町が認めるときは、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができると規定されておりますが、その期限を5年間延長し10年に改めるものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨定めるものです。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど伺います。

この特定教育・保育施設は横瀬町にないということで、条例の整備という形での理解としているところでもあります。1点は、この中にあった、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令についてということで、今回この基準の中身についてではありますが、内閣府の府令の題名を特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準というふうに改めるといふふうになっています。ここの整合性なのです。条例上の文章のつくり方の中での基準で、こっちはこうなっていますが、ここのところはこの施行日が令和元年10月1日となっています。5月31日に公布されて、10月1日から、これは内閣府令ですか、こういうふうになっているので、ここのところの扱いがどうかという点が1点であります。

もう一点は、先ほど言葉として出てきた、なかなかわかりにくいところなので、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型というふうなのはどのようなものであるかについて説明していただければと思いますので、2点であります、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

今回の条例改正につきましては、内閣府令7号による改正となっております。国の基準名の変更の内閣府令は8号で行われておりますので、今回条例改正の提案理由を内閣府令7号での題名とさせていただきます。

もう一点、小規模保育事業についてですけれども、小規模保育事業とは、比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気のもとできめ細かな保育を実施するとなっております。ゼロ歳から2歳児までが対象で、認可定員は6人から19人となっております。A型につきましては、より保育所に近い形態となっております。職員の配置基準につきましては、全員が保育士資格を有し、従来の保育所よりも保育士を1名多く配置することとなっております。B型につきましては、職員の半数以上が保育士で、そのほか研修を修了した保育に従事する職員となっております。配置基準につきましては、人数につきましてはA型と同様となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第62号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第11、議案第63号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第63号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回は歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億899万7,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,950万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 4時00分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、何点か伺います。

両方ともダブったりするので、支出のほうから求めます。最初に、15ページの細かい点なのですが、先ほど課長が言った中で、特別保育事業費補助金ということで、乳児と、それから障がいという形でありました。乳児のほうは、認定保育園ということですが、障がいの通園に対する補助ということで、個人情報等あるというふうに思いますが、どういう内容であったかについてが1つであります。

それから、17ページであります。先ほど課長から説明あった、有害鳥獣駆除防止作業の中で、有害鳥獣の捕獲事業従事者補助金ということで、これは一部負担というふうになっているという説明でありました。町の有害鳥獣にやってもらったら全額負担でもいいのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺の負担金の考え方どうなっているかについてが2つ目であります。

それから、3つ目は、産地パワーアップ事業費補助金であります。これも昨年も計上されて、どこどこだよって、農業法人だよということでありましたのですが、実際にやったのはどうかというと、いや、そこではなくて違うところだったよということになっていたんで、ここで確定というふうな見方でいいのかどうかの点です。昨年を踏まえた点での質問となります。

それから、全般的な点での災害復旧の関係であります。今12月に申請して、12月に査定を受けて、それから決まっていきますということではありますが、今の激甚災害で3分の2を補助しますというところの町が要望している点がこうです、いや、国がこれだけ認めますよというふうになっているのか、そここのところの、今見込みとして予算計上したか、ある程度確定数字なのかというところがあります。そここのところ説明をお願いします。

もう1点、区分分けをしたところではありますが、これは収入のほうで伺います。10ページです。県の支出金の中で、県支出金の県補助金、総務費県補助金の中で、地方創生推進交付金が移住就業等支援金支給事業補助金って、正しくはというふうになったところというのは説明が先ほどありました。これで支給のところで見ると、これがどれが地方創生交付金なのだからというのが、単なる今までの気がついたのをこれを変えたのかどうかという点について、なぜそうだったのかについての説明をよろしくをお願いします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、乳幼児途中入所促進事業の補助金について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前年度に比較して年度当初、4月から6月の3カ月間において3号認定、ゼロ歳児から3歳までのクラスにおいて前年度と同様に人数よりも多く配置した場合に、ちっちゃいお子さんですとお母さんのほうの職場復帰とかで途中入所というのが多く考えられますので、それに備えて多く配置を、保育者さんを配置している場合に、4月から6月に限ってこの補助金を活用できるという制度でございます。こちらにつきましては、園が所在する市町村が補助金を出すという要綱になっております。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、災害復旧事業の国費の関係でございます。

災害復旧事業につきましては、国費申請につきましては、被害の大きかった町道1号線、107号、122号につきまして、これは被災後大急ぎで設計等を行っておりまして、復旧工事の設計に基づいて申請をしてあるものでございます。なので、補助率は3分の2で計算して申請をしています。国のほうの災害査定ですけども、これははっきりとした日程は決まりませんが、来週中に災害査定が入るという予定になっておりますので、そこで補助金の額が決まってくると、実際に決まってくるというふうになろうかと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず1点目、有害鳥獣の捕獲事業従事者の補助金でございます。こちらにつきましては、狩猟の登録の金額に対しては一部となります。この理由でございますが、有害鳥獣捕獲の時期でない11月の15日から2月の間、こちらは通常の年であれば有害鳥獣とは関係なく、その方が狩猟に行かれている時期です。本年についてはイノシシの豚コレラ関係がありましたので、有害鳥獣という期間が今長くなっていますが、そのような時期もございますので、狩猟登録の一部の金額を補助しています。

続きまして、産地パワーアップにつきましては、今年度のこの申請については確定していると認識しています。

最後の災害の県からの補助金の関係でございます。こちらについては、県の補助金ですが、国を経由してきています。現時点において、少しこの限度額のあたりで見込みと相違しているところもありますが、近い金額ということで進んでいるものと考えています。ただ、今月25日の査定の結果を待たないということになるかははっきりしたことは言えません。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 科目の予算措置の把握誤りということございまして、間違った科目で予算取りしていたということございますので、今回修正させていただいたということございます。歳出のほうも財源充当において充当し直しておりますので、支出の動きはございません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第63号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時19分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第12、議案第64号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第64号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億400万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時22分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第64号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第13、議案第65号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第65号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,976万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前年に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時28分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点をよろしくお願いたします。

13ページであります。第1号通所事業負担金230万円です。第1号通所サービスにつきましては、現行の通所介護サービスと、それから多様なサービスということで、通所型サービスAとか通所型サービスB、Cに分かれているのではないかと思います。これの内訳がどうなっているかわかりましたらよろしくお願いたします。

以上です。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 申しわけありません。今手元に内訳資料がございません。後ほど報告いたします。

○内藤純夫議長 その他質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第65号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第14、議案第66号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第66号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万9,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,378万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時33分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第66号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第15、議案第67号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第67号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,622万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時36分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第67号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 総員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第16、議案第68号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第68号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ5,779万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時39分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第68号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎陳情第8号の上程、説明、委員会付託

○内藤純夫議長 日程第17、陳情第8号 筆界特定に関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、事務局長をして説明させます。

事務局長。

○小泉 智事務局長 それでは、説明させていただきます。

筆界特定に関する陳情でございます。

提出者は、横瀬町大字横瀬6144番地4、中原靖高氏。

提出年月日は、令和元年11月29日で、陳情の趣旨でございますが、筆界特定を行った結果、面積の相違が出たこと。また、当時の書類にそごがあること。この状況を町に相談し、要望を行ったが「要望には添えない」との回答があったことから、この対応でよいかご検討くださいというものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 事務局長の説明を終わります。

ここで陳情第8号の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと思います。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 様式がそろっておりますので、地元の方の陳情ですので、委員会付託をしたらいかかと思えます。担当は、総務文教厚生委員会だと思いますので、よろしくお諮り願います。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

ただいまご発言がありましたように、この陳情第8号 筆界特定に関する陳情につきましては、これを所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることとしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時44分

○内藤純夫議長 それでは、再開いたします。



◎会議時間の延長

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2項の規定により延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

それでは、また暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時45分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○内藤純夫議長 ただいま12番、若林清平議員から、発議案第3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置について提案が出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。



◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 追加日程第1、発議案第3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程いたしました発議第3号の提出者といたしまして一言申し上げまして、提案にかえさせていただきます。

提案理由といたしましては、現在横瀬町が進めております町の小学校校舎整備事業に関する調査検討並びに審査等を行うため、横瀬町議会委員会条例に基づく特別委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、特別委員会の内容といたしましては、名称といたしまして横瀬小学校校舎整備事業特別委員会、委員の定数が10名、目的は横瀬小学校校舎整備事業に関する調査検討並びに審査等。閉会中の審査といたしまして、この委員会は閉会中も審査するということとなります。なお、設置期間であります。本委員会は調査検討並びに審査等が終了するまでとするものであります。皆さん方のご賛同をいただき、特別委員会が設置できますようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 続きまして、賛成者の発言を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長のお許しを受けましたので、発議案第3号につきまして賛成者としての発言をいたします。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置について賛成者として発言いたします。今回の横瀬小学校校舎の整備事業は、当町において50年に1度の大事業であると考えます。当議会としても積極的にこの整備事業にかかわることが議会としても、また議員としても責務であると考えます。執行部との情報等の共有を図り、最適な校舎建設の実現に向け、調査検討及び審査等が不可欠であると考えます。学校校舎建設をよりオープンに進めるためにも、特別委員会の設置が必要であると考えます。議員各位の賛同を求めまして、発言といたします。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議案第3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

ただいま発議案第3号 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の設置についてを議決していただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任について、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任について、追加日程第3、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の正副委員長の互選についてをそれぞれ日程に追加し、直ちに議題とすることと決定いたしました。

◇

◎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任

○内藤純夫議長 追加日程第2、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

ここで、お諮りいたします。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員の選任については、慣例に倣い、議長指名とさせていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

それでは、ご指名させていただきます。

1番 向井芳文議員 2番 黒澤克久議員

3番 阿左美 健 司 議員 4番 宮 原 みさ子 議員
5番 浅 見 裕 彦 議員 6番 新 井 鼓次郎 議員
8番 大 野 伸 惠 議員 9番 若 林 想一郎 議員
10番 関 根 修 議員 12番 若 林 清 平 議員

以上、10名でお願いしたいと思います。



◎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選

○内藤純夫議長 追加日程第3、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選については、委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、委員会において互選をお願いいたします。

互選をいただく間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時54分

再開 午後 4時56分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選につきまして、委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、互選していただきました。その結果を事務局長より報告していただきます。

事務局長。

○小泉 智事務局長 それでは、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会正副委員長の互選をしていただきましたので、その結果につきまして私のほうからご報告をさせていただきます。

委員長 9番 若 林 想一郎 議員

副委員長 6番 新 井 鼓次郎 議員

以上でございます。

○内藤純夫議長 ただいま事務局長が報告したとおりでございます。ご了承いただきたいと思います。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 先ほどの令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算におきまして、浅見裕彦議員の質問に答弁漏れがございましたので、今許可いたします。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 申しわけありません。補正の中の1号通所事業の補正額230万円の内訳というようなお質問であったかと思いますが、この1号通所サービスの部分は、現行相当、それから旧制度を引き継いだ緩和型の基準のA型というものが分かれているわけなのですが、これまでの半年間の実績を見まして、今後伸びそうだというものの比率で230万円見たわけであります。この半年間の支出の内訳で見ますと、現行相当が98.64%、600万円先になっております。緩和型につきましては8万3,000円という額で、全体としては1.35%というような支出になっております。

以上です。



◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長、また横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいたしたいと思います。

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しましての不適當または不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和元年第5回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 浅 見 裕 彦

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎